

## 第1編 総論

### 第1章 総則

#### 第1節 目的

##### 1 目的

この計画は、大阪府域において、武力攻撃等から府民等の生命・身体及び財産を保護し、府民生活・府民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処措置などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

##### 2 対象

この計画は、府域の住民はもとより、武力攻撃事態等の発生の際に、通勤、通学、旅行などで府域に滞在する者や、府県域を越えて府域に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。

#### 第2節 事態対処法制

##### 1 事態対処法

平成15年6月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。

##### 2 関連法制

武力攻撃事態等の対処にあたっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。

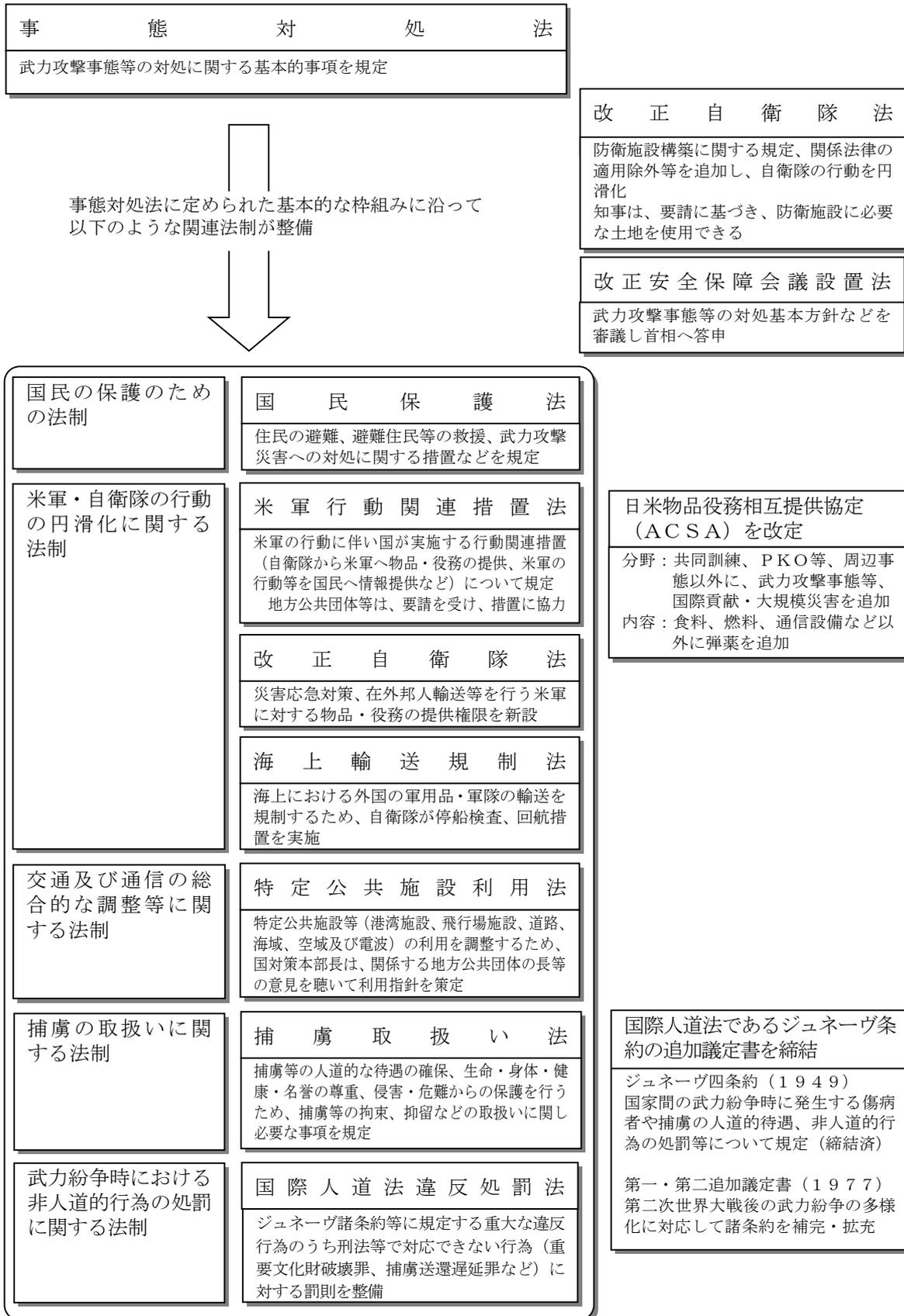
- i 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）

- ii 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- iii 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
- iv 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）
- v 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
- vi 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
- vii 自衛隊法の一部を改正する法律

このうち国民保護法は、武力攻撃事態等における国民の保護について、国、地方公共団体、指定公共機関等の具体的な役割分担等を定めるとともに、避難、救援、武力攻撃災害への対処等に関する措置等に関し必要な事項を定めたものである。

また、関連する条約としては、ジュネーヴ諸条約のほか、**1949年8月12日**のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）、**1949年8月12日**のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第二追加議定書）がある。また、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）がある。

《図：武力攻撃事態等への対処に関する法制》



### 第3節 国民保護措置等

国民保護法では、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や地方公共団体などは国民保護措置等を実施することとされている。

武力攻撃等が発生した場合、国・府・市町村等は、以下のような流れで、国民保護措置等を実施することになる。《図：国民保護措置等の実施の流れ》

「武力攻撃」（我が国に対する外部からの武力攻撃）や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」（大規模テロ等）が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「事態対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。

これを受け、都道府県、市町村は、「国民保護対策本部」等を設置し、国民保護計画に基づき、「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」を実施する。

「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」は、主として、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処により構成されている。

「避難」では、まず事態の発生に伴い、国が警報を発令し、都道府県は市町村へ通知し、市町村が住民へ伝達する。次に、国が要避難地域と避難先地域を定めるので、これを受けて、都道府県は主な避難経路と交通手段等を示し、市町村を通じて住民へ避難指示を行い、市町村が住民を避難誘導する。

「救援」では、都道府県は避難施設等において、市町村等の協力を得ながら、避難住民等に対し、水、食料や医療の提供などを行う。

また、安否情報については、市町村が中心となって収集し、その情報を都道府県は整理して国へ報告を行い、住民等への提供は、市町村、府及び国が、個人情報の保護に十分留意し、実施する。

「災害対処」では、市町村等が消火活動などを行うとともに、都道府県等と協力して、警戒区域を設定し、立入制限などを行い、二次災害を防止する。

《図：国民保護措置等の実施の流れ》



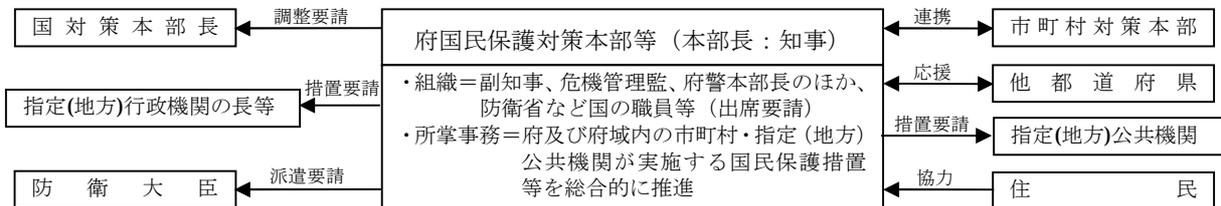
武力攻撃事態の類型	緊急処理事態の事態例
①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃	①原子力施設の破壊、石油コンビナートの爆破等 ②ターミナル駅や列車の爆破等 ③炭疽菌やサリンの大量散布等 ④航空機による自爆テロ等



対処基本方針等（閣議決定）
①事態の認定・認定の前提となった事実 ②事態対処に関する全般的な方針 ③対処措置に関する重要事項
国民保護対策本部等を設置すべき地方公共団体の指定（閣議決定）



事態対策本部等（本部長：内閣総理大臣）
①事態を終結させるための措置（攻撃排除措置、外交上の措置など） ②国民を保護するための措置



府国民保護計画

国民保護措置等						
	避難		救援		武力攻撃災害対処	
	警報	避難	食料・医療	安否情報	消防	警戒区域
国	発令	措置指示	救援指示	国民へ提供	(措置指示)	
府	通知	避難指示	関係者に提供を要請	国へ報告 住民へ提供	(措置指示)	緊急の場合 府も設定
市町村	警報を住民へ伝達	住民を避難誘導	救援事務の一部を実施	収集・整理 住民へ提供	住民を火災等から保護	区域を設定し 立入制限等

## 第4節 国民保護計画

### 1 国民保護計画の策定の流れ

国民保護措置等の実施にあたっては、国民保護計画をあらかじめ策定し、これに基づき実施することになっている。

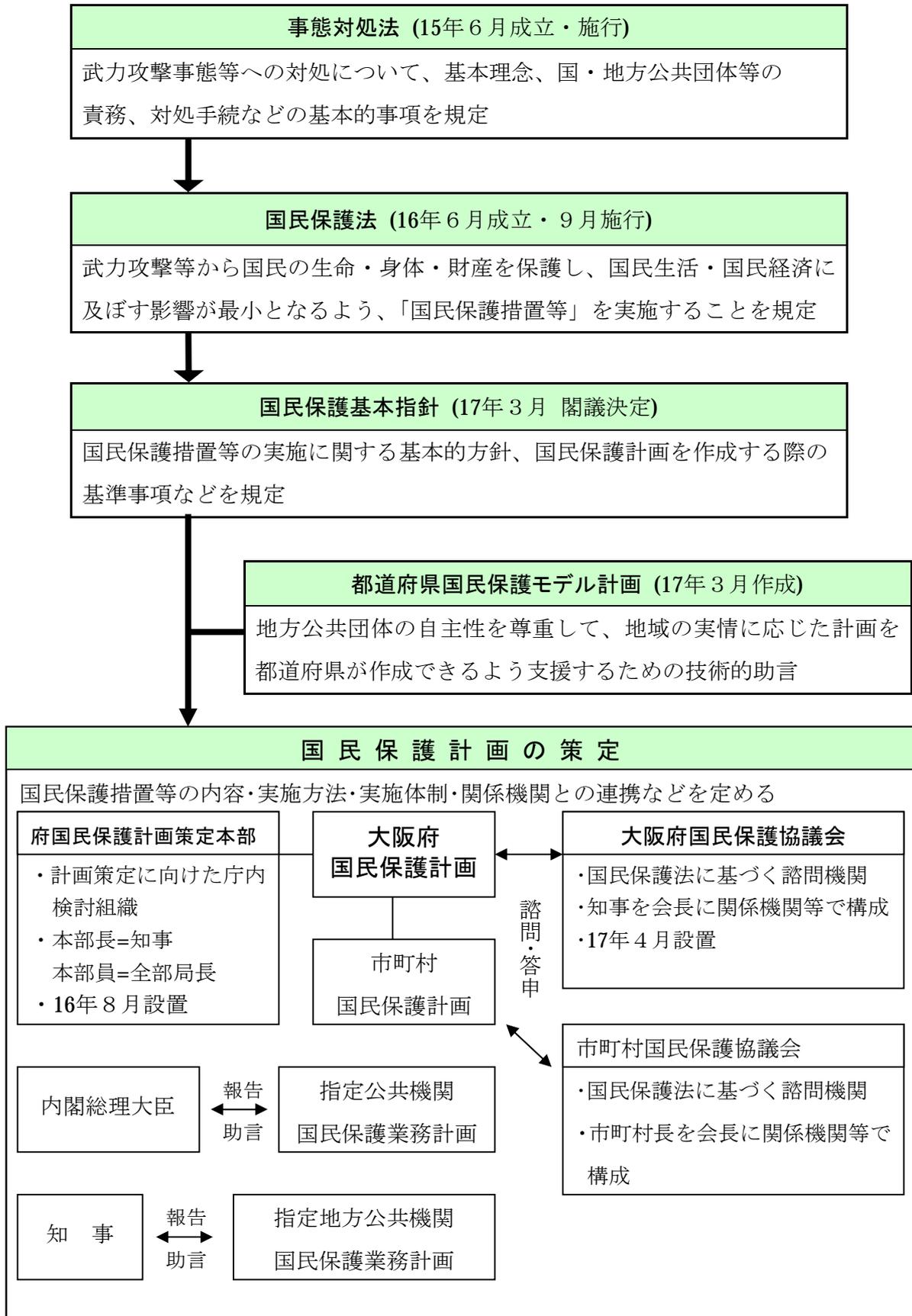
国民保護法では、計画策定のガイドラインとなる「国民の保護に関する基本指針」（以下、「国民保護基本指針」という。）を国が作成し、これに基づいて、都道府県知事は、「国民保護計画」を策定する。この国民保護基本指針には、国民保護措置等の実施に関する基本的方針や計画を策定する際の基準事項が規定されており、平成17年3月に閣議決定された。

また、消防庁において、都道府県の計画づくりを支援するための技術的助言として、同年3月、「都道府県国民保護モデル計画」が作成された。

これらを踏まえ、都道府県知事は、「国民保護協議会」を設置し、諮問したうえで、計画を策定する。

また、都道府県の計画に基づき、国民保護基本指針を踏まえたうえで、各市町村長は国民保護計画を、指定地方公共機関は、国民保護業務計画を策定するものとする。

《図：国民保護計画の策定の流れ》



## 2 大阪府国民保護計画

### (1) 計画の位置づけ

府は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民保護基本指針及び国民保護計画に基づき、府民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する責務を有する。知事は、その責務にかんがみ、国民保護法第34条及び第182条の規定に基づき、国民保護措置等を実施するための基本的な枠組みを定めるものとして、府国民保護計画を策定する。

また、本計画に基づく措置を円滑に実施するため、別途具体的な実施手順などを定める「実施マニュアル」を作成する。なお、計画や実施マニュアルの作成にあたっては、「大阪府地域防災計画」や「大阪府危機管理対応指針」等に基づく取組みの蓄積をできる限り活用する。

### (2) 府国民保護計画に定める事項

府国民保護計画においては、国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項及び同法第182条第2項に規定する事項について定める（具体的には次のとおり）。

- i 府域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ii 府が実施する国民保護法第11条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- iii 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- iv 国民保護法第35条第1項の規定による府域の市町村の国民保護計画及び第36条第2項の規定による指定地方公共機関の国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- v 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- vi 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- vii 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項
- viii 前各号に掲げるもののほか、府域に係る国民保護措置等に関し知事が必要と認める事項

### (3) 計画の作成・見直しと変更手続

#### ア 府国民保護計画の作成

府国民保護計画の作成にあたっては、国民保護法第34条及び第37条第3項の規定に基づき、次の手続等をとった。

- i 大阪府国民保護協議会への諮問
- ii 指定行政機関の国民保護計画及び他府県の国民保護計画との整合性の確保
- iii 他府県と関係のある事項に関する当該府県知事からの意見聴取
- iv 総務大臣経由の内閣総理大臣への協議
- v 計画作成時の住民への公表
- vi 計画作成時の大阪府議会への報告
- vii 計画作成時の市町村長及び指定地方公共機関等への通知

#### イ 府国民保護計画の見直し

政府の策定する国民保護基本指針は、政府における国民保護措置等についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。府国民保護計画についても、今後、国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。府国民保護計画の見直しにあたっては、大阪府国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### ウ 府国民保護計画の変更手続

府国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、府国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、府議会に報告し、公表するなど、計画作成時と同様の手続をとる。

ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、府国民保護協議会への諮問、内閣総理大臣への協議は行わない。

#### エ 実施マニュアルの作成等

実施マニュアルの作成・変更にあたっては、関係機関と十分協議し、その意見を尊重する。また、計画と同様、不断の見直しを行う。

### (4) 計画の作成又は変更に係る関係機関との調整等

ア 知事は、計画の作成又は変更のために必要がある場合には、指定（地方）行政機関の長、市町村長並びに指定（地方）公共機関及びその他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

イ 府は、国民保護法第35条第5項の規定による市町村国民保護計画の協議を通じて、府が行う国民保護措置等と市町村の行う国民保護措置等との整合性の確保を図る。

ウ 知事は、指定地方公共機関から国民保護法第36条の規定による報告を受けた場合

には、府域における国民保護措置等を総合的に推進する観点から、必要に応じて助言を行う。

### 3 市町村国民保護計画

#### (1) 市町村国民保護計画に定める事項

市町村国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項及び同法第182条第2項に規定する事項について定めるものとする(具体的には次のとおり)。

- i 当該市町村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ii 市町村が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- iii 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- iv 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- v 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- vi 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項
- vii 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民保護措置等に関し市町村長が必要と認める事項

#### (2) 計画の作成・見直しと変更手続

##### ア 市町村国民保護計画の作成

市町村国民保護計画の作成にあたっては、次のことを行うものとする。

- i 市町村国民保護協議会に諮問する。
- ii 指定行政機関の国民保護計画、府国民保護計画及び他の市町村の国民保護計画との整合性を確保する。なお、他市町村と関係のある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聴く。
- iii 府知事に協議する。

また、市町村国民保護計画を作成したときは、次のことを行うものとする。

- i 住民に公表する。
- ii 市町村議会に報告する。

##### イ 市町村国民保護計画の見直し

市町村国民保護計画については、今後、国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行うものとする。市町村国民保護計画の見直しにあたっては、市町村国民保

護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### ウ 市町村国民保護計画の変更手続

市町村国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市町村国民保護協議会に諮問の上、府知事に協議し、その同意を得た後、市町村議会に報告し、公表するなど計画作成時と同様の手続をとるものとする。

ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市町村国民保護協議会への諮問、府知事への協議は行わないものとする。

### (3) 計画の作成又は変更に係る関係機関への協力要請

市町村長は、計画の作成又は変更のために必要がある場合には、指定（地方）行政機関の長、知事並びに指定（地方）公共機関及びその他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。

## 4 指定地方公共機関国民保護業務計画

### (1) 指定地方公共機関国民保護業務計画に定める事項

指定地方公共機関国民保護業務計画においては、国民保護法第36条第3項各号に掲げる事項及び同法第182条第2項に規定する事項について定めるものとする（具体的には次のとおり）。

- i 当該指定地方公共機関が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- ii 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- iii 国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- iv 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項
- v 前3号に掲げるもののほか、国民保護措置等の実施に関し必要な事項

### (2) 業務計画の作成・見直しと変更手続

ア 指定地方公共機関は、府国民保護計画に基づいて、自主的に国民保護業務計画を作成するものとする。

イ 業務計画の作成にあたっては、当該計画の下で業務に従事することとなる者の意見を始めとして、広く関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

ウ 指定地方公共機関は、国民保護業務計画を作成したときは、速やかに指定者である府知事に報告するものとする。また、これを関係府県の知事及び関係市町村長に通知するとともに、住民に公表するものとする。

エ 国民保護業務計画を自主的に見直し、計画を変更する場合もイ、ウに準じて行う

ものとする。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、ウ前段の報告は要しないものとする。

**(3) 業務計画の作成又は変更に係る関係機関への協力要請**

指定地方公共機関は、業務計画の作成又は変更のために必要がある場合には、指定（地方）行政機関の長、知事、市町村長並びに指定（地方）公共機関及びその他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。

## 第2章 基本方針

府は、以下の事項を国民保護に関する基本方針とし、特にこれらの事項に留意して国民保護措置等を実施する。

### 1 基本的人権の尊重

国民保護措置等の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保

国、近隣府県、府内市町村並びに指定（地方）公共機関と平素から情報の共有化を図り、相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力

国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定により、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民の協力は、その自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないことに留意する。

また、避難や救援などにおいて国民の自発的協力が得られるよう、平素から広報・啓発等に努める。

## 6 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定（地方）公共機関の国民保護措置等の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

## 7 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細やかな保護について留意する。

また、国民保護措置等を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

## 8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じた安全の確保に十分に配慮する。

## 9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置等の実施に際しては、地域防災計画や危機管理対応指針その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

また、阪神・淡路大震災の経験と復興の過程で培ってきた様々な蓄積を活かしつつ、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化などに努めるとともに、ボランティアへの支援を行うなど地域防災力のより一層の強化を図る。

## 第3章 関係機関の責務と役割

### 第1節 関係機関の責務等

国民保護措置等の実施主体である府及び関係機関の責務等は、次のとおりである。

#### 1 国

国は、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民保護措置等を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置等を的確かつ迅速に支援し、並びに国民保護措置等に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備するものとされている。

#### 2 府

府は、自ら住民に対する避難の指示、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、府域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する。

#### 3 市町村

市町村は、自ら警報等の住民への伝達や避難誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、市町村域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進するものとする。

#### 4 消防本部等

消防本部等は、武力攻撃災害への対処や避難住民等の救援を行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を行うものとする。

#### 5 消防団

消防団は、市町村長の指揮の下、武力攻撃災害への対処を消防本部等と協力して行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を他の関係機関と連携して行うものとする。

## 6 府警察

府警察は、住民避難等のための交通規制を実施するとともに、市町村長等の要請に応じて、避難住民の誘導や生活関連等施設の警備などの措置を行うものとする。

## 7 第五管区海上保安本部等

第五管区海上保安本部等は、船舶内に在る者への警報等の伝達や避難住民の誘導、武力攻撃災害への対処などの措置を行うものとされている。

## 8 自衛隊

自衛隊は、知事から避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置等に関する要請を受けた場合で、防衛大臣が事態やむを得ないと認めるとき、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない範囲で、可能な限り国民保護措置等を実施するものとされている。

## 9 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置等を実施するものとされている。

## 10 住民の協力

府、市町村等は、国民保護法の規定により、①避難住民の誘導に必要な援助、②避難住民等の救援に必要な援助、③消防、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な援助、④保健衛生の確保に必要な援助について、安全性の確保に配慮したうえで、自発的な協力が得られるよう要請することができることとされている。

## 第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置等に関し、府、市町村、指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

### 1 地方公共団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
府	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、府の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、立入制限区域の指定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>
市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> </ol>

	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 2 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各府県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局との連携</li> <li>3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</li> <li>4 警察通信の確保及び統制</li> </ol>
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</li> <li>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</li> <li>3 非常事態における重要通信の確保</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成</li> </ol>
近畿財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>2 金融機関に対する緊急措置の要請</li> <li>3 普通財産の無償貸付</li> <li>4 被災施設の復旧事業費の査定の上会</li> </ol>
大阪税関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸入物資の通関手続</li> </ol>
近畿厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援等に係る情報の収集及び提供</li> </ol>
大阪労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の雇用対策</li> </ol>
近畿農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</li> <li>2 農業関連施設の応急復旧</li> </ol>
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給</li> </ol>
近畿経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ライフライン（電気、ガス、工業用水道）の復旧対策</li> <li>2 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保</li> <li>3 事業者（商工業等）の業務の正常な運営の確保</li> </ol>

中部近畿産業保安監督部近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全</li> <li>2 鉱山における災害時の応急対策</li> </ol>
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> </ol>
近畿運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運送事業者への連絡調整</li> <li>2 運送施設及び車両の安全保安</li> </ol>
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飛行場使用に関する連絡調整</li> <li>2 航空機の航行の安全確保</li> </ol>
大阪管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象状況の把握及び気象情報の提供</li> </ol>
第五管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</li> <li>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</li> <li>3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等</li> <li>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示</li> <li>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ol>
近畿地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</li> </ol>
近畿中部防衛局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</li> <li>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</li> </ol>

### 3 指定（地方）公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び旅客の運送の確保 2 緊急物資の運送及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路及び 空港の管理者	1 河川管理施設、道路及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	1 要援護者支援等に対する協力 2 ボランティア活動に関する協力
公益財団法人 大阪府消防協会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練

## 第4章 府の地理的、社会的特徴

### 第1節 地形

大阪府は、西側南半分は大阪湾に面し、西側北半分は兵庫県、北側は京都府、東側は生駒、葛城の両山地をへだてて奈良県及び南側は和泉山脈を境として和歌山県とそれぞれ隣接しており、わが国のほぼ中央部に位置している。

面積は、1,905.14平方キロで、国土面積約38万平方キロの0.5%となっている。

#### 1 山地

奈良県、和歌山県と境を接する金剛山地は本府東南に起こり、生駒山地と結んでいる。金剛、葛城、信貴、生駒の諸山はこれらに属している。また、本府南部には和泉山脈があり、北部では中国山脈の末端が南に伸び、能勢、箕面の諸山を擁している。

#### 2 河川

大阪府域における二大河川は淀川と大和川であるが、淀川はその源を琵琶湖に発し、途中、木津川、桂川を集めて本府北東部に入り、毛馬より二つに分かれ、西へ淀川、南に旧淀川（大川）、中之島をはさみ堂島川、土佐掘川に分流後、再び合流し、安治川となり大阪湾に注いでいる。

一方大和川は、奈良県に源を発し、金剛山地と生駒山地の間を流れて府内に入り、藤井寺市・柏原市で石川と合流し、八尾市、松原市、大阪市、堺市との間を縫って西に流れ大阪湾に注いでいる。

このほかの主要な河川として神崎川、寝屋川、石川、大津川等の諸河川がある。

#### 3 池・沼

池・沼は、府域に約1万2000箇所点在するが、多くは田畑の灌漑用かんがいに供せられているもので、そのうち規模の大きなものとして滝畑ダム（河内長野市）を始め、久米田池（岸和田市）、狭山池（大阪狭山市）、光明池（和泉市）等がある。

#### 4 平野

上記1に掲げた山地に囲まれ、淀川、大和川の堆積作用によりできたのが大阪平野で、

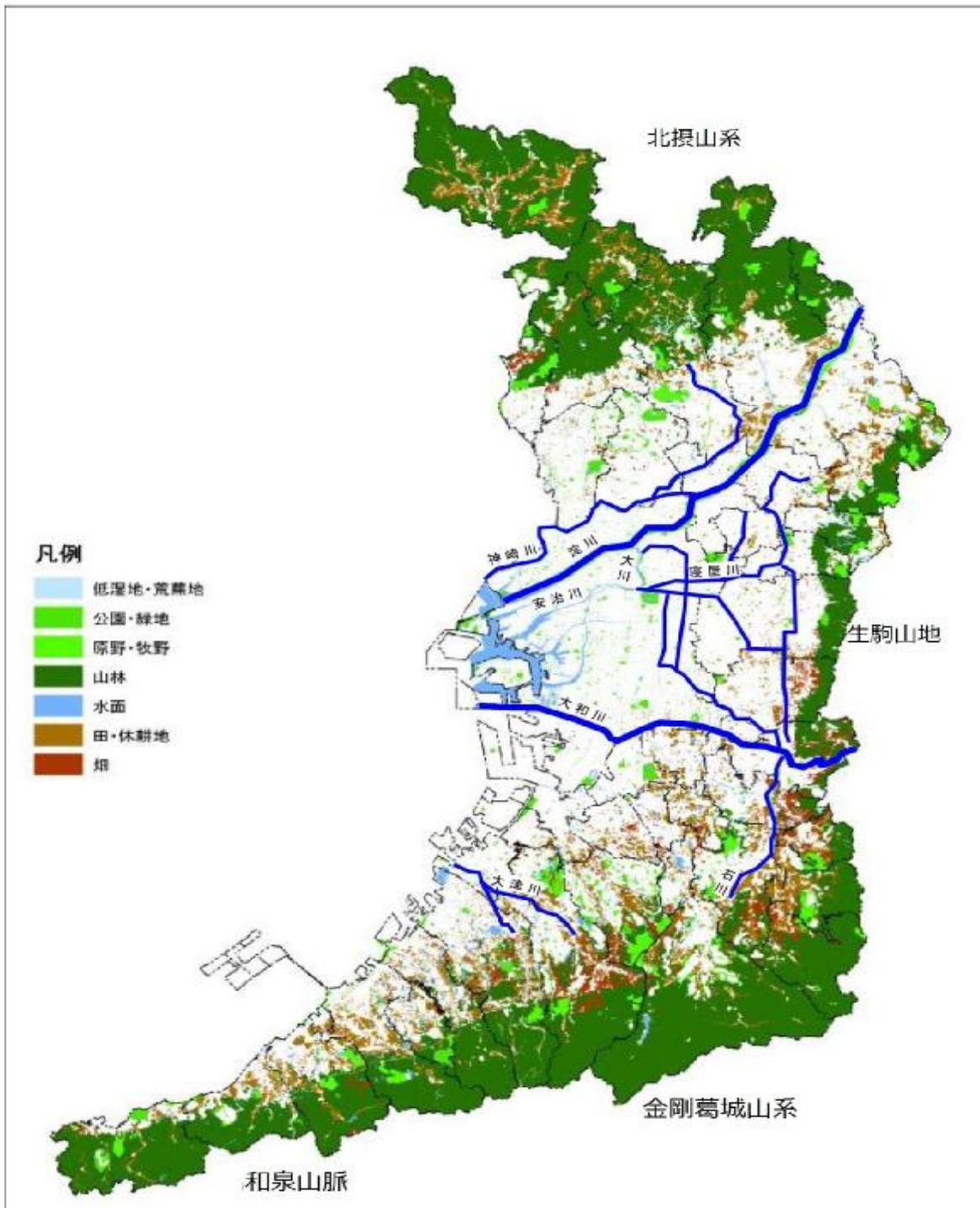
大阪湾に臨んでいる。大阪平野は、大阪市内の上町台地一帯を除いて、概して低地帯である。

## 5 海岸

大阪湾は、大阪平野、六甲山系、淡路島に囲まれ、一方は明石海峡を通じて播磨灘に、もう一方は紀淡海峡を経て紀伊水道に通じ太平洋につながっている。大阪府はこのうち、中島川河口の兵庫県境を北端として南西方向に和歌山県境まで、緩やかな弧を描く延長**230km**の海岸線を有し、これに大阪市から岬町に至る9市3町が面している。

現在の大阪府の海岸は、泉南市と阪南市の境界を流れる男里川を境に大きく2つの性格を持ち、以北では人工海岸、以南の阪南市、岬町では半自然、自然海岸の様相を呈している。

また、大阪湾は、湾口が南を向いているため、台風が通過すると高潮が発生しやすい。



## 第2節 気候

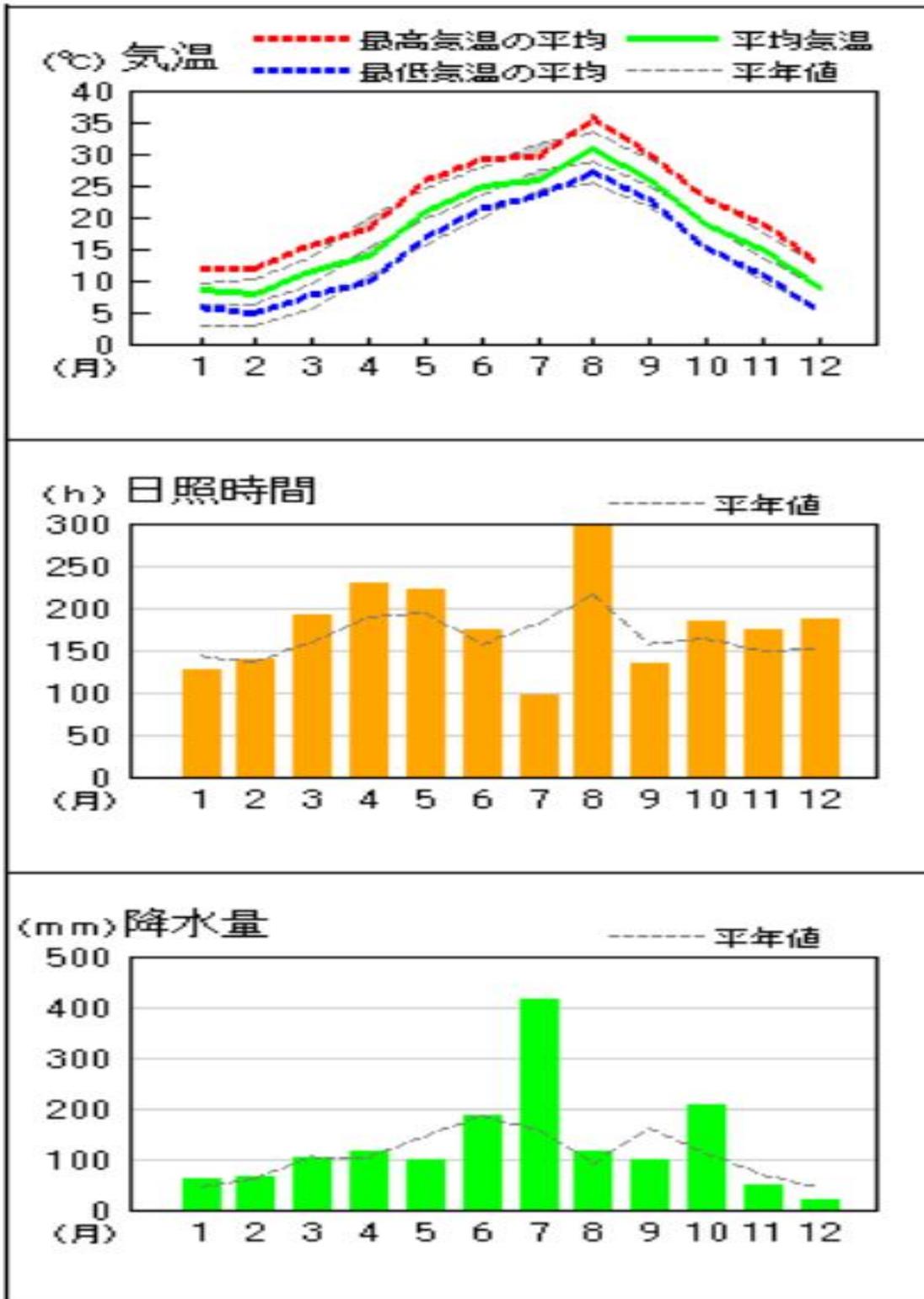
大阪府の気象は、山岳と海洋の影響を受け、年平均気温は海岸地帯がもっとも高く、摂氏17度を記録している。平野地帯では16度内外、山麓地帯では13度台、山岳地帯では11度台である。

また、大阪府は、西日本でも比較的雨量の少ない部に属し、年平均分布状況をみると、平地で1,150～1,350ミリメートル、山間部に至るにしたがって次第に増加し、1,400～1,500ミリメートルとなり、最も多い豊能郡北部でも1,600ミリメートル程度で、府下を通じて地域変化はあまり大きくない。時期的には、6月下旬を中心とする梅雨、9月下旬を中心とする台風時に集中して降る傾向がある。

風の影響は、海岸地帯を除き比較的少ない。風向は、おおむね春、秋には北ないし北東から、夏、冬には西ないし、南西からの度合いが大きい。

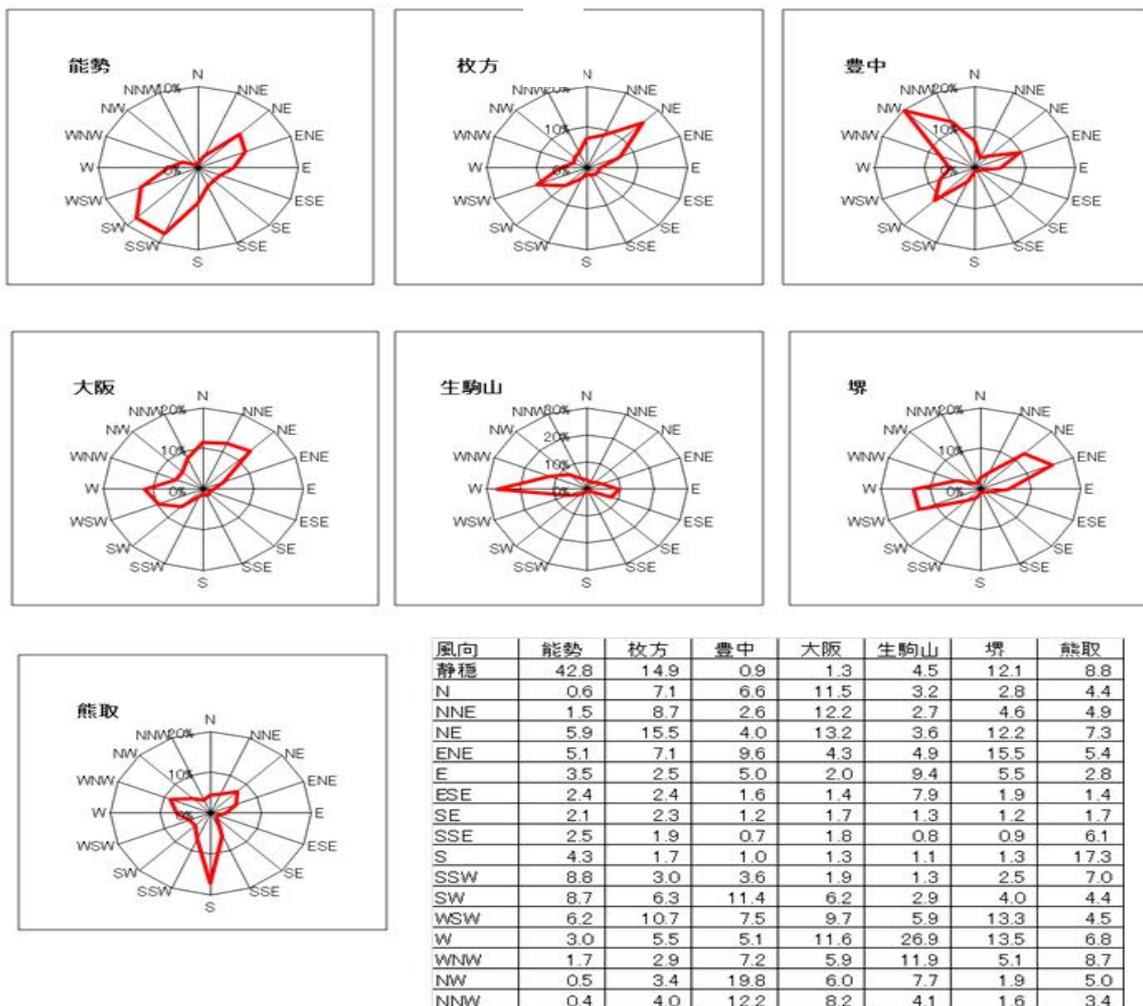
大阪の気象経過図（令和2年1月～12月）

大阪



大阪管区气象台「大阪府の気象 令和2年年報」より

風向の出現率



・統計期間は、2001年から2010年の10年間で、毎時の風向データから算出しています。  
 ・「静穏」は風速が0.2m/s以下の場合です。風速の観測単位は、統計期間の途中に1m/sから0.1m/sに変更されており、変更前は、「静穏」は0m/sの場合です。

資料提供：大阪管区气象台

第3節 人口分布

1 常住人口

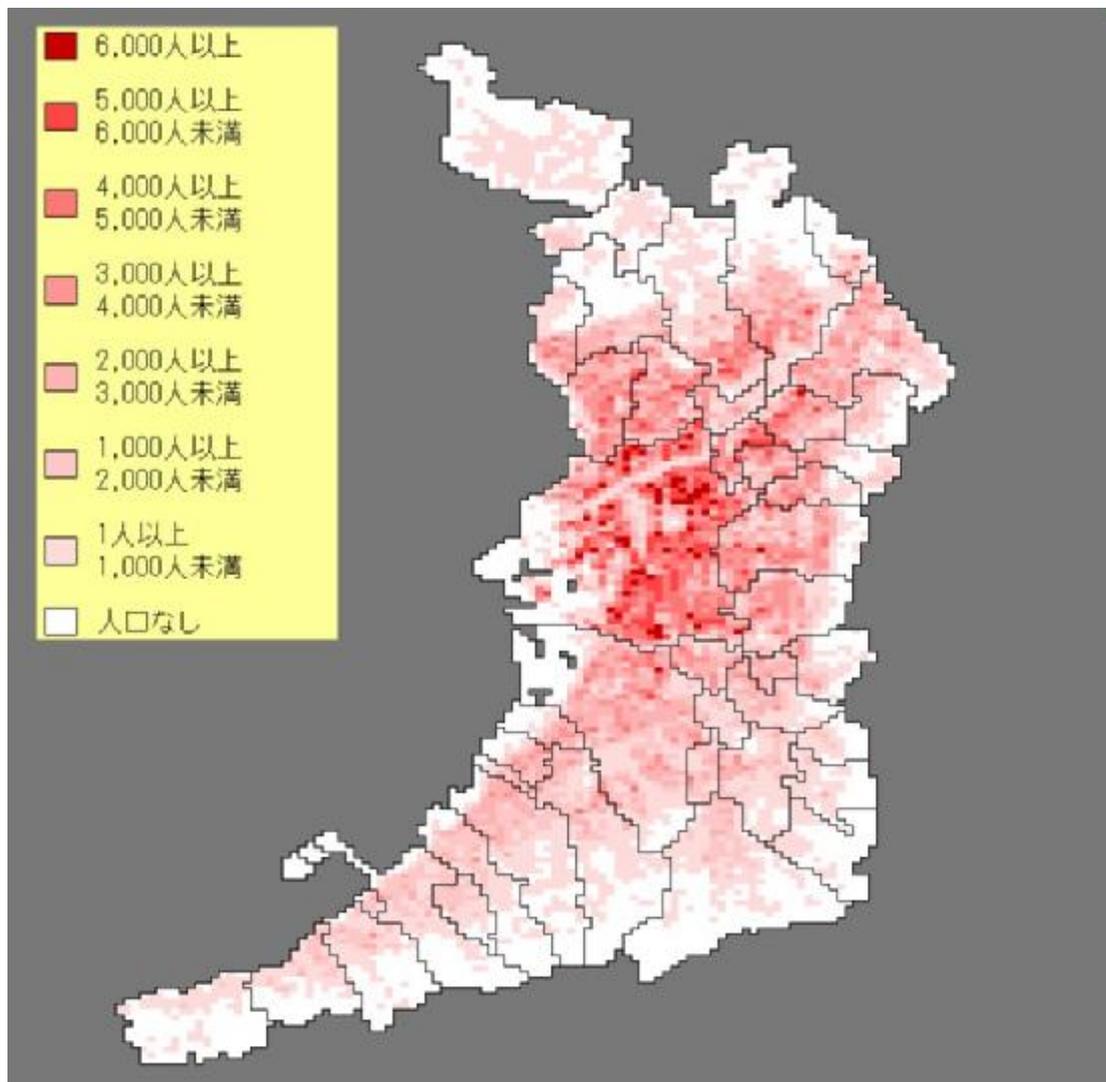
大阪府の人口(令和2年10月1日現在)は883万7,685人で、令和2年国勢調査の大阪府の人口を8地域別にみると、最も多いのは大阪市地域の275万2,412人で、総人口の31.1%を占めており、次いで泉北地域が115万7,270人で13.1%、三島地域が114万4,378人で12.9%となっている。一方、最も少ないのは泉南地域の55万3,526人、6.3%となっている。

人口密度は、令和2年10月1日現在、一平方キロあたり**4,638**人で、市町村別にみて人口密度が1万人を超えるのは、大阪市、守口市、豊中市、吹田市の4市であり、大阪市を中心とした周辺都市の過密化現象が顕著にあらわれている。国勢調査による人口集中地区（D I D）（市町村の区域内で、人口密度の高い調査区**4,000**人/km<sup>2</sup>以上）が互いに隣接し、その人口が**5,000**人以上となる地域）面積は年々増加しており、平成27年の面積は約**906** k m<sup>2</sup>で、府域の約**48%**を占めるに至っている。

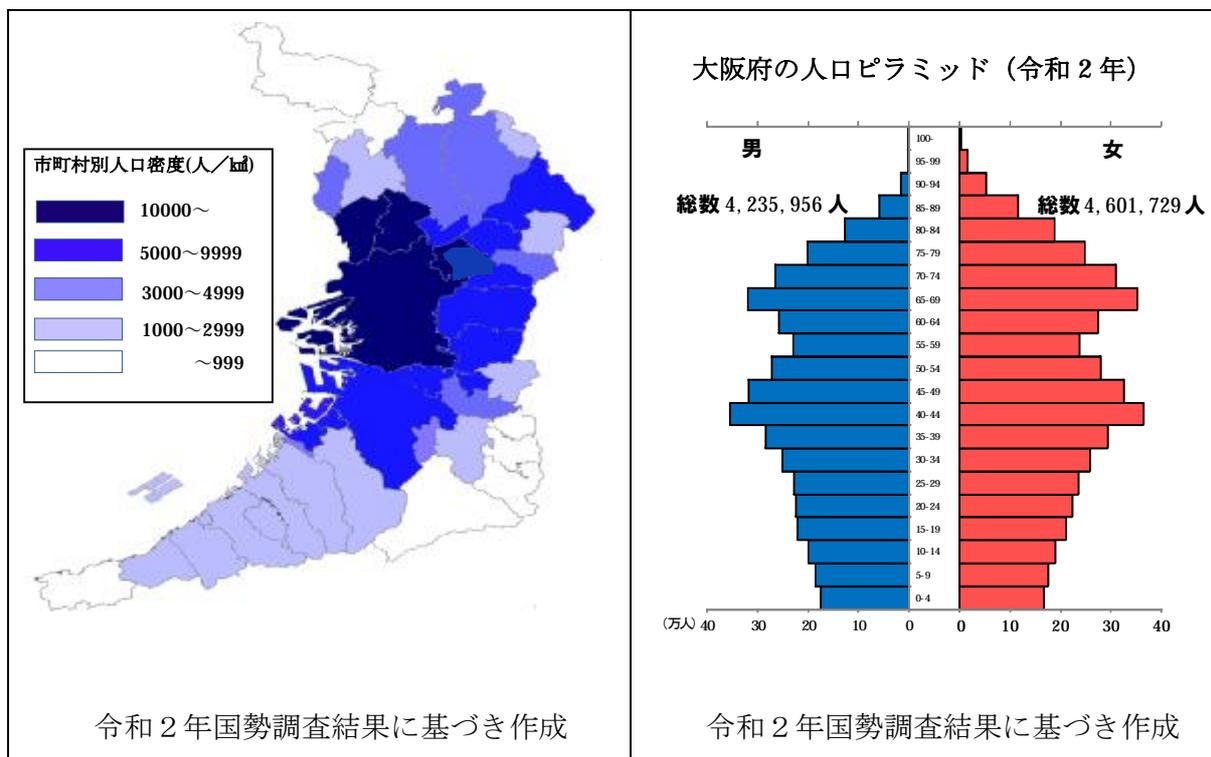
狭い大阪平野の概ね全体に、大阪市域を中心として同心円状に都市化が進行し、平野の3方を取り囲む山地の裾野部までほとんど全面的に人家等の建造物が連担している。

平成27年国勢調査に関する大阪府地域メッシュ統計（世界測地系）

### 人口総数（平成27年）



(大阪府総務部統計課ホームページ「大阪府の統計情報」より)

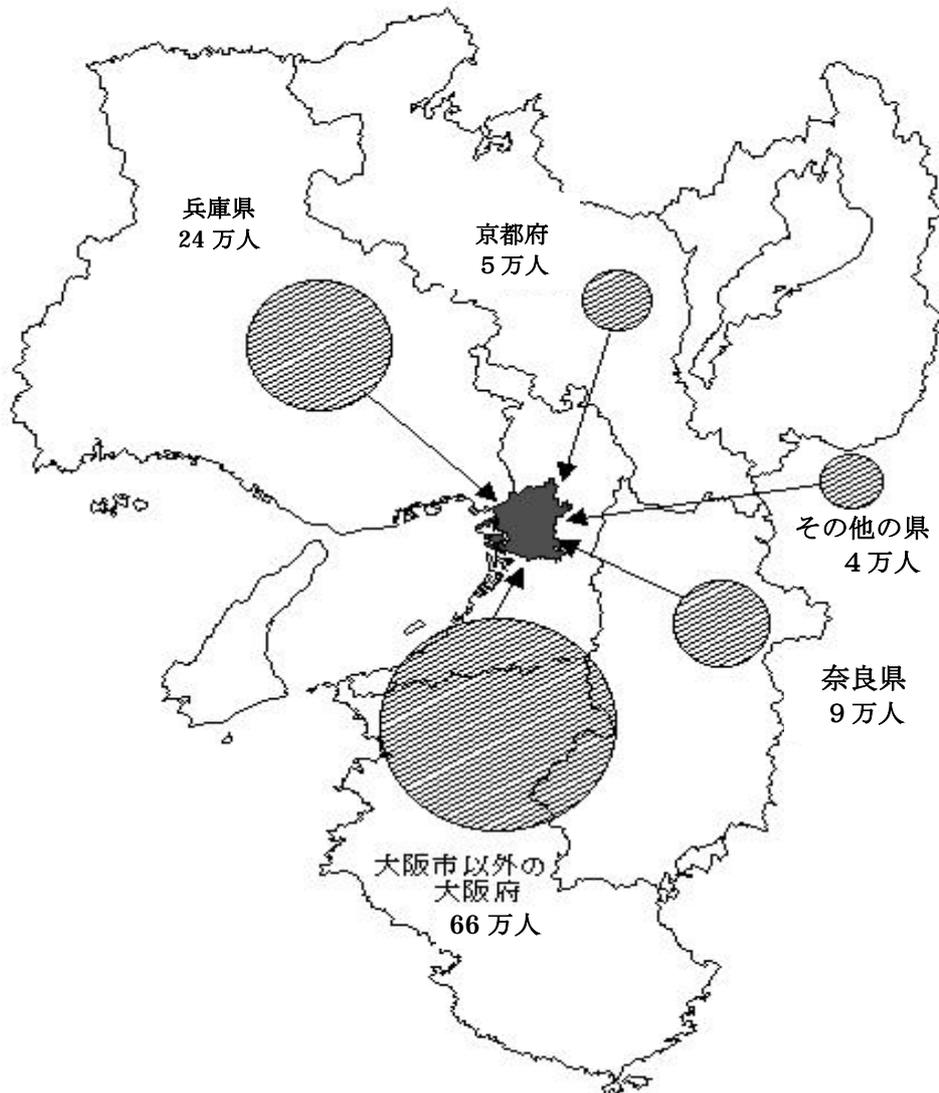


## 2 昼間人口

平成27年の大阪府の昼間人口は922万人で、全国の7.3%を占め、東京都（1,592万人、全国の12.5%）に次いで多い。昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は104.4で、やはり東京都（117.8）に次いで多い。

大阪市を従業地・通学地として他市区町村から流入する人口は109万人（大阪市を従業地・通学地とする者の52.4%）、このうち他県からの流入人口は43万人（同20.7%）であり、県別では、兵庫県からの流入が24万人、奈良県からが9万人となっている。

常住地別大阪市への流入人口（平成27年）



（総務省統計局「平成27年国勢調査結果」に基づき作成）

### 3 在留外国人数

大阪府の在留外国人数（令和元年12月31日現在）は、255,894人となっている。これを国籍・地域（出身地）別にみると、最も多いのは、韓国で、98,350人（38.4%）、次いで中国の68,617人（26.8%）、ベトナムの34,603人（13.5%）、フィリピンの9,319人（3.6%）、台湾の7,594人（3.0%）などとなっている。

また、市町村別にみると、大阪市が147,535人（57.7%）と最も多く、次いで東大阪市の19,029人（7.4%）、堺市の15,696人（6.1%）となっている。

※在留外国人における「国籍・地域」は、在留カード等の「国籍・地域」欄の表記を基に作成しており、朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍を始めいずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「朝鮮」の表記がなされている。

## 第4節 道路の位置等

大阪府域の主要道路を概観すると、基本的に、大阪市内を中心として放射状に発達した路線に、環状の路線が絡むという構造の道路網が形成されている。

### 1 主な自動車専用道路

阪神高速道路は、大阪市中心部の環状線を中心に、神戸線が府県境を越えて神戸市へ、湾岸線が同じく神戸市及びりんくうタウン(泉佐野市)まで伸びているほか、大阪空港及び池田方面、守口、東大阪、松原、堺の各方面へと放射状の路線があり、いずれも阪神高速道路株式会社が管理している。

西日本高速道路株式会社の管理する高速自動車道路は、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道が吹田ジャンクションで結ばれている。名神道と中国道は国土幹線交通軸の一部を成して府北部を概ね東西に横断し、近畿道は府中央部を南進して阪和自動車道と直結し、和歌山市方面及び関西国際空港方面へ伸びている。また、近畿道及び阪神高速道路と直結する西名阪自動車道が奈良県へ、一般国道1号のバイパスとして第二京阪道路が京都府へ、それぞれ伸びている。

ほかに、府内と奈良県を結ぶ路線として、第二阪奈道路及び南阪奈道路（ともに西日本高速道路株式会社所管）がある。

### 2 主な一般道路

大阪市を中心として、京都府へ一般国道1号、兵庫県へ同2号、43号及び176号、奈良県へ25号及び163号、和歌山県へ26号など、放射状に整備された一般道路が各方面を結ぶ一方、一般国道479号(内環状線)、主要地方道大阪中央環状線(府道2号線)、一般国道170号(外環状線)といった道路が環状に位置している。

### 3 自動車保有台数

令和3年10月末現在、府内で約381万9,000台の自動車が保有されており、その内訳は、貨物用自動車約66万8,000台、乗合用自動車約1万台、乗用自動車約280万6,000台、特殊用途車約8万6,000台、二輪車約24万9,000台である（近畿運輸局大阪運輸支局調べ）。

## 大阪の道路網の概要



## 第5節 鉄道、空港、港湾の位置等

### 1 鉄道

京阪神交通圏においては、JR、私鉄、地下鉄により1,400kmに及ぶ鉄道ネットワークが形成されている。このうちJRは、全域においてネットワークを形成し、主として都市間輸送や郊外部と都心部との間の輸送を担っている。また、関西の都市圏形成に大きな役割を果たしている私鉄は、大手5社を中心にエリア毎に路線を巡らし、主として郊外部と都心部との間の輸送を分担している。地下鉄は、大阪市内においては東西・南北に基盤の目状のネットワークを形成しており、主として都市内輸送を担っている。

### 2 空港

大阪府には、次の3空港がある。

(名称)	(空港種別)	(設置・管理者)	(所在地)
大阪国際空港	拠点空港	新関西国際空港株式会社	豊中市、池田市、兵庫県伊丹市
関西国際空港	拠点空港	新関西国際空港株式会社	泉佐野市、泉南市、田尻町
八尾空港	その他空港	国土交通大臣	八尾市

関西国際空港は大阪湾に造成した人工島に設けられており、対岸の泉佐野市と連絡橋で結ばれている。

### 3 港湾

大阪府には、府の管理する国際拠点港湾の堺泉北港、重要港湾の阪南港、地方港湾の二色港、泉佐野港、泉州港、尾崎港、淡輪港、深日港と、大阪市が管理する国際戦略港湾の大阪港の合計9港がある。

### 大阪の鉄道網の概要





(大阪港湾局ホームページ [https://www.pref.osaka.lg.jp/bu\\_kowan/](https://www.pref.osaka.lg.jp/bu_kowan/)より)

## 第6節 主な施設等

### 1 地下街・高層建築物

大阪府には、地下街が大阪市に10箇所、豊中市に1箇所ある。最も延べ面積が広いのは、長堀地下街（クリスタ長堀）で、81,818平方メートルあり、次いで大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）の40,500平方メートル、なんばウォークの37,881平方メートル、ホワイトいうめだの31,336平方メートルとなっている。

また、高層建築物は、大阪市阿倍野区のアベのハルカス（高さ300メートル）をはじめ、泉佐野市のりんくうゲートタワービル（同256メートル）、大阪市住之江区の大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー同256メートル）などがある。

## 2 石油コンビナート等

大阪湾沿いには、大阪北港地区、堺泉北臨海地区、関西国際空港地区及び岬地区の石油コンビナート等特別防災区域があり、石油化学、電力及び各種製造業等の高度に発達した工業施設やタンク群が立地している。

また、大阪府には、京都大学複合原子力科学研究所（熊取町）、原子燃料工業株式会社熊取事業所（熊取町）及び近畿大学原子力研究所（東大阪市）の3カ所の原子力事業所が立地している。

## 3 自衛隊施設

自衛隊の施設としては、大阪府内には、陸上自衛隊中部方面隊の八尾駐屯地（八尾市）、信太山駐屯地（和泉市）がある。海上自衛隊及び航空自衛隊の施設等は、府内には所在していない。

## 第5章 府国民保護計画が対象とする事態

国民保護基本指針では、武力攻撃事態については4類型、緊急処理事態については4事態例が、次のとおり想定されている。府国民保護計画においては、国民保護基本指針において想定されているこれら全てを対象とし、その類型・事態例に応じた国民保護措置等を実施するが、海外では大都市において大規模テロが多く発生していること、大阪はヒト・モノ・情報が集まる大都市圏の要所であることを踏まえ、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急処理事態に留意するものとする。

なお、府域における事態の想定については、今後も国からの情報等を踏まえ、関係機関と連携して研究していく。

### 第1節 武力攻撃事態

#### 1 事態想定

武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃を言い、武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

国民保護基本指針においては、武力攻撃事態として、次に掲げる4類型が示されている。

- i 着上陸侵攻
- ii ゲリラや特殊部隊による攻撃
- iii 弾道ミサイル攻撃
- iv 航空攻撃

#### 2 各事態類型の特徴と留意点

##### (1) 着上陸侵攻

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うことになるかとされている。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いとされている。

ア 攻撃目標となりやすい地域

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となりやすいとされている。

#### イ 想定される主な被害

主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定されている。

#### ウ 被害の範囲、期間

武力攻撃災害が広範囲にわたり、要避難地域が広範囲になるとともに、避難期間も比較的長期に及ぶと想定されている。

#### エ 事態の予測・察知

攻撃国による船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能であるとされている。

#### オ 避難、救援、災害対処に係る留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して広域避難させることが必要となるとされているが、本府の人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を短期間で遠方へ避難させることは極めて困難であることから、実際に避難させる必要が生じた場合においては、国対策本部の避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。

### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

#### ア 攻撃目標となりやすい地域

都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要とされている。

#### イ 想定される主な被害

少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害としては、施設の破壊等が考えられるとされている。

#### ウ 被害の範囲、期間

被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、被害の範囲が拡大するおそれがあるとされている。

#### エ 事態の予測・察知

攻撃する者はその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定され

ることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられるとされている。

オ 避難、救援、災害対処に係る留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させるなど、適切な対応を行う必要がある。

なお、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を長距離にわたり投射することが可能であり、核、生物、化学兵器などの大量破壊兵器の搭載も可能である。また、発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有しているとされている。

ア 攻撃目標となりやすい地域

攻撃目標を特定することは極めて困難であるとされている。

イ 想定される主な被害

通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるとされている。

ウ 被害の範囲、期間

弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なるとされている。

エ 事態の予測・察知

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であるとされている。

オ 避難、救援、災害対処に係る留意点

発射後極めて短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、避難や消火活動が中心となる。

特に避難については、当初は、近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内への避難を指示するものとし、着弾後に、被害状況を迅速に把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を指示するものとする。

#### (4) 航空攻撃

##### ア 攻撃目標となりやすい地域

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを攻撃側が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定され、また、ライフラインのインフラ施設などが目標となることもあり得るとされている。

##### イ 想定される主な被害

通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるとされている。

##### ウ 被害の範囲、期間

攻撃を行う側の意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられるとされている。

##### エ 事態の予測・察知

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難であるとされている。

##### オ 避難、救援、災害対処に係る留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合には、施設の安全確保、武力攻撃災害の発生、拡大の防止等を実施する必要がある。

## 第2節 緊急処理事態

### 1 事態想定

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。国民保護基本指針においては、緊急処理事態として、次に掲げる4事態例が示されている。

なお、緊急処理事態においては、武力攻撃事態のゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定されるとされている。

#### <攻撃対象施設等による分類>

- i 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ii 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

＜攻撃手段による分類＞

- iii 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- iv 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

## 2 各事態例と主な被害

### (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

#### ア 原子力事業所等の破壊

- i 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
- ii 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

#### イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

#### ウ 危険物積載船への攻撃

危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

#### エ ダムの破壊

下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

### (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

#### ア 大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

### (3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

#### ア ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾）等の爆発による放射能の拡散

- i ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ii ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- iii 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。（第1編第5章第3節参照）

#### イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、水源地に対する毒素等の混入

- i 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。（第1編第5章第

3節参照)

ii 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。(第1編第5章第

3節参照)

ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。(第1編第5章第3節参照)

#### (4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ・弾道ミサイル等の飛来

- i 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- ii 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- iii 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

### 第3節 NBC兵器による攻撃

武力攻撃事態においても、緊急処理事態においても、NBC〔Nuclear(核)・Biological(生物)・Chemical(化学)〕兵器等を用いて攻撃された場合、特殊な対応が必要となることから、国民保護基本指針において示されている以下の想定される被害と留意点を踏まえ、国民保護措置等を実施する。なお、実施にあたっては、国民保護措置等に従事する者に、防護服を着用させるなど、安全を確保するための措置を講じるものとする。

#### 1 核兵器等を用いた攻撃

##### (1) 想定される被害

ア 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は①核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線の発生によって、その後は、②放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）や③中性子誘導放射能（初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線）による残留放射線によって生ずる。

イ ①（熱線、爆風など）及び③（中性子誘導放射能）は、爆心地周辺において、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染などの被害をもたらす。

②（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下

して、広範囲に、外部被ばく（放射性降下物の皮膚付着による被ばく）や内部被ばく（放射性降下物の吸飲や汚染された水・食料の摂取による被ばく）による、放射線障害などの被害をもたらす。

## (2) 避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示する必要がある。

ウ 放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて極力風向きと垂直方向に避難させるものとし、その際には、汚染されていないタオル等による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨ガッパ等の着用により、放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。

エ 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

オ 医療の提供に関しては、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対応する必要がある。

また、放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

カ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる必要がある。

キ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

## 2 生物兵器を用いた攻撃

### (1) 想定される被害

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

## (2) 避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する必要がある。

イ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる必要がある。

ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

## 3 化学兵器を用いた攻撃

### (1) 想定される被害

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない。

### (2) 避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切に行い、的確な避難措置を講ずるとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが必要となる。

ウ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く必要がある。

《表：事態想定の特徴と留意点》

	特 徴				留 意 点			
	攻撃目標となりやすい地域	想定される被害	措置を実施すべき地域(要避難地域の範囲)	予測・察知	避難に係る留意点	救援に係る留意点	災害対処に係る留意点	その他
着上陸侵攻	小型船舶等が沿岸容易な沿岸部大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域	爆弾等による家屋・施設の破壊・火災 →危険物保有施設の爆破	広範囲	予測・察知は可能(予測事態あり) →時間的余裕あり	・事前の準備可能(時間的余裕あり) ・戦闘が予測される地域から先行して広域避難 ・避難の期間が比較的長期			・攻撃終了後の復旧が課題
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	都市部の政治経済の中核	鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などの破壊 →多数利用施設爆破 危険物保有施設爆破 ダーティボムの使用	比較的狭い範囲	事前に予測・察知できず突発的に発生するケースあり →時間的余裕なし	・攻撃当初は屋内に一時避難 移動の安全が確認された後、適当な避難地に移動(状況が推移することから、今後の予測等を踏まえ避難指示・誘導) ・ダーティボムの場合→攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等へ避難		・災害の兆候等を覚知した場合 →緊急通報の発令 退避の指示 警戒区域の設定	
弾道ミサイル攻撃	攻撃目標を特定することは極めて困難	弾頭の種類(通常弾頭かNBC弾頭か)によって被害の様相は大きく異なる(着弾前の特定は困難) 通常弾頭の場合→家屋・施設の破壊・火災	弾頭の種類により異なる 通常弾頭の場合→局地的 NBC弾頭の場合→広範囲	事前に察知できても、攻撃目標を特定することは極めて困難 極めて短時間で着弾 →時間的余裕なし	・当初は、直ちに近傍の屋内施設(コンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設)へ避難 ・着弾後は、弾頭の種類に応じた避難		・通常弾頭の場合 →消火活動	
航空攻撃	攻撃目標を特定することは困難 都市部が主要な攻撃目標になることも想定	ライフライン等のインフラ施設等への攻撃 通常爆弾の場合→家屋・施設の破壊・火災	広範囲	事前の察知は比較的容易 →時間的余裕なし	・屋内への避難を広範囲に指示(弾道ミサイルと同じ)		・生活関連等施設の安全確保 ・災害発生・拡大の防止措置	・繰り返される可能性あり
核兵器等を用いた攻撃		<攻撃当初> →①核爆発に伴う熱線、爆風、初期核放射線 ↓ 物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染 <その後> →残留放射線(②放射性降下物、③中性子誘導放射能) ↓ 外部被ばく(放射線降下物が皮膚に付着) 内部被ばく(汚染された飲料水・食物を摂取)	①局地的(爆心地周辺) ②広範囲(爆心地付近～風下地域) ③局地的(爆心地周辺)		①の被害を受ける地域→ A当初は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設、コンクリート施設等への屋内避難 B一定時間経過後、安全な地域へ避難。その際風下方向を避け、なるべく垂直方向に避難 ①の被害は受けないものの②の被害を受ける地域→B ・外部被ばくの抑制 タオル等で口・鼻を保護(手袋、帽子、ゴーグル、雨カッパを着用) ・内部被ばくの抑制 汚染された疑いのある水や食料の摂取は避ける	・放射線障害に対する医療 →安定ヨウ素剤の服用(内部被ばくの低減)	・汚染地域への立入制限	・避難誘導や医療にあたる要員の被ばく管理(防護服の着用等)
生物兵器を用いた攻撃		生物剤の特性(特に感染力)、ワクチンの有無、既知の生物剤か否か等により被害の範囲が異なる	広範囲(攻撃場所の特定は困難)	潜伏期間を経て発症後に判明する可能性あり(攻撃時期の特定は困難)	・攻撃場所から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させ治療する	・サーベイランス(疾病監視)により感染源・汚染地域の特定、病原体特性に応じた医療活動、まん延防止		
化学兵器を用いた攻撃		一般的に風下方向に拡張し、空気より重い神経剤(例：サリン)は下をほうように広がる。			・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台等汚染のおそれのない安全な地域に誘導	・汚染者の除染 ・原因物質の特性に応じた救急医療	・原因物質の検知、汚染地域の特定・予測 ・汚染地域の除染	

## 第6章 緊急対処事態への対処

### 第1節 基本的事項

府国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、前章第2節に掲げるとおりである。

緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から182条までの規定により、基本的な事項が定められている他、第183条の規定により、武力攻撃事態及び国民保護措置に関する規定が準用されることとなる。

また、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、府は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達に関して、特別な対応を行う事項を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 第2節 緊急対処事態対策本部

府、市町村は、緊急対処事態においては、緊急対処事態対策本部を設置し、緊急対処事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関の実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

### 第3節 緊急対処保護措置の実施

#### 1 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急対処事態における緊急対処保護措置については、本計画第2編以下に定める武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて実施するものとし、その際の主な用語の読み替えは、次表のとおりとする。

武力攻撃事態	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
国民保護対策本部(長)	緊急対処事態対策本部(長)
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
対処基本方針	緊急対処事態対処方針

## 2 緊急対処事態における警報

- (1) 国対策本部長は、緊急対処事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急対処事態における攻撃に係る警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定し、この地域に対して警報を発令するとされている。
- (2) 知事、市町村長は、国対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を踏まえ、警報を通知、伝達すべき関係機関（対象地域を管轄する機関、対象地域に所在する施設の管理者、対象地域を業務の範囲とする指定地方公共機関など）に対し、警報の内容を通知、伝達する。
- (3) 緊急対処事態における警報の通知、伝達、解除等については、上記によるほか、本計画第2編第2章に定める警報に準じて、これを行う。

## 第7章 用語の意義

この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用語	意義及び用法
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。
府	大阪府を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
知事	大阪府知事を指す。ただし、関係府県の知事と区別しておく必要のある場合は、「府知事」と表記している。
知事等	知事及び府の他の執行機関の長を指す。
市町村	大阪府内の市町村を指し、特に区別して記載していない場合は、市町村長及びその他の執行機関を含む。
市町村長等	市町村長及び市町村の他の執行機関の長を指す。
府国民保護計画	大阪府の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いている。
市町村国民保護計画	市町村の国民保護計画をいう。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

用 語	意 義 及 び 用 法
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生じる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。
対策本部(長)	国では事態対策本部(長)又は緊急対処事態対策本部(長)、府又は市町村では国民保護対策本部(長)又は緊急対処事態対策本部(長)をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部(長)」「府対策本部(長)」、「市町村対策本部(長)」と表記している。
国民保護措置	<p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同項第6号に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。</p> <p>「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。</p>
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定(地方)行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。

用語	意義及び用法
指定地方公共機関	大阪府の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。
指定(地方)公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。
第五管区海上保安本部等	第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署をいう。
海上保安部等	大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署をいう。
海上保安部長等	大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長、堺海上保安署長及び岸和田海上保安署長をいう。
消防機関	市町村が消防組織法第9条の規定に基づいて設置する消防本部（消防組合を含む）、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
消防本部等	市町村が単独で設置する消防本部及び2以上の市町村が共同で設置する消防組合をいう。
自主防災組織等	災害対策基本法第5条に定める公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路になる地域を含む）をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在る者及び当該市町村で死亡した者を含む）の安否に関する情報をいう。

## 第2編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 実施体制の確立

#### 第1節 実施体制の確立

##### 1 府の実施体制

武力攻撃事態等における府の実施体制については、多数の死傷者や建造物の破壊等の事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がある場合は、国民保護対策本部を設置するが、当該事案の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がない場合（以下「原因不明の事案が発生した場合」という。）は、迅速かつ的確に初動対処を実施するため、事案に応じて、災害対策本部又は緊急テロ対策本部を、必要な期間、設置又は招集する。

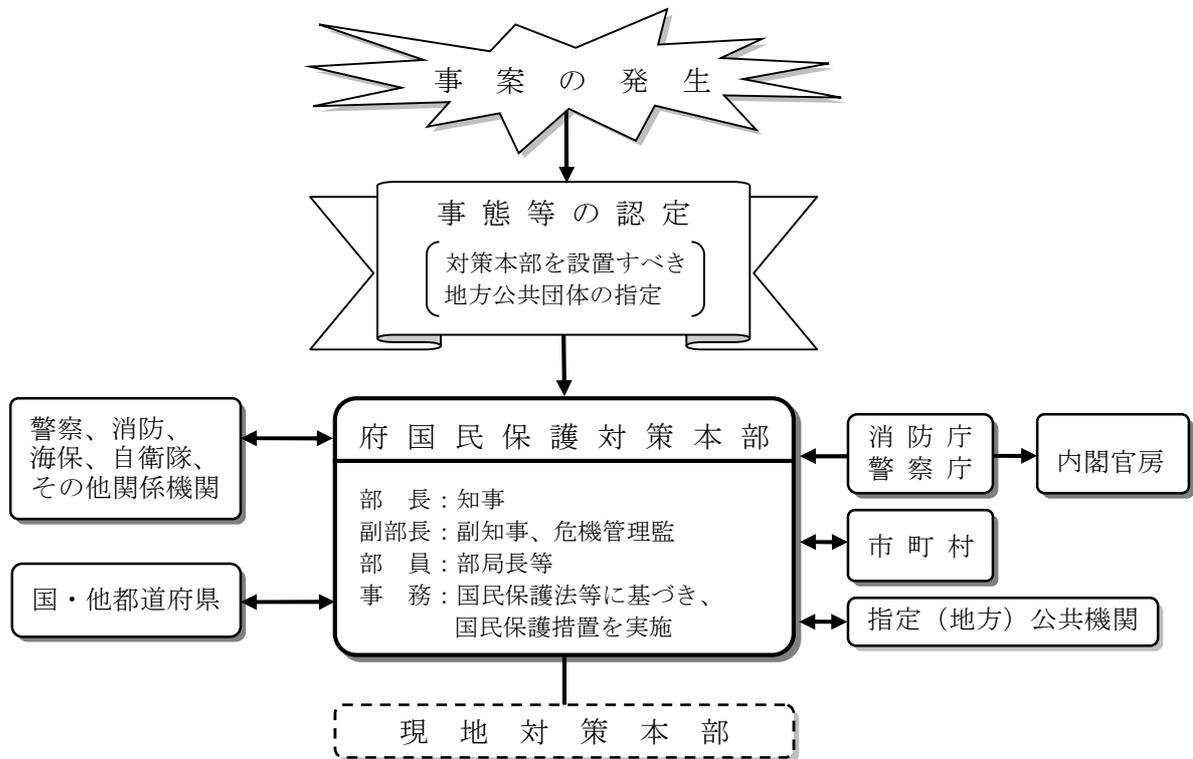
##### (1) 事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合

###### ア 府国民保護対策本部

事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がなされ、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたときは、知事は、直ちに府国民保護対策本部を設置し、府及び府域内の市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置の総合的推進を図る。

なお、知事は、府が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定が行われていないときで、府における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、内閣総理大臣に対し総務大臣（消防庁）を経由して対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。また、府内の市町村長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

《図：事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合》



## (2) 原因不明の事案が発生した場合

### ア 府防災・危機管理指令部

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、指令部長（危機管理監）は直ちに知事へ報告し、指示を受け、府防災・危機管理指令部会議を開催し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行う。

### イ 府災害対策本部・府緊急テロ対策本部

原因不明の事案が発生した場合には、府民の生命、身体及び財産を保護するために初動的な対処が必要であることから、当該原因不明の事案が発生した場合における事案の態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、府災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づき、応急対策を実施する。また、該当しない場合にあっては、府緊急テロ対策本部を招集し、関係機関との調整等に基づき、消防法、警察官職務執行法その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施する。

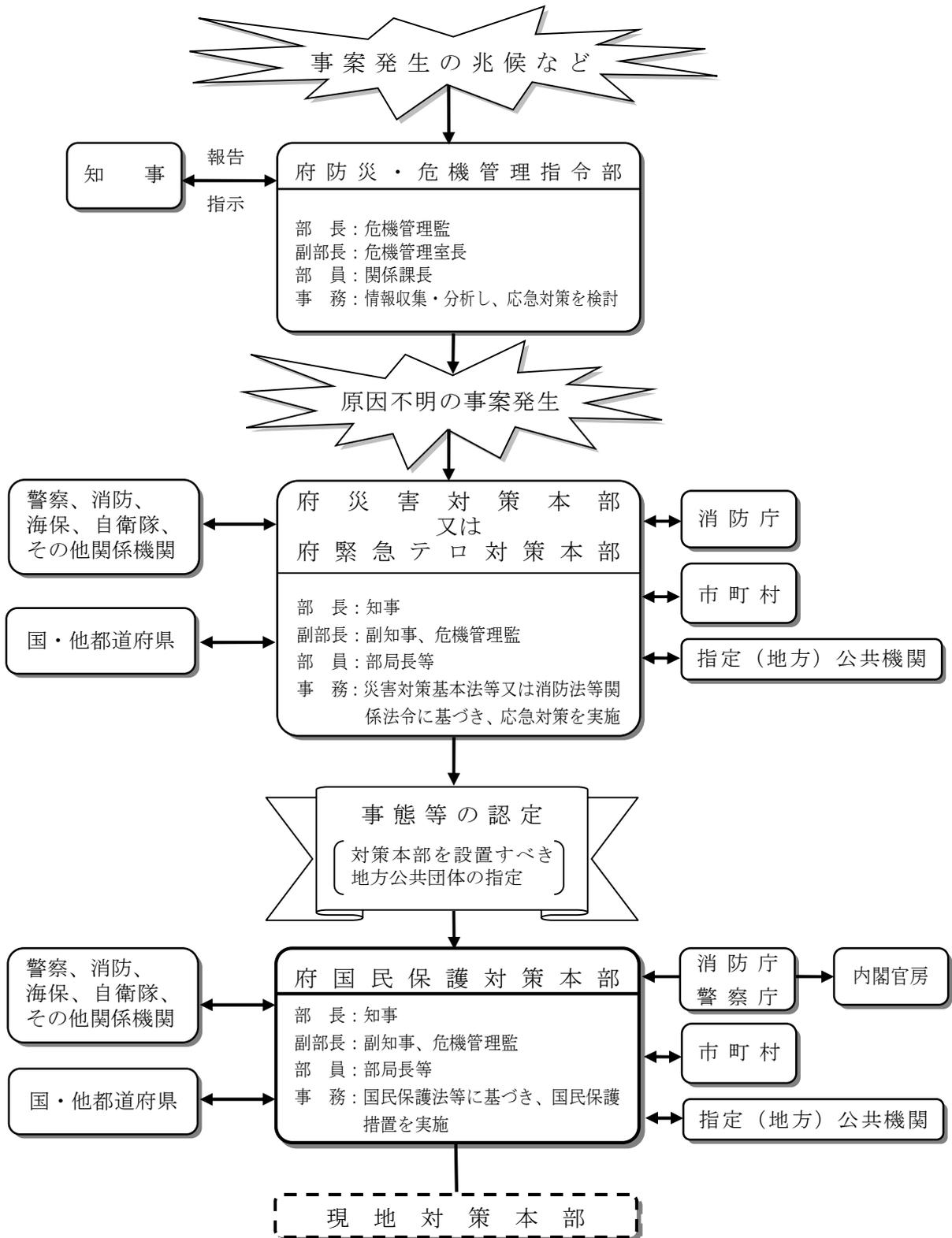
なお、府災害対策本部を設置又は府緊急テロ対策本部を招集した後に、政府において事態等の認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の

通知があった場合は、府災害対策本部を廃止又は府緊急テロ対策本部を閉会し、直ちに府国民保護対策本部を設置する。

ウ 府国民保護対策本部

前記(1)と同様、府国民保護対策本部を設置する。

《図：原因不明の事案が発生した場合》



## 2 市町村の実施体制

各市町村長は、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたときは、直ちに市町村国民保護対策本部を設置するとともに、原因不明の事案が発生した場合においても、迅速かつ的確に初動対応できるよう、府の実施体制に準じた体制を確立するものとする。

## 3 指定（地方）公共機関の実施体制

指定公共機関にあつては国対策本部が設置されたとき、また、指定地方公共機関にあつては府・市町村の国民保護対策本部が設置されたときは、必要な体制を確立し、その業務に係る国民保護措置を実施するものとされている。

### 第2節 府国民保護対策本部の設置等

#### 1 府国民保護対策本部の設置

知事は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を經由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合、直ちに府国民保護対策本部を設置する。

##### (1) 対策本部の組織等

###### ア 対策本部の組織

本部長	知事
副本部長	副知事（3名）、危機管理監
本部員	政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長、警察本部長

イ 対策本部の所掌事務

- (ア) 国民保護措置の実施に関すること。
- (イ) 情報の収集、伝達に関すること。
- (ウ) 職員の配備に関すること。
- (エ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。
- (オ) 市町村への応援に関すること。
- (カ) 現地対策本部の設置に関すること。
- (キ) 国の現地対策本部との連携に関すること。
- (ク) その他国民保護に関する重要な事項の決定に関すること。

ウ 対策本部会議

対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、本部長（知事）は、副本部長及び本部員を招集して、対策本部会議を開催する。

なお、本部長は、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、国や公共機関の職員、防衛省（自衛隊）の職員の出席を求める。

エ 対策本部の事務局

対策本部の事務を処理するため事務局を置き、事務局は指令部が担当し、事務局長は指令部長、事務局次長は指令部副部長、事務局員は各指令部員を充て、事務局に総務班、対策班、情報班、報道班をおく。

(2) 対策本部長の権限

府対策本部長は、府域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

区 分	権 限 内 容	要 請 先 等
総 合 調 整	国民保護措置に関する総合調整 (国民保護法の規定に基づき、必要な範囲 内で)	・府の他の執行機関 ・関係市町村 ・関係指定(地方)公共機関
実施状況の報告、 資料提出の求め	府域に係る国民保護措置の実施状況につい ての報告又は資料提出の求め	・関係機関
府警察、府教育庁への 措置の実施の求め	府域に係る国民保護措置の実施のため、必 要限度において、必要な措置の実施の求め	・府警察 ・府教育庁
国に対する総合調整 の要請	指定行政機関及び指定公共機関が実施する 国民保護措置に関する総合調整の要請	・国対策本部長
職員派遣の求め	国民保護措置の実施に関し、緊密な連絡を 図る必要がある場合の職員派遣の求め	・指定地方行政機関の長 ・電気事業者、ガス事業者、 運送事業者、電気通信事業 者などの指定公共機関
	府対策本部会議への自衛隊連絡員の出席の 求め	・防衛大臣
情報提供の求め	国民保護措置の実施に関し、総合調整の必 要がある場合の情報提供の求め	・国対策本部長

### (3) 対策本部の開設手順等

#### ア 対策本部員の参集

府指令部は、府対策本部員等に対し、あらかじめ作成する連絡網に基づき、参集  
するよう連絡する。

#### イ 職員の配備

本部長（知事）は、国において事態等の認定がなされた場合には、国民保護措置  
を迅速かつ的確に実施するため、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮したう  
えで、職員の配備を行う。

事態等の発生場所	配 備 基 準	配備体制
府 域 内	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常3号
	武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常2号
	府域で武力攻撃災害の発生が予測されるとき	
他 府 県	隣接府県で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	非常1号
	隣接府県以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき	

#### ウ 府対策本部の開設

(ア) 府指令部は、府防災センター（府新別館北館）に府対策本部を開設するとともに、府対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

この際、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いて連絡できるかどうか通信手段の状態を確認する。

(イ) 本部長（知事）は、府対策本部を設置したときは、府議会に対策本部を設置した旨を連絡するとともに、指定（地方）公共機関に対して、府対策本部を設置した旨を通知する。

#### エ 府対策本部の予備開設施設の確保

知事は、府庁舎が被災した場合など府対策本部を庁内に設置できない場合は、あらかじめ指定した予備施設において対策本部を開設する。

また、府域を越える避難が必要で、府域内に府対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と府対策本部の開設場所について協議を行う。

## 2 現地対策本部の設置

府対策本部長は、地域的特性に応じた応急対策を局地的かつ重点的に実施する必要がある場合、地域の安全性を確認したうえで、原則として被災地近接の府民センタービルに、または状況により被災地近接市町村庁舎等に、府現地対策本部を設置する。

### (1) 現地対策本部の組織

本部長	現地対策本部の本部長、副本部長、本部員は、 府対策本部長（知事）が指名する。
副本部長	

### (2) 現地対策本部の所掌事務

- ア 被害状況等の把握に関すること。
- イ 市町村への支援に関すること。
- ウ 府が実施する国民保護措置に関する現地調整及び推進に関すること。
- エ 現地における関係機関との連絡に関すること。
- オ その他必要な事項に関すること。

### (3) 現地対策本部会議の開催

現地対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、現地対策本部長は、副本部長及び本部員を招集し、現地対策本部会議を開催する。

### (4) 現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町村、消防機関、府警察、自衛隊、第五管区海上保安本部等、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときで、市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合又は当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等には、現地調整所を速やかに設置（市町村等により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣）し、関係機関の間の連絡調整を図る。

## 3 府防災・危機管理指令部会議の開催

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、指令部長（危機管理監）は、副部長及び部員を招集して指令部会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行う。

また、国（消防庁）、市町村、指定（地方）公共機関などに対し、迅速に情報提供するとともに、情報の収集・分析等を行う上で必要と認められるときは、関係機関に対し、職員の出席を求める。

## (1) 指令部の組織

部 長	危機管理監
副部長	危機管理室長
部 員	政策企画総務課長、報道監、防災企画課長、 災害対策課長、消防保安課長、法務課長、人事課長、 庁舎管理課長、財政課長、スマートシティ戦略総務課長、 府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、 健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、 環境農林水産総務課長、都市整備総務課長、道路環境課長、 大阪都市計画局総務企画課長、大阪港湾局計画調整担当課長、 会計総務課長、教育庁教育総務企画課長

## (2) 指令部の所掌事務

- ア 原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析に関すること。
- イ 消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ 職員の配備体制に関すること。
- エ 府民への広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
- オ 府国民保護対策本部の設置に関すること。
- カ 府国民保護対策本部が設置されたときの事務局の運営に関すること。

## 4 府災害対策本部の設置・府緊急テロ対策本部の招集

知事は、前記第1節1(2)イに定めるところに従い、府災害対策本部を設置又は府緊急テロ対策本部を招集する。その組織、所掌事務等については、府応急対策実施要領又は府緊急テロ対策本部設置要綱に定めるとおりとする。

### 第3節 関係機関相互の連携協力の確保

府は、国、他の都道府県、市町村、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、国民保護措置を実施する。

また、市町村、指定地方公共機関も、関係機関等と相互に連携協力し、国民保護措置を実施するものとする。

#### 1 府と他機関の連携

##### (1) 国との連携

###### ア 国対策本部との連携

府は、国対策本部と密接な連携を図る。この場合において府は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

また、府は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、府対策本部長又は府対策本部長が指名する副本部長若しくは本部員が出席する。

###### イ 職員の派遣要請

知事等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

知事等は、この要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、職員の派遣について、あつせんを求める。

なお、府の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又は、あつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

###### ウ 指定（地方）行政機関の長等への措置要請

知事等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定（地方）行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合には、知事等は、要請する理由、活動内容等ができる限り具体的に明らかにして行う。

なお、知事等は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定（地方）行政機関の長への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

## エ 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(ア) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請する。この場合には、次の事項を明らかにして、文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- i 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ii 派遣を希望する期間
- iii 派遣を希望する区域及び活動内容
- iv その他参考となるべき事項

(イ) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(ウ) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、府対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

## (2) 他の都道府県との連携

## ア 他の都道府県に対する応援の求め

知事等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県の知事等に対して応援を求める。また、知事等は、他の都道府県の知事等から応援の求めを受けた場合は、正当な理由がない限り、これに必要な応援を行う。これらの場合には、消防庁を通じて、その内容について国対策本部に連絡を行う（応援を求める際の活動の調整や手続については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づいて行う。）。

なお、府公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

## イ 他の都道府県に対する事務の一部の委託

府は、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- i 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ii 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

この場合において、府は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じ総務大臣に届け出る。また知事はその内容を速やかに議会に報告する。

### (3) 市町村との連携

#### ア 市町村への職員派遣

知事等は、市町村長等から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

なお、知事等は、市町村長等から他の地方公共団体又は特定指定地方公共機関（指定地方公共機関である地方独立行政法人）の職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

#### イ 市町村に対する応援

知事等は、市町村長等から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

#### ウ 市町村が行うべき事務の代行

知事は、武力攻撃災害の発生等により、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

なお、知事は、代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

### (4) 指定（地方）公共機関との連携

#### ア 指定（地方）公共機関への措置要請

知事等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、知事等は当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

#### イ 指定（地方）公共機関に対する応援

知事等は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る国民保護措置を実施するため必要があると認められる労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求められたときは、正当な理由のある場合を除き、必要な支援を行う。

### (5) 住民等の自発的な協力との連携

知事等は、住民等から自発的な協力の申し入れがあり、安全の確保が十分であると判断した場合は、相互に協力し、受入体制の確保等に努め、住民等が円滑に活動できるよう適切に対処する。

## 2 市町村と他機関の連携

### (1) 府への措置要請等

市町村長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行い、必要に応じて、知事等に指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行うよう求めることができるものとされている。いずれの場合も、市町村長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行うものとする。

### (2) 他の市町村に対する応援の要求

市町村長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村の長等に対して応援を求めることができるものとされている。

### (3) 府に対する応援の要求

市町村長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、知事等に対して応援を求めることができるものとされている。

### (4) 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等

市町村長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事において防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請するよう求めることができるものとされている。

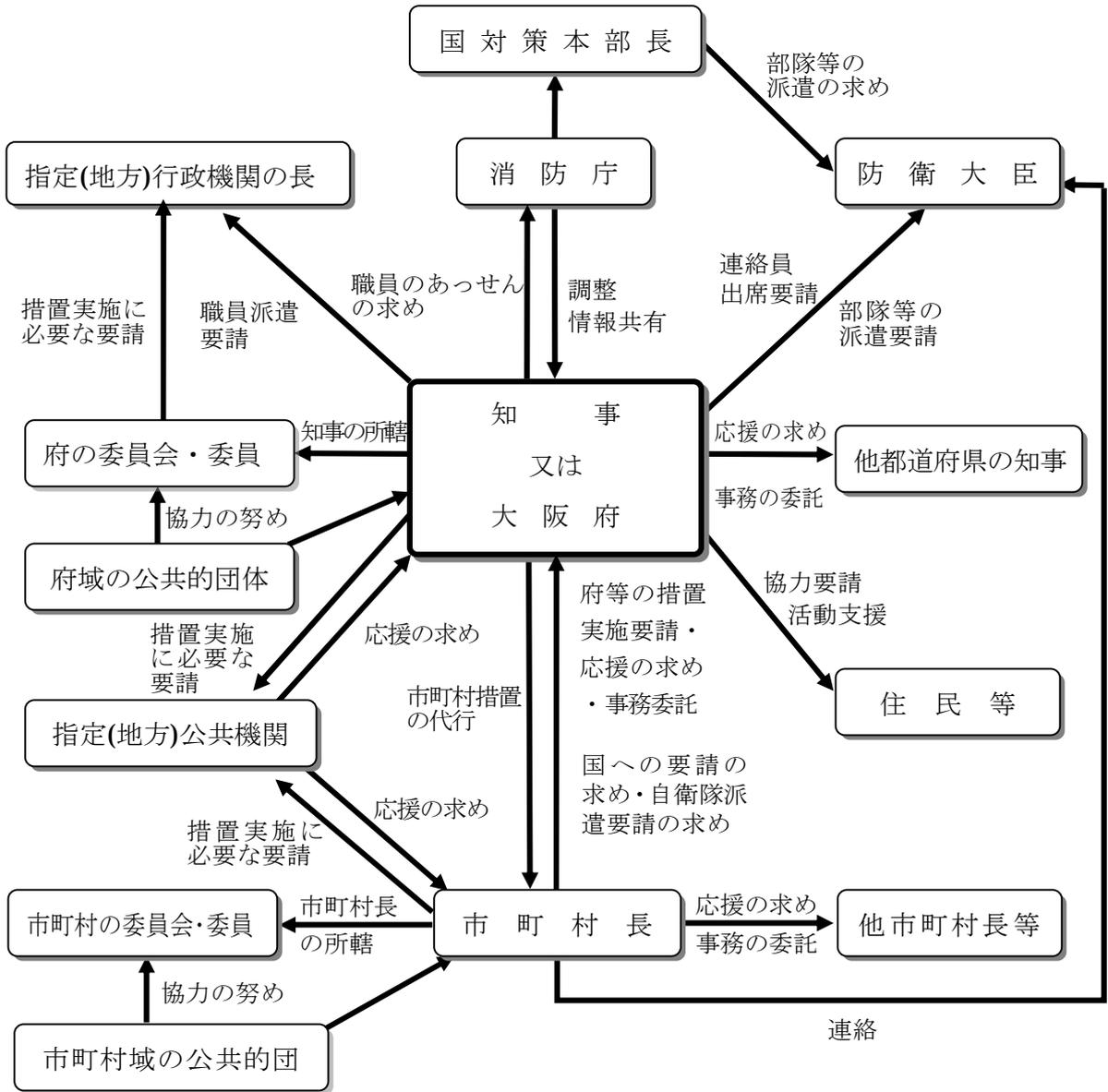
ただし、上記の求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に対して連絡することができるものとされている。

## 3 指定（地方）公共機関と他機関の連携

指定（地方）公共機関は、その業務に係る国民保護措置を実施するため特に必要があ

ると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができるものとされている。

《図：関係機関相互の連携協力》



## 第2章 住民の避難

### 第1節 警報・緊急通報

#### 1 警報の発令

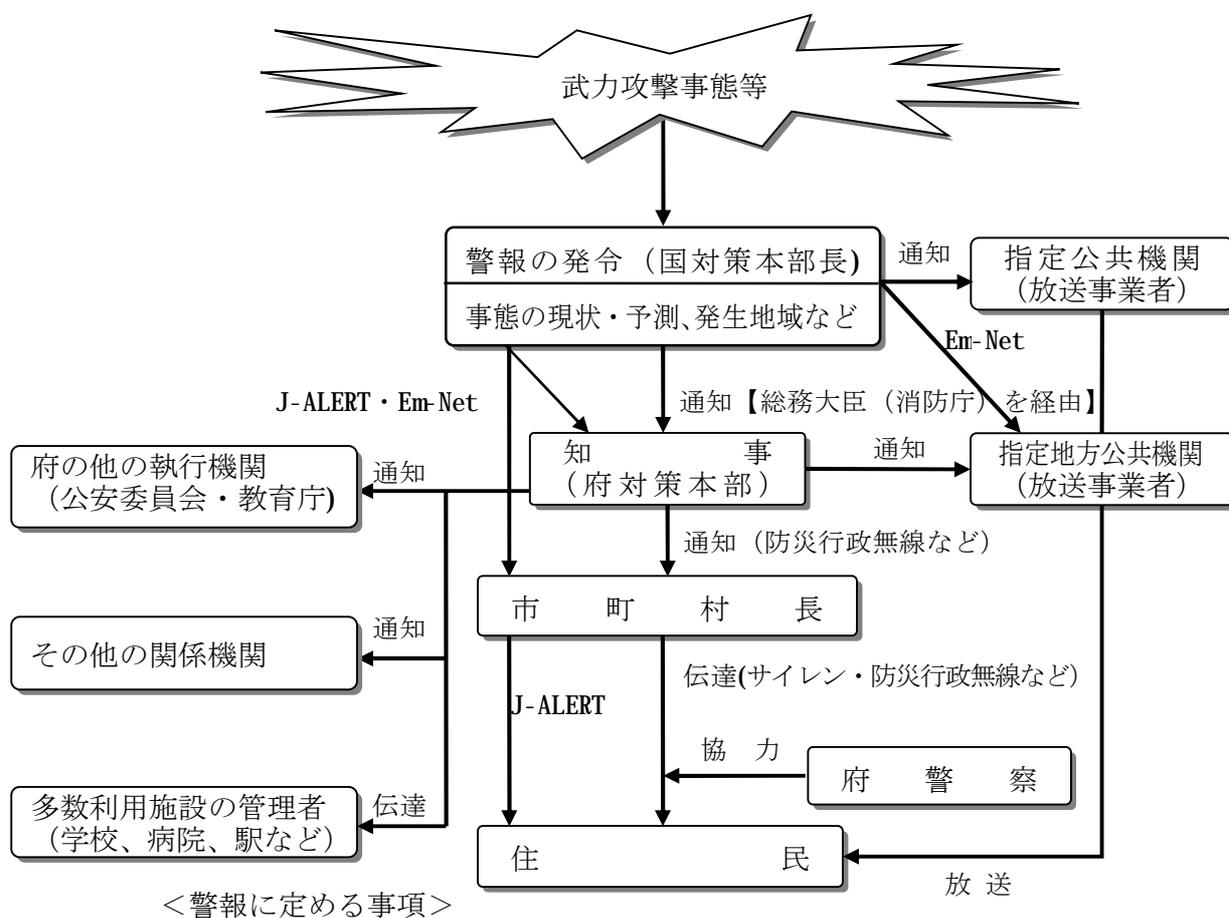
##### (1) 警報の流れ

ア 武力攻撃事態等が発生し、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときには、国対策本部長が、国民保護基本指針及び対処基本方針の定めるところにより、警報を発令するとされている。

イ 警報の通知を受けた総務大臣は、直ちにその内容を府知事に通知するとされている。

ウ 総務大臣から警報の通知を受けた知事は、直ちに市町村長、指定地方公共機関等の関係機関に通知し、市町村長は、直ちに住民に対して警報を伝達するものとする。

《図：警報の発令》



- i 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ii 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- iii その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

## (2) 知事等による警報の通知・伝達

知事等は、警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を通知・伝達する。

### ア 通知先

- i 府域内の市町村の長
- ii 府の他の執行機関
- iii 知事が指定した指定地方公共機関
- iv その他の関係機関

### イ 伝達先

学校、病院、駅その他の多数の人が利用する施設の管理者

### ウ 伝達方法

#### (ア) 伝達手段

緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）のほか、防災行政無線、テレビ・ラジオ（放送事業者に対する迅速な通知）、インターネット（ホームページへの掲載）、携帯電話の一斉メールなど、効果的な伝達手段を確保する。

#### (イ) 留意点

##### a 受信の確認

武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村に対しては、特に優先的に通知し、受信確認を行う。

##### b 曜日、時間帯を念頭においた通知・伝達

休日、夜間も含め、24時間365日、迅速に警報を通知・伝達する。また、通学や通勤などで外出していることが多い平日や昼間にも円滑に情報伝達ができるよう、あらかじめ学校や事業所など多様な伝達ルートを確保する。

## (3) 市町村長による警報の伝達・通知

市町村長は、警報の通知を受けたときは、国民保護計画で定めるところにより、直ちに、その内容を伝達・通知するものとする。

また、府警察は、市町村と協力し、通知内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努めるものとする。

### ア 伝達先

- i 住民

ii 関係のある公私の団体

イ 通知先

i 市町村の他の執行機関

ii その他の関係機関

ウ 伝達方法

(ア) 伝達手段

全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線やインターネット、広報車を活用するほか、自主防災組織や自治会等の自発的な協力など、効果的な伝達手段を確保する。

(イ) 留意点

a 伝達用サイレンの周知

府等は、武力攻撃が迫り、又は現に発生したことを示すサイレンのパターン及び音色をあらかじめ住民に周知しておく。

b 市町村防災行政無線(同報系)が整備されている場合の伝達要領

(a) 武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域に含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

(b) 武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域に含まれない場合

原則として、サイレンを使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により周知を図るものとする。なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

(4) 避難行動要支援者への伝達

ア 在宅の避難行動要支援者

(ア) 市町村による伝達

市町村は、本人の意思やプライバシーの保護に十分留意したうえで、情報伝達において配慮すべき対象者のリストをあらかじめ作成するなどして、また、消防機関のほか、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力も得るなどして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、戸別訪問などにより、伝達するものとする。

(イ) 府による伝達

府は、聴覚・視覚障がい者などに、情報が確実に伝わるよう、放送事業者などに協力を求める。

#### イ 社会福祉施設入所者及び病院入院患者

市町村は、府との事前の役割分担に基づき、対象となる地域の社会福祉施設及び病院を把握し、その施設管理者と協議のうえ、あらかじめリストを作成するなど、事前に把握した情報に基づき、電話、ファクシミリ、インターネット等により、伝達するものとする。

#### ウ 日本語の理解が十分でない外国人

##### (ア) 市町村による伝達

市町村は、防災行政無線、広報車、インターネット等による情報伝達にあたり、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や、多数の在住者が母国語とする外国語については、あらかじめ作成した基本文例の活用などにより、正確で迅速な情報伝達に努めるものとする。

##### (イ) 府による伝達

府は、外国語放送を実施しているコミュニティFM等に働きかけるなどして、外国人への情報提供に配慮する。

#### (5) 警報の放送

ア 放送事業者である指定（地方）公共機関は、警報の通知を受けたときは、国民保護業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送するものとされている。

イ 知事は、放送事業者が高度な緊急伝達能力を有することにかんがみ、特に迅速に警報の内容を通知する。その際は、言論・表現の自由及び放送の自律性を尊重する。

#### (6) 警報の解除

警報が解除された場合、知事、市町村長等は、発令の場合に準じて通知・伝達を行う。なお、警報解除の伝達は、原則としてサイレンを使用しない。

## 2 緊急通報の発令

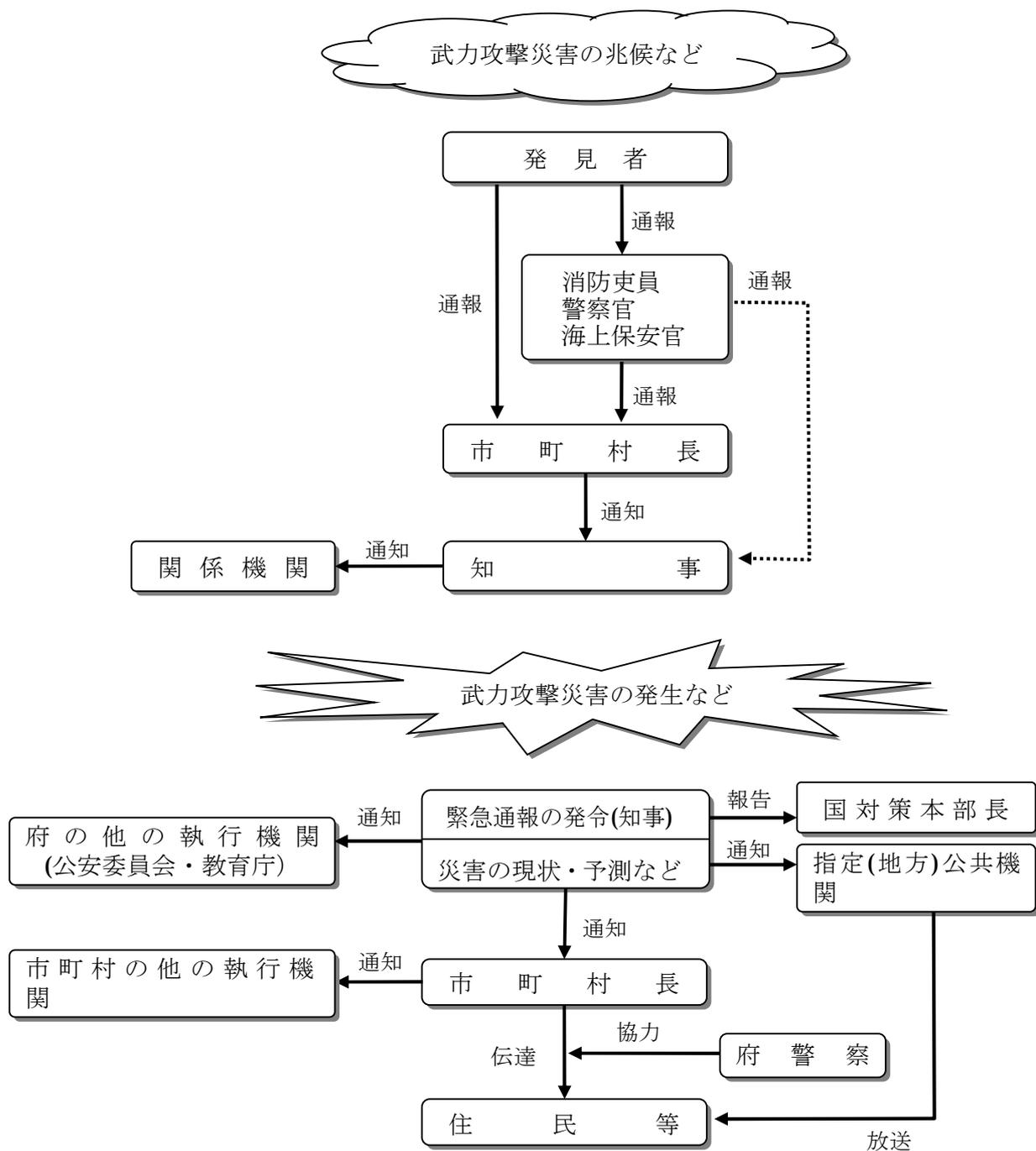
### (1) 武力攻撃災害の兆候が発見された場合の措置

知事は、災害の兆候を発見した者から通報を受けた市町村長又は消防吏員等から通知通報を受けたときは、必要に応じて関係機関に通知する。

### (2) 緊急通報の流れ

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害緊急通報を発令する。

《図：緊急通報の発令》



<緊急通報の内容>

- i 武力攻撃災害の現状及び予測
- ii その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

### (3) 知事による緊急通報の通知・報告

知事は、緊急通報を発令したときは、直ちに、警報と同様の方法で、その内容を通知するとともに、速やかに国対策本部長に対し、報告する。

#### ア 通知先

- i 府域内の市町村の長
- ii 府の他の執行機関
- iii 関係指定公共機関及び指定地方公共機関

#### イ 留意点

##### (ア) 住民の混乱防止

知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や府警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

##### (イ) 通報内容の明確・簡潔化

通報内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

##### (ウ) 受信の確認

特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村長に対して、特に優先的に通知し、受信確認を行う。

### (4) 市町村長による緊急通報の伝達・通知

市町村長は、緊急通報の通知を受けたときは、国民保護計画で定めるところにより、直ちにその内容を伝達・通知するものとする。

また、府警察は、市町村と協力し、緊急通報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努めるものとする。

#### ア 伝達先

- i 住民
- ii 関係のある公私の団体

#### イ 通知先

- i 市町村の他の執行機関
- ii その他の関係機関

#### ウ 留意点

警報の伝達・通知と同様に、効果的な伝達手段の確保に努めるものとする。

### (5) 避難行動要支援者への伝達

警報の伝達と同様に、関係機関等と緊密に連携を図り、迅速かつ的確に内容が伝達できるよう配慮するものとする。

### (6) 緊急通報の放送

ア 放送事業者である指定（地方）公共機関は、速やかにその内容を放送するものとされている。

イ 知事は、放送事業者が高度な緊急伝達能力を有することにかんがみ、特に迅速に緊急通報の内容を通知する。その際は、言論・表現の自由及び放送の自律性を尊重する。

### (7) 緊急通報の解除

緊急通報を解除する場合、知事は、発令の場合に準じて通知し、これを受けた市町村長等についても、同様に伝達・通知を行う。

なお、緊急通報の解除の伝達は、原則としてサイレンを使用しない。

## 第2節 避難の指示・退避の指示

### 1 避難の指示

#### (1) 避難の指示の流れ

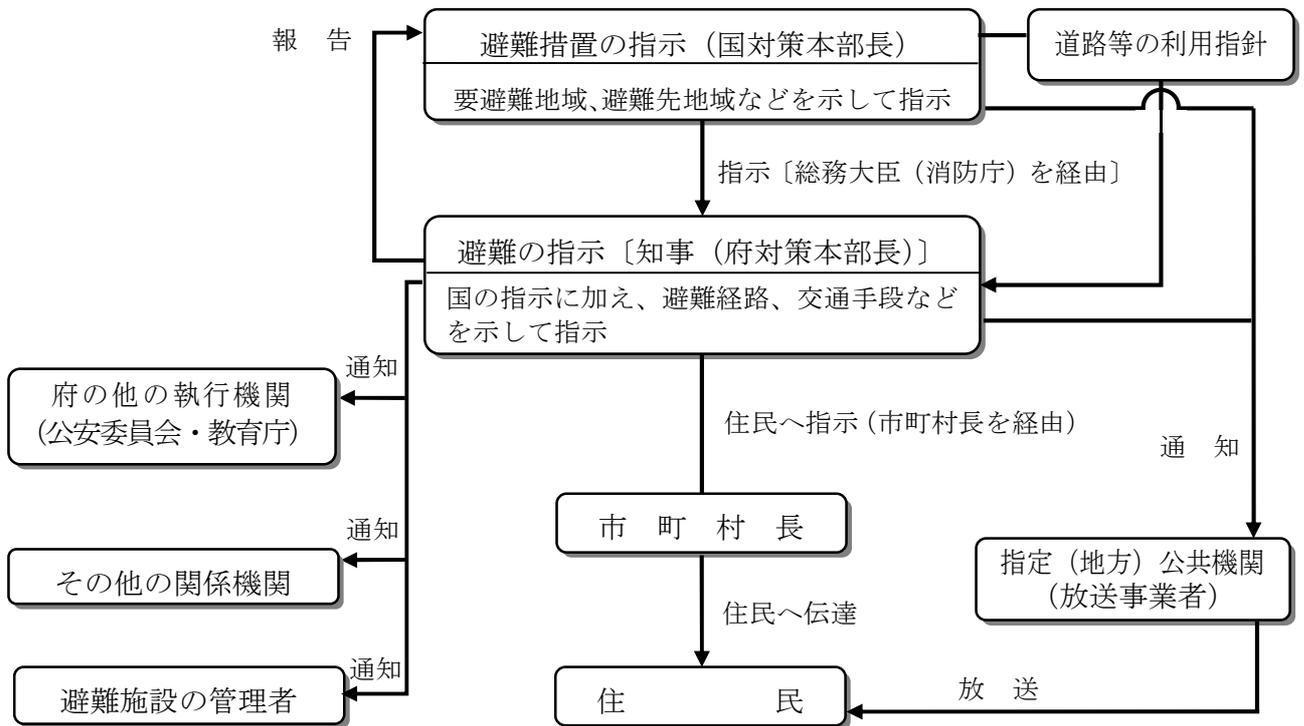
##### ア 避難措置の指示

警報を発令した場合で、住民の避難が必要であると認めるときは、国対策本部長は、総務大臣（消防庁）を経由して、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、次に掲げる事項を示して、直ちに避難措置の指示を行うとともに、それ以外の知事に通知するとされている。

<避難措置の指示の内容>

- i 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ii 住民の避難先となる地域（避難先地域（避難経路地域を含む））
- iii 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

《図：避難の指示》



#### イ 避難措置の指示に伴う措置

知事は、避難措置の指示又は通知を受けた場合、直ちに、その内容を警報と同様の方法により、関係機関等に通知するとともに、それぞれの場合に応じて、以下の措置を実施する。

##### (ア) 要避難地域を管轄する場合

知事は、市町村長を經由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、国対策本部長から示された避難措置の指示の内容に加え、主要な避難経路、避難のための交通手段、その他避難方法を示して、避難の指示を行う。

また、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、知事は施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な措置をとるものとする。

##### (イ) 避難先地域を管轄する場合

知事は、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を実施する。

なお、府知事は、他の都道府県知事から、避難住民等の受入れについて協議を受けた場合は、府内の関係市町村長と協議を行い、避難施設の状況や受入れの体

制を勘案して、迅速に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事、受入地域の市町村長及び避難施設の管理者に通知する。

また、府知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、協議元の都道府県知事から国民保護法第13条に基づき、事務の委託を受けるものとする。

## (2) 避難の指示

### ア 府域内から府域内へ避難する場合

知事は、府域内において、住民を避難させる必要のある避難措置の指示を受けたときは、避難先地域及び避難経路地域を管轄する市町村長と協議したうえで、避難の指示を行う。

#### (ア) 要避難住民数の把握

知事は、市町村ごとの要避難住民数を、あらかじめ準備しておいた昼夜間別、世帯別、援護要否別等の人口データを用いて、把握する。

#### (イ) 避難施設の決定

知事は、避難施設のリスト（データベース）の中から、避難施設の候補を選定し、避難先市町村長の意見を聴いたうえで、避難施設を決定する。

#### (ウ) 避難手段・避難経路の調整

知事は、国対策本部長による道路等の利用指針などを踏まえ、避難手段や避難経路について調整する。

#### (エ) 避難手段の決定

鉄道、バス等を利用する場合、知事は、あらかじめ把握しておいた輸送力の状況を踏まえ、運送事業者である指定（地方）公共機関と輸送方法等について、府警察と交通規制等について調整したうえで、避難手段を決定する。

#### (オ) 避難経路の決定

鉄道、バス等を利用する場合、知事は、府警察と避難経路等について、道路管理者と道路状況を考慮して利用調整したうえ、あらかじめ選定しておいた候補路線のうちから避難経路を決定する。

#### (カ) 避難の指示の通知・報告

知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、要避難地域、避難先地域の市町村長をはじめ、その他の市町村長、府の他の執行機関、関係指定公共機関・指定地方公共機関及び避難施設の管理者に通知するとともに、国対策本部長に報告する。

#### (キ) 避難の指示の伝達

市町村長は、避難の指示の通知を受けたときは、府警察の協力を得て、住民及び関係のある公私の団体へ伝達するものとする。この際、警報・緊急通報の伝達と同様、避難行動要支援者への迅速かつ確実な伝達に配慮するものとする。

(ク) 避難の指示の放送

放送事業者である指定（地方）公共機関は、避難の指示の通知を受けたときは、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送するものとされている。その際知事は、言論・表現の自由及び放送の自律性を尊重するものとする。

(ケ) 避難の指示の解除

知事は、国対策本部長が避難措置の指示を解除した場合は、避難の指示を解除し、関係機関等に通知・報告する。通知を受けた市町村長は、避難住民及び関係のある公私の団体へ解除された旨を伝達するとともに、避難復帰要領で定めるところにより、復帰のための誘導その他の措置を行うものとする。

イ 府域内から府域外へ避難する場合

府知事は、府域を越えて住民を避難させる必要のある避難措置の指示を受けたときは、避難先地域及び避難経路地域を管轄する知事と協議したうえで、避難の指示を行う。

(ア) 要避難住民数等

府知事は、要避難住民数、避難手段、避難経路等を、避難先地域及び避難経路地域を管轄する知事に通知する。

(イ) 受入地域の決定

避難先地域を管轄する知事から、避難住民を受け入れる地域の決定通知を受けた府知事は、要避難地域を管轄する市町村長等へ通知する。

なお、避難先地域を管轄する知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、府知事は、避難先の知事に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

(ウ) 要避難地域の住民への避難の指示

府知事は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対して、避難の指示を行う。

(エ) 府域内での避難にかかる措置の準用

その他、避難の指示の通知・報告、解除等の措置は、府域内での避難にかかる措置に準じて行う。

### (3) 留意事項

知事は、国民保護基本指針で示されている武力攻撃事態等の特徴、留意点などを踏まえ、避難の指示を行う。

#### ア 武力攻撃事態等・緊急処理事態における避難

##### (ア) 着上陸侵攻の場合

武力攻撃災害が広範囲にわたることが予想されるが、避難までの時間的余裕があり事前の準備が可能であることから、戦闘が予想される地域から先行して、市町村外の避難先地域へ避難することとし、大規模な場合は、他府県の避難先地域へ避難する。

その際、公共交通機関（鉄道・長距離バスなど）や借上バスを利用して、要避難地域の住民は、他市町村・他府県の避難施設へ、要避難地域にいる通勤・通学者等は、他市町村・他府県にある自宅等へ避難する。

ただし、府の人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を短期間で遠方へ避難させることは、極めて困難であることから、上記のような避難の準備ができる場合を除き、国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、適切に対応することとする。

##### (イ) ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合

少人数のグループにより行われ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、事前に予測あるいは察知することができず突発的な発生も想定され、避難までの時間的余裕がないことから、当初は屋内に徒歩で一時退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

##### (ロ) 弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭）

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、さらに、極めて短時間で着弾することが予想されることから、直ちに屋内(できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設)へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

また、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム、（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から府ホームページ等を用いて周知に努めるものとする。

##### (ハ) 航空攻撃の場合（通常弾頭）

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに屋内（できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設）へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

(ウ) 緊急処理事態の場合

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、それに準じた避難を行う。

イ NBC攻撃における避難

(ア) 核兵器を用いた攻撃の場合

被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風等によって、その後は放射性降下物や残留放射線によって生じる。また、熱線・爆風等及び残留放射線は爆心地周辺において、放射線降下物は爆心地付近から、逐次、風下方向に拡散して、被害をもたらす。

このため、熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、当初は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設やコンクリート施設などの屋内へ徒歩で一時避難し、一定時間経過し残留放射線の低減確認後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。

また、直接の被害は受けないが、放射性降下物の被害を受けるおそれがある地域については、できる限り、風上方向の安全な地域へ避難する。安全な地域へ避難する際は、公共交通機関や借上バスを利用して、他市町村・他府県にある避難施設や自宅等へ避難する。

(イ) 生物兵器を用いた攻撃の場合

生物剤は、人に知られることなく散布でき、散布が判明したときには、すでに被害が拡大している可能性があるが、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、散布された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋、又は感染のおそれのない安全な地域へ避難する。

(ロ) 化学兵器を用いた攻撃の場合

化学剤は、一般的には、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重い神経剤（例：サリン）は地面をほうように広がる。また、特有のにおいがあるものもあるが、無臭のものもある。

このため、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合

は、攻撃された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高い所など、汚染のおそれのない安全な地域に避難する。

《表：事態類型等と避難の特徴》

避難の特徴 事態類型等		被害の範囲 →避難先までの距離 (主たる避難先)	予測の可否 →避難までの時間的余裕	主な避難手段
武力 攻撃 事態	着上陸侵攻	広い範囲 →遠くへ避難 (他市町村・他府県)	予測は可能 →時間的な余裕あり	公共交通機関・借上バス
	ゲリラ・特殊部隊 による攻撃	狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市町村内)	予測は困難 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
	弾道ミサイル攻撃 (通常弾頭)	狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市町村内)	予測は可能 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
	航空攻撃 (通常弾頭)	広い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市町村内)	予測は可能 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
緊急処理事態		狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市町村内)	予測は困難 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
NBC 攻撃	核兵器 (弾道ミサイル (核弾頭) 航空攻撃 (核弾頭))	・核爆発の被害を受ける地域 →近くへ避難後、 (地下施設・コンクリート施設) 遠くへ避難 (他市町村・他府県) ・放射性降下物の被害を受ける地域 →遠くへ避難 (他市町村・他府県)	→時間的余裕なし  →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス  公共交通機関・借上バス
	生物兵器	→近くへ避難	→時間的余裕なし	徒歩
	化学兵器	(近傍の施設・市町村内)		公共交通機関・借上バス

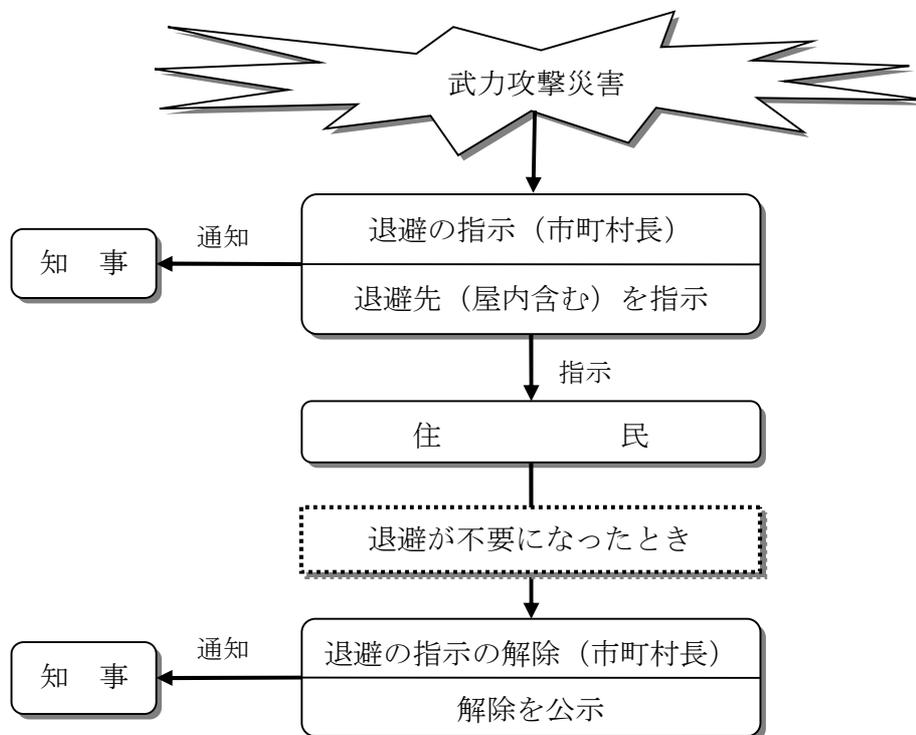
## 2 退避の指示

### (1) 退避の指示の流れ

ア 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、目前の危険を一時的に避けるため、武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃げるよう、退避の指示を行うものとする。

- なお、退避の必要がなくなったときは、退避の指示を解除するものとする。
- イ 知事は、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、自ら退避の指示を行う。
- ウ 市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長若しくは知事から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、住民に対し、退避の指示をすることができるものとされている。
- エ 市町村長その他市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができない場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、退避の指示を行うものとされている。

《図：退避の指示》



## (2) 退避の指示に伴う措置

- ア 市町村長は、退避の指示を広報車等により速やかに住民へ伝達し、また、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公示するとともに、知事、その他関係機関に速やかに通知するものとする。
- イ 退避の指示の通知を受けた府警察は、交通規制など必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 知事が、退避の指示を行った場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、そ

の他関係機関に速やかに通知するとともに、国対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。

### (3) 留意事項

退避の指示を行う場合において、下記のように、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも、屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

## 第3節 避難誘導

### 1 避難誘導の流れ

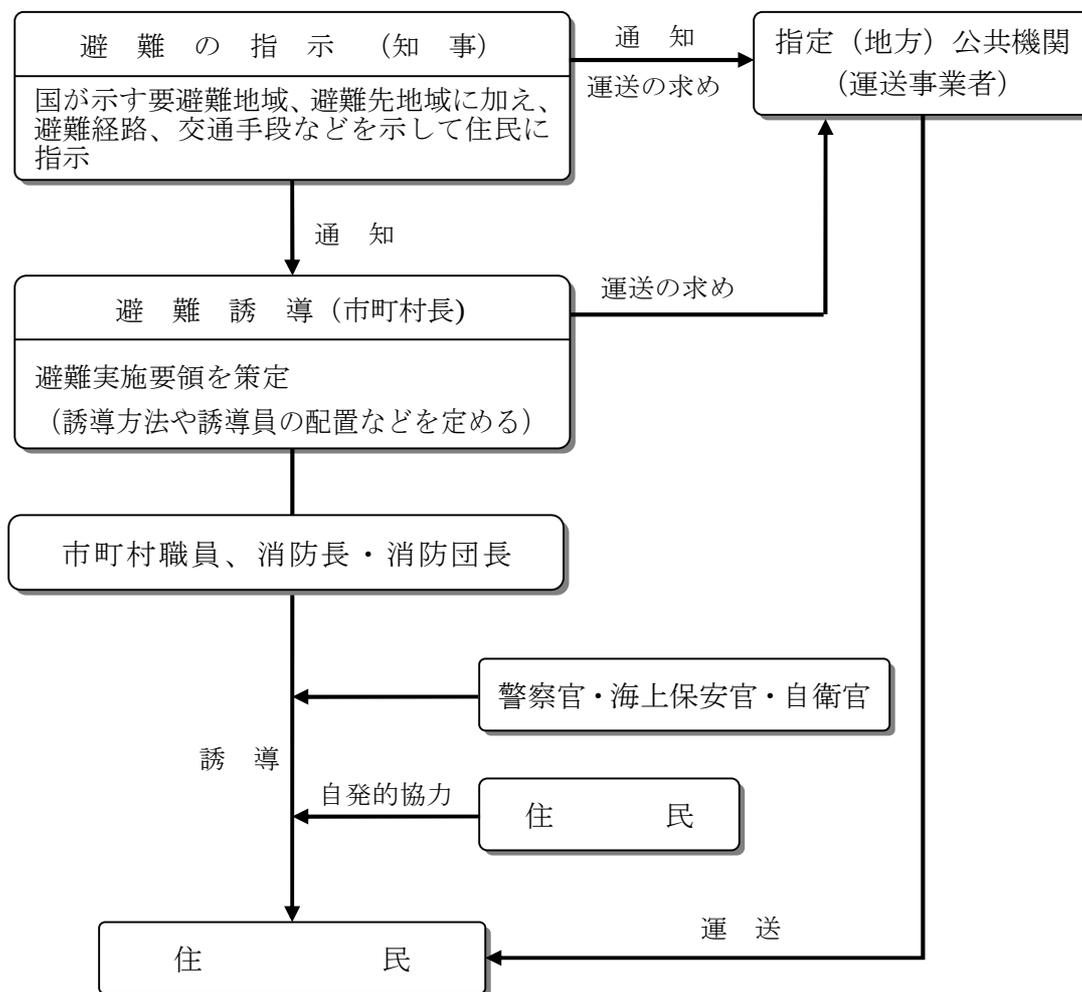
(1) 市町村長は、住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定め、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、関係機関に通知するものとする。

＜避難実施要領に定める事項＞

- i 避難経路、避難手段その他避難方法に関する事項
- ii 避難誘導の実施方法、関係職員の配置その他避難誘導に関する事項
- iii 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

(2) 市町村長は、避難実施要領を定めることにより、市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導するものとする。

《図：避難誘導》



## 2 市町村長による避難誘導

### (1) 避難実施要領の作成

市町村長は、避難指示があったときは、あらかじめ作成しておいた避難実施要領のパターンの中から、関係機関の意見を聴きつつ、最も適切なパターンを選び、避難実施要領を作成するものとする。

### (2) 避難実施要領の伝達・通知

避難実施要領を定めたときは、防災行政無線やインターネット（ホームページへの掲載）、広報車などを活用するほか、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、関係機関に通知するものとする。

### (3) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整

運送事業者である指定（地方）公共機関と、要避難住民数、集合場所、集合時間な

ど避難住民の運送に関する具体的な事項を調整するものとする。

#### (4) 市町村職員、消防長・消防団長等による誘導

市町村職員、消防長・消防団長を指揮し、また必要に応じて、関係機関に警察官、海上保安官又は自衛官による誘導を要請するとともに、避難住民等に自発的協力を要請して、避難誘導を行うものとする。

#### (5) 避難行動要支援者の避難誘導

ア 市町村職員等が、地域住民等の協力を得ながら、必要に応じて搬送用の車両を確保するなどして、必要な措置を実施するものとする。

イ 避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、施設に滞在・入院している避難行動要支援者については、施設管理者に対し、当該施設職員による引率、保護者への連絡・引き渡しなどのほか、車椅子や担架による移動の補助、車両による搬送など、必要な措置の実施を要請するものとする。

ウ 市町村及び施設管理者のみでは、十分な輸送手段を確保できない場合は、府、府警察、海上保安部長等及び自衛隊に協力を要請するものとする。

#### (6) 曜日、時間帯を念頭においた避難誘導

平日の昼間における避難誘導にあたっては、周辺地域から府域の中心部への通勤者や、保護者への連絡・引渡しが容易でない児童・生徒が多く存在することを踏まえ、事業所や学校ごとの避難が実施できるよう、関係者に協力を要請するものとする。

#### (7) 安全の確保

避難誘導を行う機関は、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況などの情報を、現場で誘導を指揮する者に随時提供するなどして、避難住民及び現場で誘導を行う者の安全を確保するものとする。

#### (8) 避難住民の復帰のための措置

避難の指示が解除されたときは、避難住民を復帰させるため、避難住民復帰要領を作成し、復帰のために必要な措置を行うものとする。

### 3 知事による避難誘導支援

#### (1) 市町村長の避難実施要領の作成支援

知事は、市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、市町村長が作成する避難実施要領について、必要な意見を述べる。

また、府警察は、交通規制、避難経路等について、必要な意見を述べる。

## (2) 市町村長による避難住民の誘導への支援・補助

知事は、市町村長から要請があった場合、又は必要と認めた場合、食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

特に、市町村長が府域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合は、現地に府職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、避難誘導の補助を行う。

## (3) 市町村長からの要請の調整

知事は、複数の市町村長から要請があり、避難誘導に係る資源配分について、広域的観点から調整が必要であると判断した場合は、市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から府警察等に連絡が取れない場合は、警察官等による避難誘導に関して、知事自らが要請する。

## (4) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、府のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合は、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

## (5) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合する場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定（地方）公共機関に対して、運送の求めを行うとともに、市町村の区域を越えた運送を要請する場合は、自ら、要避難住民数、集合場所、集合時間など避難住民の運送に関する具体的な事項を調整する。

この際には、警報の内容等に照らし、安全が確保されていることを確認するとともに、必要な情報の提供を行うなどして、安全を確保する。

## 4 避難所等における安全確保

府警察は、避難所等の定期的な巡回、被災地等におけるパトロールを強化し、住民等の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図るものとする。

また、地域の自主防犯組織等との安全確保に関する情報交換や、住民等からの相談に対応するなどして、住民等の不安の軽減に努めるものとする。

## 第3章 避難住民等の救援

### 第1節 救援の流れ

#### 1 救援の実施

##### (1) 知事による救援

ア 国対策本部長は、避難先地域を管轄する知事及び必要に応じ武力攻撃災害により被災者が発生した地域を管轄する知事に対し、救援措置を実施すべきことを指示するとされている。

イ 指示を受けた知事は、次に掲げる救援を行う。ただし、緊急を要するときは、指示を待たずに行う。また、府と同様の立場で救援を行う指定都市の長に、直ちに指示の通知を行う。

- i 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ii 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- iii 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- iv 医療の提供及び助産
- v 被災者の捜索及び救出
- vi 埋葬及び火葬
- vii 電話その他の通信設備の提供
- viii 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの（①武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理、②学用品の給与、③死体の捜索及び処理、④武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

ウ 知事は、救援の円滑な実施のため、指定都市の長と事前に活動内容について調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

エ 知事は、あらかじめ指定都市以外の市町村の長と救援についての役割分担を調整しておく。事態発生の際は、その役割分担に沿って、市町村長に対し指示を行い、または市町村長の補助を得て、救援を行う。

##### (2) 関係機関との連携

ア 市町村長との連携

知事は、市町村長が、知事からの指示を受け、救援に関する事務の一部を実施するほか、知事の行う救援を補助することとされていることから、市町村長と密接に

連携する。

イ 日本赤十字社大阪府支部との連携

知事は、日本赤十字社大阪府支部が、その業務に関し、知事が行う救援に協力するとともに、知事から委託を受けて救援又はその応援を実施することとされていることから、日本赤十字社大阪府支部と密接に連携する。

ウ 指定（地方）公共機関との連携

知事は、運送事業者である指定（地方）公共機関が、その業務に関し、知事、市町村長等の求めを受け、その業務に関する国民保護の分野で、国民保護業務計画に基づき救援活動を実施することとされていることから、運送事業者である指定（地方）公共機関と密接に連携する。

エ 他の都道府県との連携

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、あらかじめ締結しておいた相互応援協定等に基づき又は内閣総理大臣の指示に基づき応援を求める。

また、内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

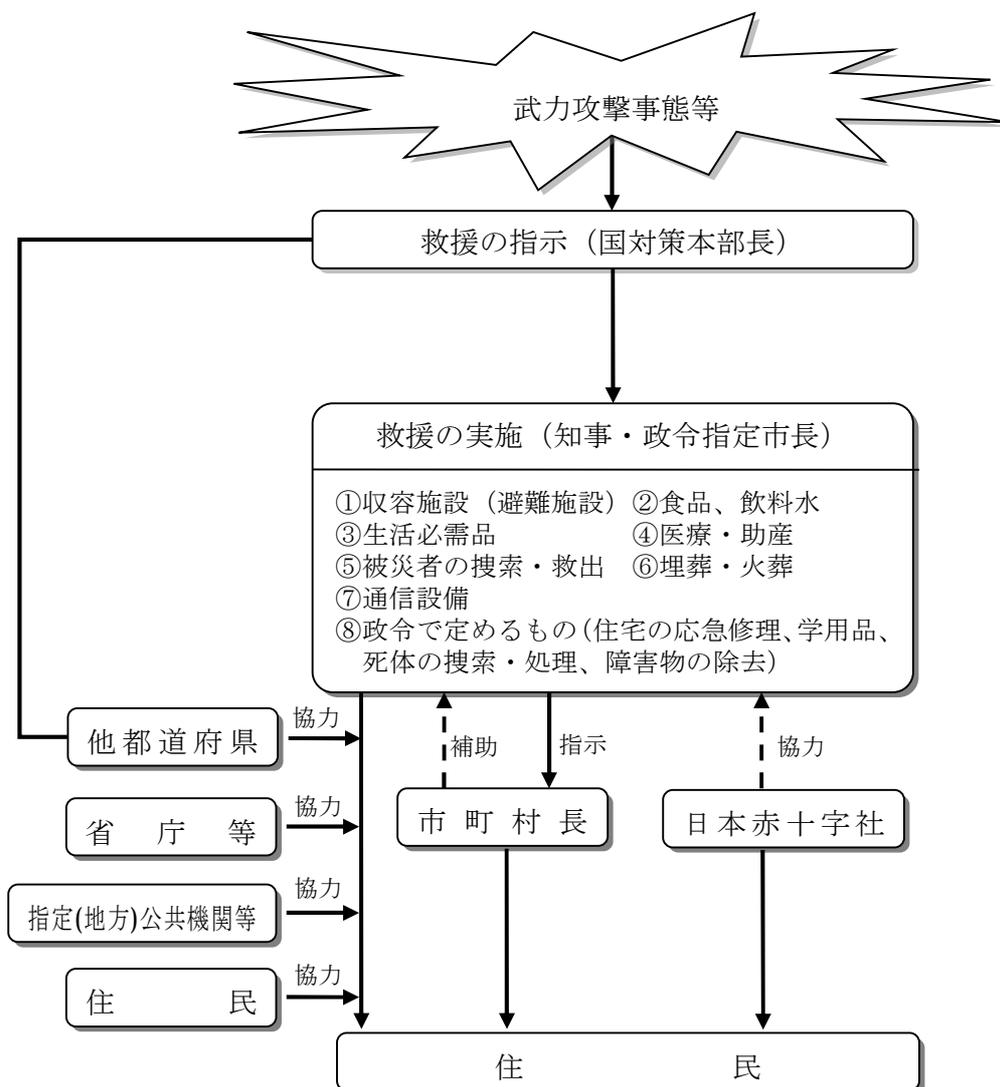
オ 指定（地方）行政機関との連携

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、指定（地方）行政機関の長に対し、救援に係る物資の供給その他必要な支援を求める。

カ 住民との連携

知事又は府の職員は、救援を実施するため必要があると認めるときは、安全の確保に十分に配慮したうえで、避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。

《図：避難住民等の救援》



## 2 救援の内容

### (1) 収容施設の供与

#### ア 避難所の開設、管理運営

(ア) 知事は、避難住民等を保護し、その一時的な居住の安定を図るため、あらかじめ避難先地域の市町村長の意見を聴いたうえで決定した避難施設等を避難所として開設する。開設にあたっては、知事は、市町村長を経由して、施設管理者に通知する。

(イ) 避難所の管理運営については、知事の指示のもと、原則として市町村が行うものとする。

(ウ) 指示を受けた市町村長は、施設管理者等に連絡し、職員を派遣して、避難所を管理運営するものとする。

(エ) 市町村長は、施設管理者、避難住民及び近隣の者の協力を得て、避難所を管理運営するものとする。

また、他の地方公共団体から避難住民を受け入れた場合は、避難元の地方公共団体の人材活用を図る。

(オ) 府は、避難所の収容能力を越える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設・民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、他都道府県への要請などにより施設の確保を図る。

#### イ 留意事項

避難所の管理運営にあたっては、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理運営に努める。

(ア) 避難者数・世帯数の把握（避難者台帳の作成など）

(イ) 正確かつ迅速な情報の伝達（国民保護措置の実施状況・実施予定、多言語による提供など）

(ウ) 健康相談（心的外傷後ストレス障害（PTSD）を含む。）の実施、救護所の設置、仮設トイレの早期設置、プライバシーの確保や、生活習慣・文化・宗教の違いへの配慮など

(エ) 避難行動要支援者への配慮（施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など）

(オ) 避難生活長期化への対応（生活相談所の開設、混乱防止のための避難者心得の掲示など）

#### ウ 応急仮設住宅等の確保

府は、避難住民等を収容する期間が長期にわたる場合は、市町村と協力し、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに応急仮設住宅の建設などにより施設の確保を図る。

#### (2) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与

府は、市町村等と連携して、救援のために必要な食品の給与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与を行う。

給与、供給及び貸与にあたっては、自然災害時の方法に準じて、あらかじめ、調達・供給体制を確立しておき、必要に応じ、国、他都道府県、関係業界団体等の支援・協力を得て、次のとおり実施する。

ア 飲料水の供給

(ア) 府

府は、市町村の給水活動が円滑に実施されるよう、大阪府水道災害調整本部を設置し、関係者と連携して次の措置を講ずる。

- i 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用
- ii 給水用資機材の調達斡旋
- iii 給水活動に関する情報の収集と提供
- iv 給水活動に関する応援の要請
- v 飲料水の水質検査及び消毒
- vi パック水・缶詰水の配布

(イ) 市町村

市町村は、府の要請を受け、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずるものとする。

- i 浄水池、配水池等の給水拠点での給水の実施
- ii 給水車・トラック等による給水の実施
- iii 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- iv 給水用資機材の調達
- v 住民への給水活動に関する情報の提供
- vi 飲料水の水質検査及び消毒
- vii パック水・缶詰水の配布

イ 食品の給与、生活必需品の給与・貸与

(ア) 府

府は、市町村が食品・生活必需品を円滑に給与又は貸与できるよう、次の措置を講ずる。

- i 被災市町村ごとの必要量、調達可能量の情報収集
- ii 備蓄物資の給与又は貸与
- iii 協定締結している物資の調達
- iv 市町村間の応援措置についての指示
- v 関係機関に対する食料、毛布・日用品、LPガス供給の要請
- vi 不足する場合の広域応援協定に基づく要請
- vii 応援物資等の受付及び市町村の集積地までの輸送

(4) 市町村

市町村は、府の指示を受け、又は府を補助して、必要な物資を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

- i 避難所ごとの必要量の算定
- ii 備蓄物資の給与又は貸与
- iii 協定を締結している物資の調達

(3) 医療救護の提供及び助産

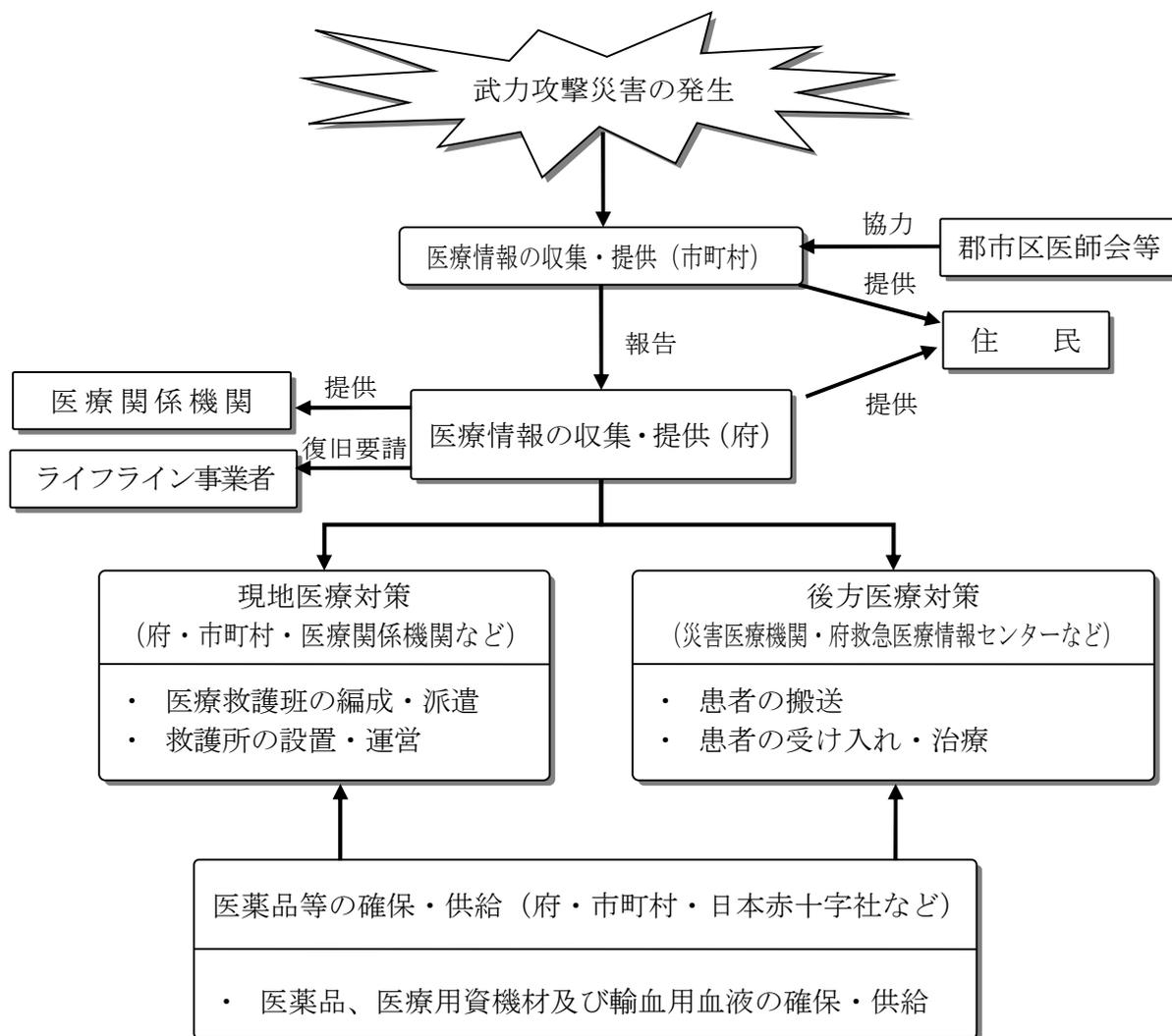
ア 医療救護活動の実施

府は、市町村及び医療関係機関・医療関係者等と連携して、武力攻撃災害の状況に応じ、被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

実施にあたっては、府は自ら又は市町村若しくは医療関係機関を經由し、医療関係者に対し、安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じたうえで、医療救護活動の実施を要請する。

なお、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され、避難住民等に十分な医療が提供できない場合等には、必要に応じ、臨時の医療施設を開設する。

《図：医療救護活動》



(7) 医療情報の収集・提供活動

a 府

府は、医療施設の被害状況・活動状況、被災地の医療ニーズ、患者の受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村、医療関係機関、ライフライン事業者などの関係機関及び住民に提供する。

b 市町村

市町村は、郡市区医師会等の協力を得て、医療関係者・医療施設の被害状況・活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告するとと

もに、住民に対し可能な限り情報提供するものとする。

(4) 現地医療対策

府は、自ら又は下記の役割分担に基づき関係機関等に要請を行い、現地医療対策を実施する。

a 現地医療の確保

(a) 医療救護班の編成・派遣

○ 府

府は、自ら必要と認めたとき、又は市町村から要請があったときは、特別な訓練を受けたDMAT（災害派遣医療チーム）をはじめとした医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するとともに、医療関係機関に協力を要請する。

また、必要に応じて、国及び他都道府県に対して、医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置して調整を行う。

○ 市町村

市町村は、災害発生後、直ちに医療救護班を派遣し医療救護活動を実施するものとする。

なお、市町村単独では十分対応できない場合は、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行うものとする。

○ 災害拠点病院等

災害拠点病院等の医療関係機関は、府の要請を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施するものとする。

(b) 医療救護班の搬送

○ 府及び市町村

府及び市町村は、医療関係機関が搬送手段を有しない場合、搬送手段を確保し、搬送を行うものとする。

○ 医療関係機関

医療関係機関は、原則として、自ら所有する緊急車両等を活用し、移動するものとする。

(c) 救護所の設置・運営

市町村等は、応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営するものとする。

なお、医療機関の開設者から承諾が得られた場合は、医療機関を医療救護所とする。

(d) 医療救護班の受け入れ・調整

○ 府

府は、被災市町村への医療救護班の派遣調整を行う。

○ 市町村

市町村は、医療救護班の受け入れ窓口を設置し、府等と連携して、救護所への配置調整を行うものとする。

b 現地医療活動

(a) 救護所における現地医療活動

○ 応急救護所における現場救急活動

武力攻撃災害発生直後に災害拠点病院から派遣される医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ（治療の優先順位付け）等の現場救急活動を行うものとする。

○ 医療救護所における臨時診療活動

府、市町村、医療関係機関等から派遣される医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行うものとする。

(b) 医療救護班の業務

i 患者に対する応急処置

ii 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

iii 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

iv 助産救護

v 被災住民等の健康管理

vi 死亡の確認

vii その他状況に応じた処置

(c) 被災地域内医療設備の支援

府は、被災地域内の診療活動を支援する。

(ウ) 後方医療対策

府は、自ら又は下記の役割分担に基づき関係機関等に要請を行い、後方医療対策を実施する。

a 後方医療の確保

府は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係

機関と協力して、災害医療機関のネットワークである広域災害救急医療情報システムや府救急医療情報センターを活用し、患者の受け入れ病床を確保するとともに、必要に応じて、他都道府県等にも病床の確保を要請する。

また、府は、受け入れ病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

#### b 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行うものとする。

##### (a) 受け入れ病院の選定と搬送

市町村等は、府から得た医療機関の患者受け入れ情報を踏まえ、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送するものとする。

##### (b) 患者搬送手段の確保

###### ○ 陸路搬送

患者の陸路搬送は、原則として市町村が所有する救急車で実施し、十分確保できない場合は、府及び市町村が搬送車両を確保するものとする。

###### ○ 空路搬送

府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、救援に係る関係機関に要請するほか、消防庁長官に対して他都道府県の応援を要請し、搬送用のヘリコプター等を確保する。

###### ○ 海路搬送

府は、所有する船舶あるいは救援に係る関係機関に要請し、海路搬送を行う船舶を確保する。

#### c 災害医療機関の役割

##### (a) 災害拠点病院

###### ○ 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは、次の地域災害医療センターとしての活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整を行うものとする。

###### ○ 地域災害医療センター

地域災害医療センターは次の活動を行うものとする。

###### i 24時間緊急対応による救急患者の受け入れと高度医療の提供

ii 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

iii 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(b) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行うものとする。

i 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供

ii 疾病患者に対応する医療機関間の調整

iii 疾病患者に対応する医療機関等への支援

iv 疾病に関する情報の収集及び提供

(c) 市町村災害医療センター

市町村災害医療センターは、次の活動を行うものとする。

i 市町村の医療拠点としての患者の受け入れ

ii 災害拠点病院等との連携による、患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

(d) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れるものとする。

(エ) 医薬品等の確保・供給活動

a 府

府は、自ら必要と認めたとき、又は市町村から要請があったときは、薬剤師会など医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。

また、必要に応じ、国及び他都道府県に対して、医薬品等の応援要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置し、調整を行う。

b 市町村

市町村は、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達及び供給活動を実施する。なお、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行うものとする。

c 日本赤十字社大阪府支部

日本赤十字社大阪府支部は、採血班を出動させるとともに、他都道府県支部

に応援を要請し、輸血用血液の調達、供給活動を実施するものとする。

(ウ) 個別疾病対策

府及び市町村は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行うものとする。

イ NBC攻撃を受けた場合の医療活動

(ア) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合

a 被ばく医療に係る医療チームの派遣

内閣総理大臣は、文部科学大臣、厚生労働大臣を指揮し、量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを現地派遣するとされている。

b 被ばく医療活動の実施

被ばく医療に係る医療チームは、府対策本部のもと、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者に対し、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた医療活動を現地の医療関係者と協力して実施するとされている。

また、内閣総理大臣は、厚生労働大臣、文部科学大臣を指揮し、国立病院機構、国立高度専門医療センター及び国立大学病院の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するとされている。

さらに、量子科学技術研究開発機構、被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設及び国立大学病院は、現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うとされている。

(イ) 生物剤による攻撃の場合

a 発生動向の把握と治療関連情報の提供等

厚生労働省は、明らかに異常な感染症の発生を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は、関係機関と連携して治療関連情報等を提供するとされている。また、厚生労働省、文部科学省は、使用された病原体等の特性に応じた診断・治療方法の情報提供、診断・治療方法に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体に対して的確な支援を行うと

されている。

b 治療の実施及びまん延防止

府は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症、又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて感染症指定医療機関等への入院措置や消毒を行うなど、感染症に対する治療及びまん延防止のための対応を行う。

また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を実施する。

さらに、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を行う。

(ウ) 化学剤による攻撃の場合

a 治療関連情報の提供等

厚生労働省は、原因物質が特定された場合は、その特性に応じた診断、治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体等に対する的確な支援を行うとされている。

b 患者の除染と医療機関への搬送

消防機関、府警察は、第五管区海上保安本部等及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等と連携し、化学剤による攻撃が発生した場合、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するものとする。

c 治療の実施

府は、厚生労働省、文部科学省とともに、生物剤による攻撃の場合と同様に、使用された化学剤の特性に応じた医療活動を行う。

(4) 被災者の捜索・救出

ア 府は、被災情報、安否情報等を踏まえ、武力攻撃災害のため生命若しくは身体が危険な状況にある者、生死不明の状態にある者（死亡した者を含む。）の捜索・救出に従事する府警察、消防機関、第五管区海上保安本部等及び自衛隊等の関係機関に情報を提供するとともに、これらの機関と連携を図りながら、安全の確保に十分留意しつつ、捜索・救出活動を実施する。

(5) 遺体の処理、埋葬又は火葬

ア 遺体の処理、埋葬又は火葬の手続きの特例

厚生労働省は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必

要があると認めるときは、法第122条及び法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めるものとされている。

#### イ 市町村

(7) 市町村は、府の指示により遺体の処理、埋葬又は火葬を行うものとする。

なお、身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたるものとする。

(4) 遺族が遺体の処理、埋葬又は火葬を行うことが困難もしくは不可能である場合は、府の指示により市町村が遺族に代わって次の措置を実施するものとする。

- i 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ii 埋葬又は火葬に相当の時間を要する場合の遺体の一時安置
- iii 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報の収集及び棺の調達、遺体搬送の手配等
- iv 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給

なお、自ら遺体の処理、埋葬又は火葬を実施することが困難であるときは、府に対して必要な措置を要請する。

#### ウ 府

府は、市町村から措置の要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村への指示、他都道府県への応援要請を行う。

#### エ 府警察、海上保安部等

(7) 府警察、海上保安部等は、遺体安置場所等において、医師との連携に配慮し、迅速に検視（見分）を行い、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

(4) 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市町村をはじめ関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努めるものとする。

#### (6) 電話その他の通信設備の提供

ア 府は、電気通信事業者である指定（地方）公共機関の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図る。

イ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、府が行う救援に対して必要な協力をするよう努めるものとされている。

#### (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

府は、住宅の被災状況の把握に努める。また、武力攻撃災害を受けた住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状況となった者の住宅については、必要に応じ、市町村への指示又は市町村の補助により、その居室、炊事場及び便所など、必要最小限度の部分の応急修理を行う。

#### **(8) 学用品の給与**

府は、小学校児童・中学校生徒（特別支援学校の児童・生徒を含む。）・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、市町村を指示するなどして、児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

#### **(9) 生活支障物の除去**

府は、武力攻撃災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の把握に努め、住民が自らの力をもってしては支障物を除去できない場合は、必要に応じて、市町村への指示又は市町村の補助により、支障物の除去を行う。

なお、市町村から、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。

## 第2節 安否情報の収集・提供

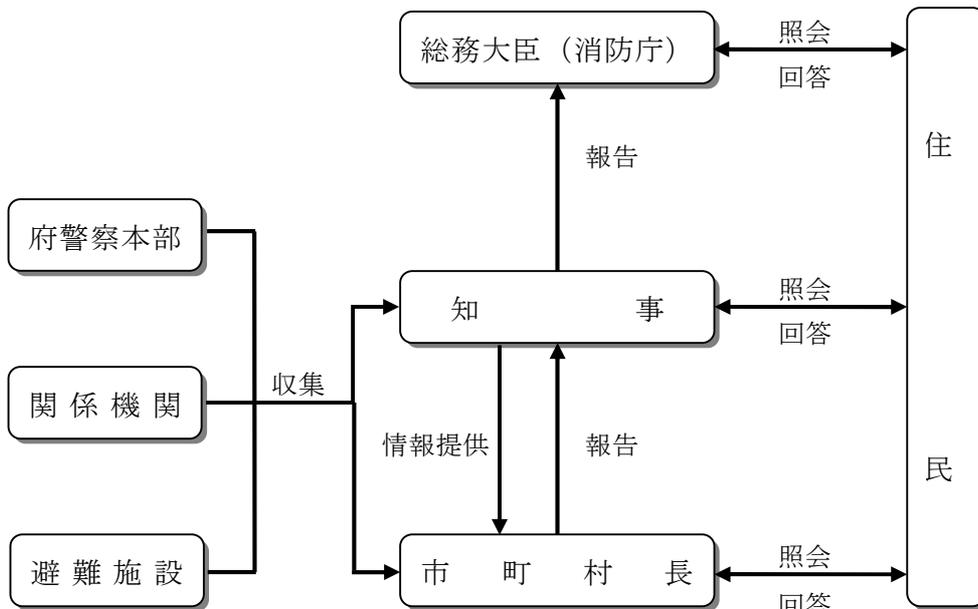
### 1 安否情報の収集

#### (1) 市町村長による収集

市町村長は、避難施設若しくは医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（住民以外で当該市町村に在る者及び死亡した者を含む。）の安否情報を収集・整理し、知事へ適時報告するものとする。

収集は、避難誘導の際に避難住民等から任意で収集した情報のほか、市町村が保有する情報を参考に避難所において避難者名簿を作成する等により行うものとする。

《図：安否情報の収集・提供》



#### (2) 知事による収集

知事は、市町村長から報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら収集・整理し、総務大臣へ遅滞なく報告するとともに、市町村長へ情報提供する。

(3) 収集する対象と項目

	対 象	項 目
避難住民 (令23条)	避難・収容施設の住民	①氏名 ②出生年月日 ③性別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合） ⑦居所 ⑧負傷・疾病状況 ⑨連絡先 ⑩その他（安否の確認に必要と認められる情報）
	区域内で死亡した住民	①氏名 ②出生年月日 ③性別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合） ⑦死亡日時・場所・状況 ⑧死体の所在
死亡・負傷住民 (令24条)	区域内で負傷した住民	①氏名 ②出生年月日 ③性別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合） ⑦居所 ⑧負傷・疾病状況 ⑨連絡先 ⑩その他（安否の確認に必要と認められる情報）

#### (4) 関係機関による協力

##### ア 府警察の通知

府警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、府対策本部に通知するものとする。

##### イ 指定行政機関

指定行政機関は、武力攻撃事態等に至ったときに、知事及び市町村長が行う安否情報の収集等が円滑に実施されるよう、その国民保護計画に必要な協力内容を定めておくよう努め、武力攻撃事態等においては、市町村長が知事に対して報告する方法に準じて、保有する安否情報を速やかに知事及び市町村長に提供するなど、市町村長及び知事が行う安否情報の収集に協力するよう努めるとされている。

##### ウ 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関並びに医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関は、知事又は市町村長からの要請があった場合、その業務の範囲内で、照会に応じて、その保有する安否情報を提供するなど、知事又は市町村長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとされている。

この場合において、知事又は市町村長が、これらの機関に対し、安否情報の収集への協力を要請するにあたっては、当該協力が各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

## 2 安否情報の提供

### (1) 市町村長等による提供

市町村長、府知事は、安否情報の照会があったときは、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意のうえで、速やかに回答するものとする。

### (2) 照会の要件と回答の内容

当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、次のとおり回答するものとする。

要件	回答内容
本人の同意がないとき 又は 公益上特に必要があると認められないとき	避難住民に該当するか否か 及び 死亡又は負傷した住民に該当するか否か
本人の同意があるとき 又は 公益上特に必要があると認められるとき	①氏名 ②出生年月日 ③性別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合） ⑦居所（死体の所在） ⑧負傷・疾病状況（死亡日時・場所・状況） ⑨連絡先 ⑩その他（安否の確認に必要と認められる情報）  ①から⑩のうち必要最小限の情報を回答する。

### 3 日本赤十字社による安否情報の収集・提供

日本赤十字社は、総務大臣、知事、市町村長が保有する安否情報のうち、外国人に関するものを収集・整理し、照会があったときは、それらの者が行う方法に準じて速やかに回答するものとされている。

総務大臣、知事、市町村長は、日本赤十字社から協力依頼があったときは、安否情報の提供など必要な協力を行うものとされている。

### 4 個人情報の保護等への配慮

市町村長及び知事は、安否情報の収集・提供を行うにあたっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。また、場合によっては、安否を気遣う家族等の心情に配慮する必要があることに留意するものとする。

なお、安否情報を有する関係機関に対し安否情報の収集への協力を要請する場合は、当該協力が各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

### 5 安否情報システムの利用

府及び市町村は、安否情報の収集・提供を行う場合は、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用するなど、効率的かつ安定的な安否情報の収集・提供を行なうものとする。

## 第4章 武力攻撃災害への対処

### 第1節 関係機関の役割

#### 1 国の役割

国は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、知事に対し、武力攻撃災害の発生防止や災害への対処等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示することとされている。

また、内閣総理大臣は、国民保護法の規定するもののほか、知事の要請があったときは、対策本部長の求めに応じ、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせることとされている。

#### 2 府の役割

府は、府域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講じる。

知事は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、放射性物質や危険物質等による武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、国対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請する。

#### 3 市町村・消防の役割

市町村は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講じるものとする。

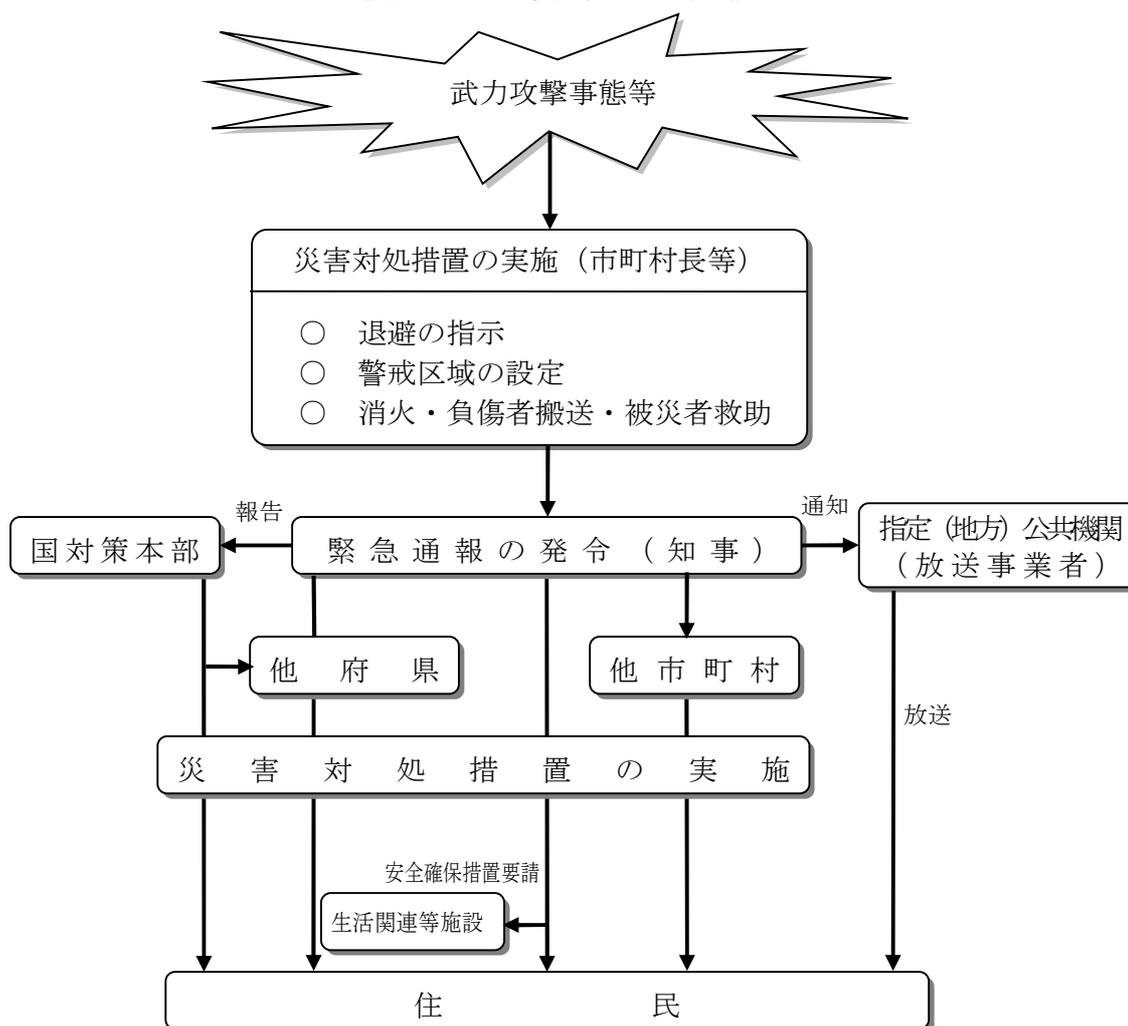
市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、国対策本部長に上記要請を行うよう求めるものとする。

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

## 第2節 応急措置等の実施

府・市町村等は、武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動など、それぞれの権限に応じた応急措置等を実施することとされている。

《図：武力攻撃災害への対処》



1 緊急通報の発令（前掲 p. 69）

2 退避の指示（前掲 p. 78）

### 3 警戒区域の設定

#### (1) 設定者

- ア 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。
- イ 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定を行う。
- ウ 市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、警戒区域の設定を行うことができるものとされている。
- エ 国民保護法第63条第1項に規定する出動等を命ぜられた部隊等（以下、本章において「自衛隊の部隊等」という。）に属する自衛官（以下、本章において「自衛官」という。）は、市町村長その他国民保護法第114条第1項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、警戒区域の設定を行うことができるものとされている。

#### (2) 設定方法

- 市町村長、知事、警察官、海上保安官又は自衛官は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行うものとされている。
- ア 警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。
- イ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。
- ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

#### (3) 設定に伴う措置

- ア 市町村長、知事、警察官、海上保安官又は自衛官は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとされている。市町村長以外の者が警戒区域を設定し、当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知するものとされている。
- イ 府警察は、交通規制などの必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 知事は、警戒区域の設定をした場合は、国対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。

#### 4 消火・救助・救急活動

府は、府警察、市町村、消防機関及び第五管区海上保安本部等などと相互に連携を図りつつ、安全の確保に十分配慮したうえで、迅速かつ的確に、消火・救助・救急活動を実施する。

##### (1) 市町村・消防

###### ア 災害発生状況の把握

高所見張り、ヘリコプター、高所カメラ等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努めるものとする。

###### イ 応急活動

###### (ア) 消火活動

- a 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、武力攻撃災害の状況、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案し、消火活動を実施するものとする。
- b 延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努めるものとする。

###### (イ) 救助・救急活動

- a 府警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施するものとする。
- b 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施するものとする。

###### (ウ) 相互応援

- a 被災市町村は、市町村単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請するものとする。
- b 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行うものとする。被災市町村は、火災の状況、地理、水利の情報を応援市町村に対して提供するものとする。
- c 海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、海上保安部等に応援を要請するものとする。

##### (2) 府

###### ア 市町村長等に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、

所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

#### イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

#### ウ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、府が被災していない場合において、イの要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

### (3) 府警察

ア 被害状況等の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するとともに、機動隊等の救助部隊を災害現場へ派遣するものとする。

イ 市町村及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するものとする。

ウ 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者、消防機関、自衛隊の部隊等と協力して障害物の除去等にあたるものとする。

### (4) 第五管区海上保安本部等

ア 被害の早期把握に努め、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救助活動を実施するものとされている。

イ 市町村その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施するものとされている。

### (5) 関係機関による連絡会議の開催

府及び市町村は、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等と、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を緊密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて現地対策本部等において、連絡会議を開催するものとする。

## (6) 住民への協力要請

市町村長若しくは消防吏員その他の市町村の職員、知事若しくは府の職員又は警察官等は、当該市町村又は府の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村又は府の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請するものとする。

なお、この要請を行う者は、要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

## 第3節 生活関連等施設の安全確保

### 1 生活関連等施設の安全確保

#### (1) 実施主体

##### ア 府

(ア) 知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設の安全確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請する。この場合、当該管理者等の安全の確保に十分配慮する。

(イ) 府は、府対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、府域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、府警察、第五管区海上保安本部等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、生活関連等施設の所管省庁が定める安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて、施設管理者等の意見を聴いたうえで定められた方法により確認をする。

(ウ) 知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、府公安委員会又は海上保

安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

(エ) 府・市町村が管理する施設の安全の確保

知事・市町村長は、自らが管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行うものとする。

この場合において、府警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求めるものとする。

イ 指定（地方）行政機関

指定（地方）行政機関の長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設の安全確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請を行うこととされている。要請を行ったときは、直ちに、その旨を知事に通知することとされている。

また、指定（地方）行政機関の長は、当該生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、安全確保のために必要な措置を講じるものとされている。

ウ 生活関連等施設の管理者

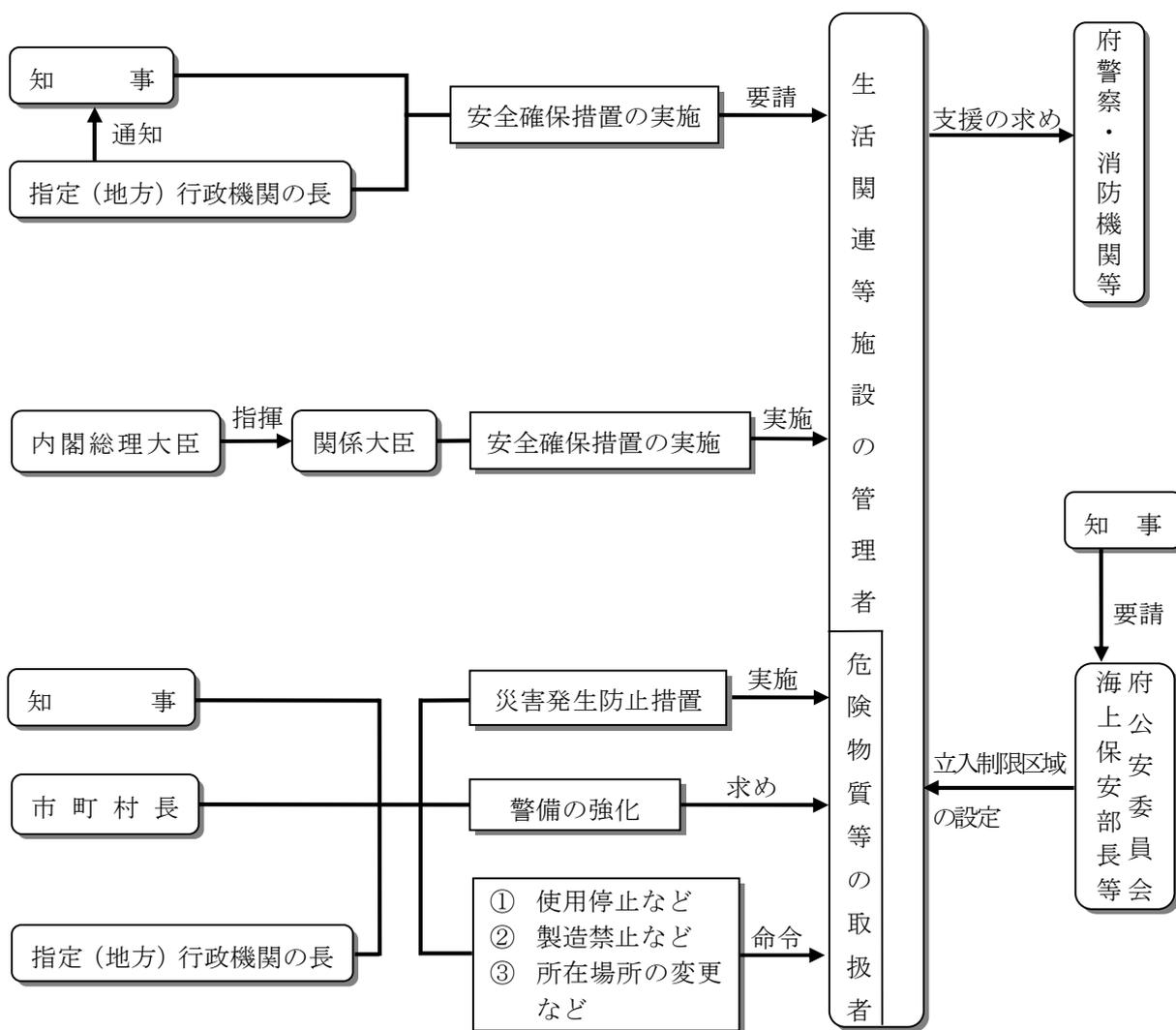
知事は、特に必要であると認めるときは、施設管理者に対し、警備の強化などの安全確保措置を実施するよう要請する。その際、施設管理者は、府警察、消防機関、その他の行政機関に対し、必要な支援を求めることができるものとされている。

エ 府公安委員会、海上保安部長等

府公安委員会、海上保安部長等は、知事から要請があったとき、又は、事態に照らして特に必要があると認めるときは、立入制限区域の指定を行うことができるものとされている。指定を行ったときは、速やかに、施設管理者に通知するとともに、必要な事項を公示するものとされている。

警察官又は海上保安官は、特に施設管理者の許可を得た者以外の者に対し、立入制限・禁止又は退去を命ずることができるものとされている。

《図：生活関連等施設の安全確保》



(2) 対象施設

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設で政令で定めるものをいう。

- i 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- ii その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

	政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律
①	発電所又は変電所	電気事業法
②	ガス工作物	ガス事業法
③	取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法
④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法
⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法
⑥	放送用無線設備	放送法
⑦	水域施設又は係留施設	港湾法
⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港法及び航空法
⑨	ダム	河川管理施設等構造令
⑩	危険物質等の取扱所	国民保護法

## 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止

### (1) 実施主体

#### ア 府・市町村・指定（地方）行政機関

生活関連等施設のうち、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、知事・市町村長・指定（地方）行政機関の長は、災害の発生を防止するための措置を実施するとともに、危険物質等の取扱者（占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取扱う者）に対し、警備の強化を求めるものとされている。

また、緊急の必要があると認めるときは、政令で定められた区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次の措置のうち政令で定められたものを講ずべきことを命ずるものとされている。

- i 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限〔措置1〕
- ii 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限〔措置2〕
- iii 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄〔措置3〕

#### イ 危険物質等の取扱者

危険物質等の取扱者は、知事・市町村長・指定（地方）行政機関の長の求め・命令を受けて、取扱所の警備の強化を行うとともに、政令で定められた上記の措置を

行うものとされている。

(2) 対象物質と措置内容

危険物質等とは、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で、次に掲げるものをいう。

物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措 置		
			措置1	措置2	措置3
①	危険物 【消防法】	総務大臣 知事 市町村長	第12条の3	○	○
②	毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市※	○	○	○
③	火薬類 【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 府公安委員会	第45条	同左	同左
④	高压ガス 【高压ガス保安法】	経済産業大臣 知事	第39条	同左	同左
⑤	核燃料物質(汚染物質含む。) 【原子力基本法】	原子力規制委員会	□	□	□
⑥	核原料物質 【原子力基本法】	原子力規制委員会	○	○	○
⑦	放射性同位元素(汚染物質含む。) 【放射性同位元素等規制法】	原子力規制委員会	第33条第3項	同左	同左
⑧	毒薬及び劇薬 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】	厚生労働大臣 知事	○	○	○
⑨	事業用電気工作物内の高压ガス 【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○
⑩	生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○
⑪	毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○
備考 (注1) ※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。 (注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条(事業所外運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加)の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。					

### 3 石油コンビナート等に係る災害への対処

石油コンビナート等特別防災区域（大阪北港・堺泉北臨海・関西国際空港・岬の4地区）に係る武力攻撃災害については、府は、生活関連等施設及び危険物質等取扱所に関する措置に加え、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に定められた措置に準じて対処する。

### 4 原子力事業所に係る災害への対処

府は、原子力事業所（京都大学複合原子力科学研究所、原子燃料工業株式会社熊取事業所、近畿大学原子力研究所）に係る武力攻撃災害への対処については、生活関連等施設及び危険物質等取扱所に関する措置に加え、「大阪府地域防災計画」に定められた措置に準じて対処する。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に以下の点に留意する。

#### (1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。

イ 知事は、モニタリングポスト（放射線監視装置）による把握及び消防機関、府警察等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に通報し、その受信確認を行う。

ウ 知事は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 知事は、国対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

#### (2) モニタリングの実施

ア 府は、通報を受けたときは、平時の原子力災害のための平常時モニタリングを強

化し、その結果を取りまとめ、国対策本部及び原子力規制委員会（国の現地対策本部が設置された場合は国の現地対策本部）に連絡するとともに、平時の原子力災害のための緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。

イ 府は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）等に派遣した職員に対し連絡する。

ウ 府は、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行う。

### (3) 住民の避難等の措置

ア 知事は、国対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合において「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

イ 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待つかとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

ウ 知事は、武力攻撃原子力災害においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。

### (4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 府は、国現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 府は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

### (5) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要

な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

#### (6) 安定ヨウ素剤の服用

府は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（原子力災害対策編）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

#### (7) 飲食物の摂取制限等

府は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

#### (8) 要員の安全の確保

府は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

### 第4節 N B C攻撃による災害への対処

#### 1 関係機関の役割

##### (1) 国

ア 内閣総理大臣は、N B C攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣等を指揮して、N B C攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずるとともに、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力の要請を行うこととされている。

また、国対策本部長は、災害の状況、災害の防止策の実施状況等について適時国民に広報し、パニックが生じることのないように努めることとされている。

イ 関係大臣等は、内閣総理大臣の指揮の下、汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずることとし、この際、必要に応じ、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊の部隊等の関係機関と連絡調整を行うこととされている。

ウ 厚生労働大臣は、N B C攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制

限等の措置を講ずるよう命ずることとされている。

エ 防衛大臣は、状況に応じ可能な範囲で、情報収集、被災者の救助、救急活動その他の措置を講ずることとされている。

オ 厚生労働省、農林水産省等は、必要に応じ、放射性物質等による汚染状況の調査、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について、関係機関に要請することとされている。

## (2) 府

ア 知事は、内閣総理大臣からの要請を受けた場合、自ら協力するとともに、市町村長、消防機関の長、府警察本部長に対し必要な協力を要請して、汚染の拡大を防止するため、次の措置を実施する。この場合、当該職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないように防護服の着用など必要な措置を講ずる。

i 汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、又は禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。

ii 汚染され、又は汚染された疑いがある「生活の用に供する水」の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。

iii 汚染され、又は汚染された疑いのある「死体」の移動を制限し、又は禁止すること。

iv 汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」を廃棄すること。

v 汚染され、又は汚染された疑いがある「建物」への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。

vi 汚染され、又は汚染された疑いがある「場所」の交通を制限し、又は遮断すること。

イ 知事又は知事が汚染の拡大を防止するため協力を要請した市町村長、消防機関、府警察は、上記 i から iv の措置を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知するものとする（差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。）。また、上記 v 及び vi の措置を講ずるときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示するものとする（差し迫った必要があるときは、現場における指示をもってこれに代える。）。

i 当該措置を講じる旨

ii 当該措置を講じる理由

- iii 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記v及びviの措置を講ずる場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
  - iv 当該措置を講ずる時期
  - v 当該措置の内容
- ウ 知事は、上記アのv及びviの措置（建物への立入制限、交通の制限等）を講じようとするときは、関係都道府県知事、関係都道府県警察、関係市町村長等の関係機関と連絡調整を行う。

## 2 核攻撃等の場合

### (1) 汚染範囲の特定等

国対策本部は、核攻撃等による災害が発生した場合、関係機関による核攻撃等の概略位置及び放射能による汚染の範囲に関する情報を集約し、汚染の範囲を特定することとされている。

### (2) 救助・救急活動等

内閣総理大臣の指揮、知事からの協力要請等により、消防機関、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等は、国対策本部長の調整のもと、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行うものとされている。

### (3) 汚染物質に関する情報の共有

消防機関、府警察、第五管区保安本部等及び自衛隊の部隊等は、汚染物質に関する情報を、府対策本部、保健所、大阪健康安全基盤研究所、医療機関等の関係機関と共有するものとされている。

### (4) 警戒区域の設定

市町村長、知事、警察官、海上保安官又は自衛隊の部隊等の自衛官は、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとされている。

## 3 生物剤による攻撃の場合

### (1) 汚染原因物質の特定

内閣総理大臣の指揮、知事からの協力要請等により、消防機関、府警察、第五管区海上保安本部等又は自衛隊の部隊等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知等を実施するものとされている。

## (2) 汚染原因物質に関する情報の共有

消防機関、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等は、汚染原因物質に関する情報を、府対策本部、保健所、大阪健康安全基盤研究所、医療機関等の関係機関と共有するものとされている。

なお、保健所、大阪健康安全基盤研究所等の機関は、府域を越える広域的な災害に対して迅速に対応するため、府域を越えた連携体制を平素から構築するよう努めるものとする。

## (3) 汚染地域の範囲・感染源の特定

厚生労働省及び府は、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により汚染地域の範囲及び感染源を特定するものとされている。

## (4) 患者の移送

府は、その対処要員にワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じた上で、患者の移送を実施する。

消防機関、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等は、その対処要員にワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じた上で、府の行う移送に協力をするものとされている。

## (5) 予防接種

国対策本部長は、ワクチン接種に関する情報を広報し、厚生労働大臣は、必要に応じて、予防接種法に基づき、知事に予防接種を指示することとされている。

## (6) 警戒区域の設定

市町村長、知事、警察官、海上保安官又は自衛隊の部隊等の自衛官は、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとされている。

## (7) 消毒の実施

保健所は、府警察等の関係機関と連携し、消毒剤、除染機材等の装備を用いて消毒等の措置を講ずるものとする。

## 4 化学剤による攻撃の場合

### (1) 原因物質の特定

内閣総理大臣からの指揮、知事からの協力要請等により、消防機関、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知等を実施するものとされている。

### (2) 原因物質に関する情報の共有

消防機関、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等は、汚染原因物質に関する情報を、府対策本部、保健所、大阪健康安全基盤研究所、医療機関等の関係機関と共有するものとされている。

### (3) 汚染地域の範囲の特定

内閣総理大臣の指揮、知事からの協力要請等により、消防機関、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、汚染地域の範囲を特定するものとされている。

### (4) 救助・救急活動等

内閣総理大臣の指揮、知事からの協力要請等により、消防機関、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行うものとされている。

### (5) 警戒区域の設定

市町村長、知事、警察官、海上保安官又は自衛隊の部隊等の自衛官は、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとされている。

### (6) 除染の実施

内閣総理大臣の指揮、知事からの協力要請等により、消防機関、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、除染等の措置を講ずるものとされている。

## 第5節 保健福祉・衛生

府及び市町村は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努めるものとする。

また、府及び市町村は、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ、健康相談等窓口を設置するものとする。

## 1 防疫活動

府及び市町村は、感染症法（感染症名は121ページ参照）、災害防疫実施要綱（厚生労働省）及び国民保護法第121条の規定による特例に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施するものとする。

### (1) 府

ア 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症及び新感染症のまん延を防止するために必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。

イ 一類感染症及び二類感染症の患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。

ウ 市町村（保健所設置市を除く。）に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。

エ 防疫に必要な薬品を調達、確保する。

オ 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要性があると認めたときは、臨時の予防接種を行い又は市町村に対して指示を行う。（予防接種法第6条）

カ 衛生教育及び広報活動を行う。

キ その他、感染症法等により、自ら措置し又は市町村への必要な指示等を行う。

### (2) 保健所設置市

ア 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症及び新感染症のまん延を防止するために必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行うものとする。

イ 一類感染症及び二類感染症患者の発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行うものとする。

ウ 次の防疫活動を実施するものとする。

- i 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- ii ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- iii 避難所の防疫指導
- iv 衛生教育及び広報活動

- エ 防疫に必要な薬品を調達、確保するものとする。
- オ 府の指示により、臨時予防接種を行うものとする。（予防接種法第6条）
- カ 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請するものとする。
- キ その他、感染症法等により、自ら措置を行うものとする。

### (3) 市町村（保健所設置市を除く）

- ア 府の指導、指示により、次の防疫活動を実施するものとする。
- i 消毒措置の実施（感染症法第27条）
  - ii ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第28条）
  - iii 避難所の防疫指導
  - iv 臨時予防接種（予防接種法第6条）
  - v 衛生教育及び広報活動
- イ 防疫に必要な薬品を調達、確保するものとする。
- ウ 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請するものとする。
- エ その他、感染症法等により、府の指示を受け必要な措置を行うものとする。

#### 【参考】

類 型	感 染 症 名
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

## 2 食品衛生監視活動

府、保健所設置市は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施するものとする。

- i 避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視及び検査
- ii 被災した食品関係営業施設の衛生監視及び検査
- iii 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視及び検査
- iv 飲料水の衛生監視、検査
- v その他食品に起因する危害発生の排除
- vi 食品情報の提供

### 3 避難住民等の健康維持活動

府及び市町村は、相互に連携し、避難住民等の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、避難住民等の健康維持に必要な活動を実施するものとする。

#### (1) 巡回相談等の実施

ア 避難住民等の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ 避難住民等の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

#### (2) 心の健康相談等の実施

ア 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

### 4 福祉サービスの提供

府及び市町村は、被災した高齢者・障がい者等に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体と協力して、継続的に福祉サービスの提供を行うものとする。

#### (1) 福祉ニーズの把握

府及び市町村は、被災した高齢者、障がい者等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努めるものとする。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努めるものと

する。

## (2) 支援活動

府及び市町村は、被災した高齢者、障がい者等に対して、関係団体と協力し、ホームヘルパーの派遣等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるものとする。

## (3) 緊急入所等

府及び市町村は、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障がい者等について、本人の意思を尊重した上で、福祉型避難所への避難又は関係団体の協力を得て社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行うものとする。

## 5 応援要請

防疫活動、食品衛生監視活動、健康維持活動及び福祉サービスの提供において、府内での対処が困難になった場合は、府は、近隣府県に応援を要請する。

## 6 動物の保護等に関する配慮

府は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について」(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)を踏まえ、飼育等されていた家庭動物等の保護収容等、危険動物等の逸走対策などに係る所要の措置を行う。

## 第6節 廃棄物の処理

府及び市町村は、廃棄物処理法及び国民保護法第124条の規定による特例に基づき、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

### 1 し尿処理

#### (1) 市町村

##### ア 初期対応

(イ) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域(安全な地域に限る。)におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握するものとする。

- (イ) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握するものとする。
- (ウ) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置するものとする。

#### イ 処理活動

- (ア) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保するものとする。
- (イ) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つものとする。
- (ウ) 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請するものとする。

### (2) 府

ア 自ら必要と認めた場合、又は市町村からの応援要請があった場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

イ 府域でし尿の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の都道府県や国に対し応援を要請する。

## 2 ごみ処理

### (1) 市町村

#### ア 初期対応

- (ア) 避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る。）におけるごみの収集処理見込み量を把握するものとする。
- (イ) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握するものとする。

#### イ 処理活動

- (ア) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行うものとする。
- (イ) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置するものとする。
- (ウ) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理するものとする。
- (エ) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つものとする。
- (オ) 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請するものとする。

### (2) 府

ア 自ら必要と認めた場合、又は市町村からの応援要請があった場合は、府域の各市

---

町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

イ 府域で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の都道府県や国に対し応援を要請する。

### 3 がれき処理

#### (1) 市町村

ア 初期対応

(ア) がれきの発生量を把握するものとする。

(イ) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図るものとする。

イ 処理活動

(ア) がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬するものとする。

(イ) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努めるものとする。

(ウ) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

(エ) 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に対し応援を要請するものとする。

#### (2) 府

ア 自ら必要と認めた場合、又は市町村からの応援要請があった場合は、最終処分までの処理ルート確保を応援する。

イ 市町村のがれき処理の進行管理等を行うため、全体処理計画を作成する。

全体処理計画に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行う。

ウ 府域でがれきの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルート確保のため、他の都道府県や国に対し応援を要請する。

## 第7節 文化財の保護

### 1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- (1) 府教育委員会は、府の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- (2) 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、府教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

### 2 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- (1) 府教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- (2) この場合において、府教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重する。

## 第8節 被災情報の収集・報告・公表

### 1 市町村

市町村長は、火災・災害等即報要領（消防庁）に基づき、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を電話、防災行政無線その他の手段により収集し、知事に報告するものとし、第一報後も随時、知事が総務大臣（消防庁）に報告を行う方法に準じて、知事に被災情報を報告するものとする。

### 2 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、それぞれその国民保護業務計画に定める方法等により、そ

の管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を、それぞれ収集することとされている。これら収集した被災情報について、知事は、指定公共機関に対し、情報提供を要請するものとし、指定地方公共機関は、知事に報告するものとする。

### 3 府警察

府警察は、保有するあらゆる手段を活用して情報の収集を行い、府対策本部に連絡するとともに、警察庁及び近畿管区警察局へ速やかに連絡するものとする。

### 4 府

(1) 知事は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

(2) 知事は、自ら収集し、又は市町村及び指定（地方）公共機関から報告・情報提供を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領（消防庁）に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに消防庁に報告する。

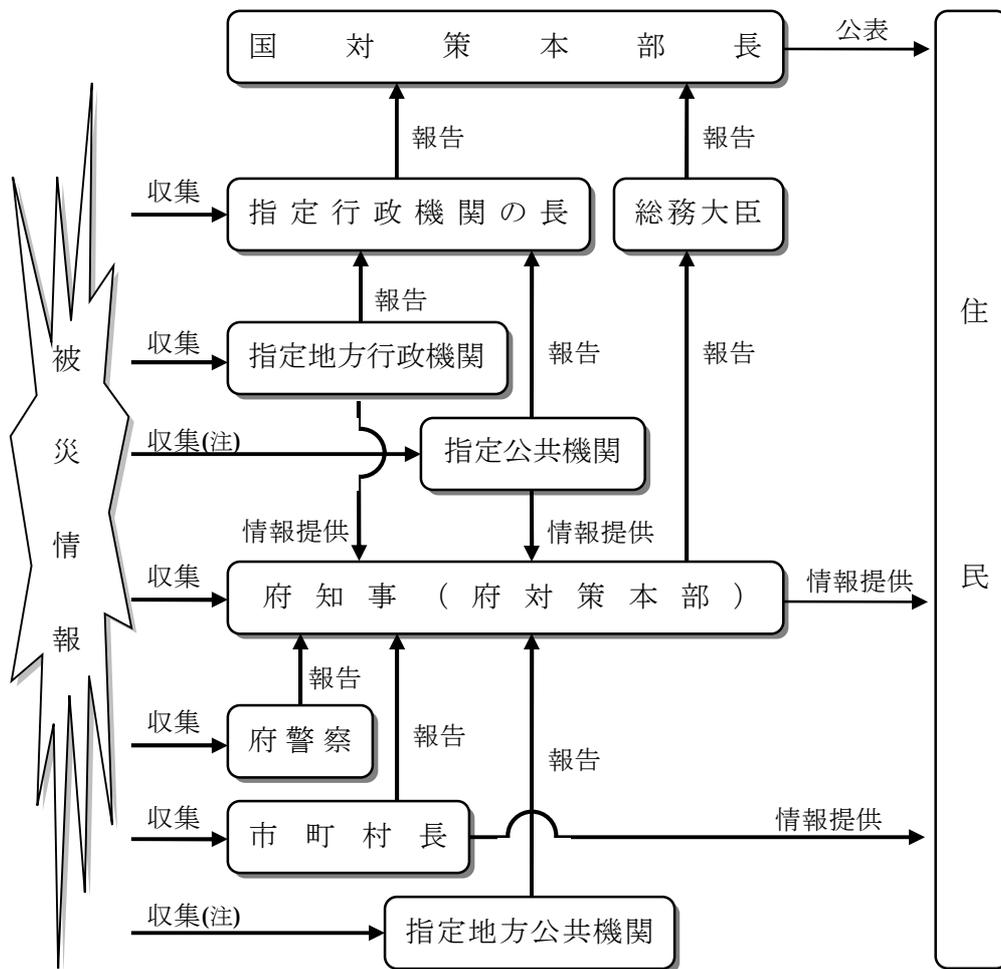
(3) 知事は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について消防庁が定める様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により消防庁が指定する時間に報告する。

### 5 公表・情報提供

府及び市町村は、情報提供にあたっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者を置くなどにより、正確かつ積極的な情報提供に努めるものとする。

また、提供する情報の内容について、相互に通知し、情報交換を行うよう努めるものとする。

《図：被災情報の収集・報告・公表》



(注)：管理する施設・設備及び業務として行う国民保護措置に関する被災情報に限る。

## 第5章 国民生活の安定

### 第1節 生活関連物資の価格安定等

知事は、武力攻撃事態等において、国と連携しつつ、生活関連物資等（食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務）の価格の安定等を図る。

また、指定都市の長・特定の市（地方自治法第252条の17の2の規定に基づく条例による事務処理の特例が適用される市）の長は、当該市域内において、同様の措置を実施するものとする。

#### 1 生活関連物資等の価格の調査・監視

物価の安定等を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次の措置を行う。

- i 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を実施する。
- ii 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。

#### 2 関係法令に基づく措置

生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次の措置を行う。

- i 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に係る措置
- ii 国民生活安定緊急措置法に係る措置
- iii 物価統制令に係る措置

## 第2節 避難住民等の生活安定等

### 1 被災児童・生徒等に対する教育

府並びに府教育委員会及び市町村教育委員会は、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設等の応急復旧など、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

### 2 公的徴収金の減免等

府及び市町村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、府税・市町村税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付または納入に関する期間の延期並びに府税・市町村税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

### 3 就労状況の把握と雇用の確保

府及び市町村は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努めるものとする。

### 4 生活再建資金の融資等

府は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金について、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

## 第3節 生活基盤の確保等

### 1 府及び市町村による生活基盤等の確保

(1) 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である企業団及び市町村は、

---

消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止など、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 河川管理施設、道路及び港湾の管理者である府及び市町村は、河川管理施設、道路及び港湾の機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保などを行い、適切に管理するものとする。

## 2 指定（地方）公共機関による生活基盤等の確保

- (1) 電気事業者、ガス事業者並びに水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に基づき、電気、ガス及び水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置を実施することとされている。
- (2) 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に基づき、施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客の誘導等による秩序維持など、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を実施することとされている。
- (3) 電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に基づき、臨時回線の設定や災害対策機器の活用など、武力攻撃事態等において通信を確保するために必要な措置を実施するものとされている。この場合において、国民保護措置の実施に必要な通信の確保を優先的に行うものとされている。
- (4) 病院その他の医療機関である指定公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に基づき、医療施設における安全やライフラインの確保、救急患者の搬送体制の確保など、医療を確保するため必要な措置を実施することとされている。
- (5) 河川管理施設及び道路の管理者である指定（地方）公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に基づき、河川管理施設及び道路の機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保などを行い、河川管理施設及び道路を適切に管理することとされている。

## 第3編 平素からの備え

### 第1章 組織・体制の整備

#### 第1節 府における組織・体制の整備

##### 1 各部局における業務

府の各部局は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施できるようにするため、次の表に掲げる業務のための準備を行う。

政策 企画部	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護措置に係る総合調整</li> <li>・ 国民保護対策本部等の運営</li> <li>・ 他都道府県及び関係機関との連絡・調整</li> <li>・ 被災情報の収集・伝達</li> <li>・ ボランティア</li> </ul>	等
	他の室・課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道機関との連絡・調整</li> </ul>	等
総務部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の服務及び職員参集状況の把握</li> <li>・ 庁舎等の警備及び車両の確保</li> </ul>	等
財務部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策関係予算等の財務</li> <li>・ 府税の減免</li> </ul>	等
スマートシティ戦略部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護措置に関すること</li> </ul>	
府民文化部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物価の監視・安定</li> <li>・ 広報</li> <li>・ 府民からの相談</li> <li>・ 外国人に対する支援</li> <li>・ 外国政府関係機関との連絡・調整</li> <li>・ 海外からの支援団の活動支援</li> </ul>	等
I R 推進局		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護措置に関すること</li> </ul>	
福祉部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア</li> <li>・ 要援護高齢者、障がい者等の避難</li> </ul>	等
健康医療部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療救護班及び救急医療情報センターとの連絡・調整</li> <li>・ 保健衛生及び防疫</li> <li>・ 食品衛生監視及び感染症対策</li> <li>・ し尿処理施設の維持管理</li> <li>・ 水道施設の被害状況の把握</li> <li>・ 遺体処理、火葬・埋葬</li> <li>・ 府立の病院における医療活動の実施</li> </ul>	等

商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急物資（生活必需品）及び復旧用資材の調達、あつせん</li> <li>・ 被災企業に対する融資</li> <li>・ 就職あつせん及び雇用維持の要請</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
環境農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急救助用食料の調達、あつせん</li> <li>・ 農林関係災害復旧の指導・調整</li> <li>・ 漁港施設対策</li> <li>・ 廃棄物の処理</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の整備及び復旧</li> <li>・ 下水道施設の整備及び復旧</li> <li>・ 港湾施設、海岸保全施設等の整備及び復旧</li> <li>・ 道路通行の禁止、制限及び道路交通の確保</li> <li>・ 応急仮設住宅の建設</li> <li>・ 住宅の応急処理</li> <li>・ 住宅相談</li> <li>・ 住宅復興計画の策定・推進</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
大阪都市計画局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護措置に関すること</li> </ul>
大阪港湾局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾施設、海岸保全施設等の整備及び復旧</li> <li>・ 海上輸送路、保有船舶の確保</li> <li>・ 港湾における船舶避難等の海難防止対策</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
会計局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護措置に関すること</li> </ul>
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学用品の給与</li> <li>・ 応急教育</li> <li>・ 児童・生徒の避難</li> <li>・ 私立学校に対する連絡</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

## 2 参集職員への連絡網の整備

府は、武力攻撃事態等の発生時に迅速に参集できるよう、携帯電話等を連絡手段とする連絡網をあらかじめ作成し、整備する。

## 3 参集職員の職務基準

府は、参集した職員が行う所掌事務を、あらかじめ定める。

## 4 府対策本部の機能確保

府は、対策本部の機能を確保するため、参集が困難な場合の代替職員の指名、交代要員の確保、食料等の備蓄、自家発電設備の充実、燃料の確保、仮眠設備等の確保を行うとともに、府庁舎が被災した場合など府対策本部を庁内に設置できない場合に備え、あ

らかじめ予備施設を指定する。

## 第2節 関係機関等との連携

### 1 連携体制の整備

#### (1) 関係機関の連絡先一覧の作成

府は、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関、市町村、消防機関、その他の関係機関等の連絡先一覧を作成、整備する。

#### (2) 連絡会議の活用

府は、市町村防災・危機管理担当部課長会議や近畿府県防災・危機管理協議会等の場を活用し、情報の共有化等を図る。

#### (3) 相互応援協定の締結

府は、武力攻撃事態等の発生時においても相互応援ができるよう、関係機関や、他府県と相互応援協定を締結する。

### 2 国の機関との連携

#### (1) 指定行政機関等との連携

府は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。

特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や府の国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

#### (2) 防衛省・自衛隊との連携

府は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

#### (3) 指定地方行政機関との連携

府は、府域に係る国民保護措置が円滑に実施できるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

### 3 他の都道府県との連携

#### (1) 近隣府県との情報共有

府は、近畿2府7県において広域的な対応が行えるよう、「近畿府県防災・危機管理連絡会議」の場を活用して、緊密な情報の共有を図るとともに、各府県の危機管理監等のホットライン（緊急連絡網）の整備、更新を図る。

#### (2) 広域応援体制の整備

府は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や、武力攻撃災害が長期にわたるような場合に、府域を越える避難や救援、物資及び資材の提供などを円滑に実施できるようにするため、他都道府県と相互応援協定を締結するなどして、広域応援体制を整備する。

#### (3) 警察災害派遣隊の充実・強化

府警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図るものとする。

### 4 市町村との連携

#### (1) 市町村との情報共有

府は、市町村と連携した対応が行えるよう、市町村防災・危機管理担当部課長会議等の場を活用して、緊密な情報の共有を図るとともに、市町村との緊急連絡網の整備・更新を図る。

#### (2) 市町村間の連携の確保

府は、国民保護計画の内容について近接する市町村が行う協議や、市町村間の相互応援協定の締結を支援し、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。また、地域ブロック単位での連携体制の整備を支援する。

#### (3) 消防機関の応援体制の整備

府は、府域の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、府域の消防機関との調整や応援体制の整備を図るとともに、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

#### (4) 消防団の充実・活性化の推進

府は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、市町村と連携して、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の

情報提供、施設及び設備の整備の支援等を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、府は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、消防団の国民保護措置についての訓練への参加を促す。

## 5 指定（地方）公共機関等との連携

府は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

また、府は、都市部の事業所における取組みの支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 6 ボランティア団体等に対する支援

府は、国民保護措置の実施にあたり、住民の自発的な協力が得られるよう、広報・啓発や活動支援を行う。

### (1) 自主防災組織等に対する支援

府は、市町村と連携し、自主防災組織等の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援

府は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において、ボランティア活動が自発的に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3節 研修

### 1 研修の実施

国民保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、府は、国民保護法制や国民保護計画、国際人道法の研修を府職員に対し自ら実施するほか、関係機関と連携・協力し、消防団員などの措置従事者への研修を推進する。

## 2 府職員に対する研修

府危機管理室（国民保護担当）と府人事局（研修担当）が連携して、階層別研修などで国民保護関係課程を設けるとともに、各部局において、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう研修を行う。

また、府は、危機管理に的確に対応できる職員を育成するため、自治大学校や消防大学校など、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

## 3 市町村等関係機関と連携した研修

府は、市町村等関係機関と連携し、消防団員をはじめ国民保護措置の実施に従事する者に対して研修を行う。研修にあたっては、必要に応じて有識者等を講師に招くとともに、国が作成するビデオ教材やe-ラーニングを活用する。

## 4 関係機関による研修

消防機関や医療機関等は、NBC攻撃により発生した特殊災害に安全かつ適切に対応できるよう、専門的人材を育成するための研修を行うものとする。

### 第4節 情報収集・提供

#### 1 情報収集・提供のための体制の整備

府は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び住民に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

#### 2 災害情報収集伝達システムの基盤整備

府は、被害の状況を把握し、的確に措置を実施できるよう、市町村と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、関連情報のデータベース化を図る。

また、市町村をはじめ関係機関と連携して、無線通信網の多重化や停電対策等を実施するなど、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

### 3 非常通信体制の整備

府は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### 4 府警察における体制の整備

府警察は、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備するとともに、管区警察局、府及び市町村等と連携し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進するものとする。

### 5 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、すでに防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努め、府に準じた通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

## 第5節 広報・啓発

### 1 広報・啓発体制の整備

府は、市町村や報道機関などと連携して国民保護に関する情報を迅速かつ正確に提供できるよう、あらかじめ災害広報責任者を選任し、提供すべき項目の明確化や広報資料のひな型の作成などの事前整備を行う。

### 2 住民に対する広報・啓発

府は、国や市町村などの関係機関と連携しつつ、住民に対し、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用するとともに、講演会等の様々な機会を通じて国民保護措置の重要性について広く啓発を行う。

その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障がい者、外国人等に配慮する。

### 3 市町村による広報・啓発

市町村は、府が実施する広報・啓発に準じて、様々な媒体等を活用して、住民に対する広報・啓発を行うものとし、本計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

#### 第6節 訓練

府は、単独、又は国、市町村をはじめ関係機関、他の都道府県等と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、住民の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。

また、訓練は、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

なお、訓練終了後は、訓練評価により課題や教訓を明らかにしたうえで、計画の見直し等に反映させる。

##### <訓練項目>

- i 対策本部の設置・運営訓練
- ii 被害状況、安否情報などの収集・提供訓練
- iii 警報・避難指示などの通知・伝達訓練
- iv 避難誘導訓練
- v 救援実施訓練

## 第7節 備蓄

### 1 府における物資及び資材の備蓄・整備

#### (1) 防災のための備蓄の活用

府は、住民の避難や避難住民の救援等に必要な物資及び資材のうち、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえて備蓄・整備し、適宜点検等を行う。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置・除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な医薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているが、府としても、国の整備の状況等も踏まえ、市町村と連携しつつ対応する。

### 2 市町村及び指定（地方）公共機関における物資及び資材の備蓄・整備

市町村及び指定（地方）公共機関は、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、必要な調達体制の整備に努めるものとされている。

### 3 近隣自治体・関係団体等と連携した備蓄・調達

府及び市町村は、近隣自治体と連携し、他の自治体からの避難住民の受入れも想定した、物資・資材の備蓄・調達に努めるものとする。

また、大量に備蓄することが困難な品目などについては、関係団体・企業の協力のもと、事態発生時には、優先的に調達できるよう努めるものとする。

---

## 第2章 避難

### 第1節 避難に関する基本的事項

#### 1 基礎的資料の準備

府は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、府の地図、人口のデータ、道路網のリスト、避難施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 2 避難実施要領のパターンの作成

市町村長は、市町村の他の執行機関、消防長・消防団長、府、府警察、海上保安部等、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難方法、誘導方法等や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などについて配慮するものとする。

#### 3 避難誘導のパターン例

市町村長は、以下の内容を参考に、あらかじめ、避難誘導実施要領のパターンを作成し、府に報告するものとする。

なお、自家用車の使用については、利用者（障がい者など）や利用地域・路線（山間部など公共交通機関がない地域など）に限定するものとする。

《表：避難誘導のパターン例（参考）》

実施方法		避難先等	近傍の施設など	他市町村・他府県など	
				公共交通機関	借上バス
避難方法	避難手段		原則として徒歩	鉄道・バスを中心とし、必要に応じ、船舶・航空機を利用	市町村又は府が借上げたバスを中心とし、必要に応じ、船舶・航空機を利用
	避難経路		現在場所 → 避難施設	現在場所→(徒歩・バス)→最寄駅→避難先駅→(徒歩・バス)→避難施設	現在場所 → 集合場所 →(バス) → 避難施設
誘導方法	避難実施単位		個人・世帯又は学校・事業所単位	自治会・事業所単位	自治会単位
	誘導員の配置		発現場周辺、避難場所周辺、主要交差点などに可能な限り配置	駅、バス停、避難場所周辺などに配置	集合場所、避難場所周辺、避難経路の主要交差点などに配置
その他の必要事項	避難行動要支援者の誘導		近くに在る者(自発的な協力)又は医療、福祉施設の管理者が誘導	市町村が自治会、事業所、医療、福祉施設の管理者の協力を得て誘導	市町村が自治会、事業所、医療、福祉施設の管理者の協力を得て誘導
	残留者の確認		行政関係者	行政関係者	行政関係者
	携行品・服装		非常持出品のみ 軽装にスニーカー	非常持出品のみ 軽装にスニーカー	非常持出品のみ 軽装にスニーカー
	食料品等の提供		なし	必要に応じ、行政機関から提供	必要に応じ、行政機関から提供

## 第2節 警報

### 1 警報等の通知先となる関係機関

府は、国対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等を確認しておく。

### 2 大規模集客施設等に対する警報の伝達

府は、消防庁から警報の通知を受けたときに、知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公

庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の連絡先、連携方法等を、市町村との役割分担も考慮して定める。

### 3 市町村に対する支援

府は、市町村長が高齢者、障がい者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行う。府警察は、市町村長が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

### 4 市町村における警報の伝達

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、**24時間365日**、迅速に伝達できるように、消防機関と連携するなどして、体制整備に努めるものとする。また、民生委員や社会福祉施設、国際交流関係団体等との協力体制を構築するなどして、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

## 第3節 避難施設の指定

### 1 指定対象施設

知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市町村と連携して、住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握して次の避難施設を指定する。なお、指定都市の長は、別途、当該市の国民保護計画の定めに基づき、避難施設を指定するものとする。

#### (1) 学校、公民館、集会場、体育館等（タイプ①…収容型）

[主な目的]

避難の期間が比較的長期に及ぶ場合の避難施設

#### (2) 公園、広場、駐車場等（タイプ②…集合型）

[主な目的]

i 避難の際の一時的な集合場所

ii 救援（炊き出しや医療の提供など）の実施場所

iii 応急仮設住宅、臨時医療施設等の建設用地

(3) 堅牢な建築物、地下施設（地下街、地下駅舎、地下駐車場）等（タイプ③…退避型）

[主な目的]

爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設

(4) 社会福祉施設、宿泊施設等（タイプ④…福祉型）

[主な目的]

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設

## 2 留意事項

(1) 防災のための避難場所として指定している施設等は、原則として指定することとする。

(2) 一定の地域に偏ることのないよう、また、昼夜間別の人口を念頭に置いて指定するとともに、できるだけ多くの施設を確保する。特に都市部においては、民間企業等の協力を得るなどして、必要に応じてタイプ③の避難施設を指定する。

(3) 危険物質等取扱所に隣接した場所、土砂災害の恐れのある急傾斜地等に立地する施設は指定しない。

(4) タイプ①及びタイプ②については、幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による人、物の運送が比較的容易な場所にある施設を指定する。

(5) タイプ①及びタイプ②については、避難住民等の収容や救援、物資等の搬出入に適した構造又は設備を有する施設を指定する。

(6) 特にタイプ④については、トイレなどの施設のバリアフリー化、手話通訳やガイドヘルパーなどの確保等が図られる施設を指定する。

## 3 指定手続

避難施設の指定・変更・解除は、以下の手順により行う。

### (1) 指定手続

ア 候補施設の選定

知事は、市町村長に対し、候補施設の選定について照会する。

イ 指定案の作成

知事は、市町村長の回答を踏まえ、指定案を作成する。

#### ウ 施設管理者の同意

知事は、市町村長を経由して、施設管理者の同意を得、文書等により確認する。

#### エ 指定及び通知

知事は、施設管理者の同意が得られた施設を指定し、市町村長を経由して施設管理者に対し文書等により通知する。

### (2) 変更・解除手続

府は、施設管理者に対し、指定施設の廃止又は用途変更等により、避難又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の増減を伴う変更を加えようとするときは、市町村を経由して、文書等により府に届け出るよう周知する。

届出を受け、指定を解除したときは、府は、その旨を施設管理者に対し、文書等により通知する。

## 4 指定情報の共有化と周知

### (1) 指定情報の共有化

府は、国の定める、避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、指定情報等を整理し、国に報告するとともに、国において整備されるデータベースなどを活用して、府内市町村、府警察、消防機関及び近隣府県に情報提供する。

### (2) 住民への周知

府は、市町村、府警察、消防機関等の協力を得ながら、避難施設の場所など、住民が避難を行うために必要な情報を周知する。

## 第4節 運送の確保

### 1 運送事業者の輸送力の把握

府は、運送事業者である指定（地方）公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や、運送事業者・近畿運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

### 2 輸送施設に関する情報の把握

府は、運送事業者である指定（地方）公共機関及び近畿運輸局等の協力を得て、避難

住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道、港湾、空港等の輸送施設に関する情報について把握する。

### 3 運送実施体制の整備

府は、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### 4 運送経路の確認

府、市町村は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、運送車両の運行を確保するための経路等について、府警察及び道路管理者と協議しておくものとする。また、府県域を越えて円滑に避難等が行えるよう、経路等について、近隣府県と協議しておくものとする。

### 5 武力攻撃事態等における交通規制計画

府警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定するものとする。

### 6 緊急通行車両に係る確認手続の整備

府及び府警察は、武力攻撃事態等において、府公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図るものとする。

## 第3章 救援

### 第1節 救援に関する基本的事項

#### 1 基礎的資料の準備

府は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

#### 2 市町村との調整

府は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができることから、市町村長が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

#### 3 市町村長が実施する救援

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

### 第2節 安否情報の収集・整理・提供

#### 1 安否情報の収集のための体制整備

府は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、府における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

#### 2 安否情報の収集のための準備

府は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある府が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、府対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の

報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第2条に定める安否情報報告書様式第3号の周知徹底を図る。

### 3 市町村における準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

## 第4章 災害対処

### 第1節 被災情報の収集・報告

#### 1 被災情報の収集・連絡体制の整備

知事は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

また、市町村に対し、被災情報の報告をあらかじめ定められた様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、その管理する施設および設備並びにその業務として行う国民保護措置に関して収集した被災情報を、速やかに、知事に報告するよう努めることを周知する。

#### 2 市町村における準備

市町村長は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

### 第2節 生活関連等施設の安全確保

#### 1 生活関連等施設の把握

府は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理しておく。

また、府警察及び海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

- i 施設の種類
- ii 名称
- iii 所在地
- iv 管理者名
- v 連絡先
- vi 危険物質等の内容物

vii 施設の規模

## 2 施設管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点を通知するとともに、府警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

## 3 施設管理者に対する要請

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、所管省庁が定める安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、知事は、施設の管理者がその自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

また、府警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行うものとする。

## 4 市町村における準備

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、所管省庁が定める安全確保の留意点に基づき、自らの管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

## 第5章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

知事は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理するため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 第1節 意義

ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されるとされている。

知事は、これらの標章等の適切な交付及び管理を以下により実施する。

### 第2節 赤十字標章等

#### 1 内容

##### (1) 標章

第一追加議定書に規定される特殊標章（白地に赤十字）

##### (2) 信号

第一追加議定書に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

##### (3) 身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書（様式のひな型は後掲のとおり）

##### (4) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

#### 2 交付及び管理

(1) 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的

な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- i 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- ii 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
- iii i 及び ii に掲げる者からの委託により医療に係る業務を行う者

(2) 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- i 医療機関である指定地方公共機関
- ii 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者(指定公共機関を除く。指定公共機関である医療機関については、所管の指定行政機関の長が許可するものとされている。)



(白地に赤十字)

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
<b>身分証明書</b> <b>IDENTITY CARD</b>		
常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の		
PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
-----		
交付等の年月日/Date of issue ----- 証明書番号/No. of card ----- 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印紙/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))  
(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)

### 第3節 特殊標章等

#### 1 内容

##### (1) 特殊標章

第一追加議定書に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

##### (2) 身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書（様式のひな型は後掲のとおり）

##### (3) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

#### 2 交付及び管理

- (1) 知事、府警察本部長、市町村長、消防長及び水防管理者は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

##### ア 知事

- i 国民保護措置に係る職務を行う府の職員
- ii 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- iii 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

##### イ 府警察本部長

- i 国民保護措置に係る職務を行う府警察の職員
- ii 府警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- iii 府警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

##### ウ 市町村長

- i 国民保護措置に係る職務を行う市町村の職員
- ii 市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- iii 市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

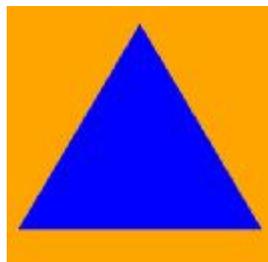
##### エ 消防長

- i 国民保護措置に係る職務を行う消防職員
- ii 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- iii 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

オ 水防管理者

- i 国民保護措置に係る職務を行う水防団長及び水防団員
- ii 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- iii 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 知事、府警察本部長、市町村長、消防長及び水防管理者は、特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。(指定公共機関については、所管の指定行政機関の長が許可するものとされている。)



(オレンジ色地に青の正三角形)

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue .....	証明書番号/No. of card .....	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血型/Blood type .....		
.....		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

## 第4編 復旧等

### 第1章 施設の応急復旧

#### 第1節 基本的事項

##### 1 復旧のための体制・資機材の整備

府、市町村及び指定（地方）公共機関は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うための体制及び資機材を整備するよう努めるものとされている。

##### 2 応急復旧の実施

府、市町村及び指定（地方）公共機関は、武力攻撃災害発生後、安全の確保に配慮したうえで、可能な限り速やかに、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行うものとされている。

##### 3 通信手段の確保

府、市町村及び指定（地方）公共機関は、国民保護措置を実施する上で重要な情報通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮したうえで、速やかに応急復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保するものとされている。

なお、府は、復旧措置を講じても、なお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を報告する。

##### 4 国等に対する支援要請

自らの要員、資機材などで応急復旧できない場合は、必要に応じ、知事及び指定公共機関は国に対し、市町村長及び指定地方公共機関は知事に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のために必要な措置の支援を求めるものとされている。

## 第2節 主要施設の応急復旧

### 1 ライフラインの応急復旧

府、市町村及び指定地方公共機関であるライフライン事業者は、武力攻撃災害が発生した場合、速やかに管理するライフライン施設の被害状況の把握及び緊急時の供給を行うとともに、施設の応急復旧を実施するものとする。

また、府は、ライフライン事業者に対し、府域内における応急復旧等の状況について情報提供を依頼する。

### 2 道路の応急復旧

府、市町村及び指定地方公共機関である道路管理者は、武力攻撃災害が発生した場合、速やかに管理する道路の被害状況の把握に努め、障害物の除去、その他避難住民及び緊急物資の運送の輸送路を最優先して確保するため、応急復旧の措置を講ずるとともに、その状況を、市町村及び指定地方公共機関である道路管理者は府に報告するものとする。

また、府は上記以外の道路管理者に対し、府域内における応急復旧等の状況について情報提供を依頼する。

### 3 港湾施設、漁港施設の応急復旧

港湾・漁港管理者は、武力攻撃災害が発生した場合、速やかに管理する港湾・漁港施設の被害状況の把握に努め、障害物の除去、その他の応急復旧の措置を講ずるとともに、その状況を府に報告するものとする。

### 4 空港施設の応急復旧

空港管理者は、武力攻撃災害が発生した場合、速やかに、空港施設の被害状況の把握に努め、障害物の除去その他空港施設の機能を確保するための応急復旧の措置を講ずることとされている。

また、府は空港管理者に対し、府域内における応急復旧等の状況について情報提供を依頼する。

### 5 鉄道施設の応急復旧

市及び指定地方公共機関である鉄道事業者は、武力攻撃災害が発生した場合、管理する鉄道施設について、速やかに被害状況の把握に努め、応急復旧の措置を講ずるととも

に、その状況を府に報告するものとする。

また、府は上記以外の鉄道事業者に対し、府域内における応急復旧等の状況について情報提供を依頼する。

### 第3節 輸送路の確保に関する総合調整

- 1 府対策本部長は、府域内において、広域的な避難住民等の運送及び緊急物資の運送を行うための輸送路を優先的に確保するため、必要な応急復旧の措置が講じられるよう総合調整を行う。
- 2 避難住民等の運送及び緊急物資の運送のための輸送路の確保に関係する公共的施設の管理者等は、輸送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は関係する管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努めるものとされている。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

### 第1節 国における所要の法制の整備

国は、国民保護法第171条の規定に基づき、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、速やかに、法整備のための所要の措置を講ずることとされている。

また、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、武力攻撃災害による被災状況等を踏まえつつ、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

府及び市町村は、国が示す方針に従って、府域の復旧を行うものとする。

### 第2節 所要の法制が整備されるまでの復旧

- 1 府及び市町村は、武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行うものとする。
- 2 府及び市町村は、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定めるものとする。
- 3 府、市町村及び指定（地方）公共機関は、復旧にあたって、その対象となる施設の被害の状況、当該被災した地域を管轄する府及び市町村が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施するものとされている。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

### 第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### 1 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で、府が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、府は、国が別途定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### 2 関係書類の保管

府は、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たり、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 第2節 損失補償、実費弁償及び損害補償

#### 1 損失補償

府は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果生じた通常損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償する。

#### 2 実費弁償

府は、国民保護法に基づく要請又は指示に従って医療を行った医療関係者に対して、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

#### 3 損害補償

府は、国民保護措置の実施について、援助の要請を受けて協力をした者及び要請に応じ又は指示に従って医療を行う医療関係者が、そのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

### 第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん

府は、国民保護措置の実施に関して府対策本部長が総合調整を行い、又は指示をした結果、市町村又は指定（地方）公共機関が損失を受けたときは、国が行う損失補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

### 第4節 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

#### 1 国に対する負担金の請求等

市町村は、国民保護措置の実施に要した費用の支弁や、国に対する負担金の請求等について、本計画に準じて定めるものとする。

この場合において、国に対する費用の請求については、国が別途定めるところにより、国に対して請求するものとする。

#### 2 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、本計画に準じて定めるものとする。

## 第4章 国民の権利利益の救済に係る手続

### 第1節 国民の権利利益の迅速な救済

府は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1, 2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1, 3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの。 (法第85条第1, 2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)	

## 第2節 国民の権利利益の救済に関する文書の保存

府は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、大阪府行政文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、文書を逸失等することがないように安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、府は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 変更の経緯

- 平成18年危管第1078号及び危管第1078-2号により一部変更（平成18年4月）
  - 平成19年危管第1115号により一部変更（平成19年4月）
  - 平成19年危管第1896号により一部変更（平成19年12月）
  - 平成21年危管第1912号により一部変更（平成22年3月）
  - 平成23年危管第2077号により一部変更（平成24年1月）
  - 平成26年災対第1946号により一部変更（平成26年11月）
  - 平成28年災対第1151号により一部変更（平成28年4月）
  - 平成29年災対第1403号により一部変更（平成29年8月）
  - 平成31年災対第1763号により一部変更（平成31年1月）
  - 令和4年災対第2596号により一部変更（平成5年1月）
-